

# 舞鶴市文化財保存活用地域計画

令和3年3月

舞鶴市



## 目次

序章 舞鶴市文化財保存活用地域計画作成にあたって	1
1. 計画作成の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	4
4. 自己評価の参考値	4
5. 体制および経緯	5
6. 用語の定義	6
第1章 舞鶴市の概要	7
1. 自然的・地理的環境	7
(1) 位置	7
(2) 地勢	8
(3) 土地利用	9
(4) 地質・土壌	9
(5) 気候	11
(6) 生態系	12
2. 社会環境	13
(1) 人口・世帯数等	13
(2) 行政単位の変遷と東西の市街地	14
(3) 産業	15
(4) 交通網	17
(5) 都市計画等	18
3. 舞鶴市の歴史文化の成り立ち	21
(1) 先史（縄文時代・弥生時代）	21
(2) 古代（古墳時代・飛鳥時代・奈良時代・平安時代）	22
(3) 中世（鎌倉時代・南北朝時代・室町時代・戦国時代）	24
(4) 近世（安土桃山時代・江戸時代）	26
(5) 近現代（明治時代・大正時代・昭和時代・平成時代）	30
第2章 舞鶴市の歴史文化遺産の概要と特徴	35
1. 指定等文化財の概要と特徴	35
(1) 建造物	36
(2) 美術工芸品	36
(3) 民俗文化財	37
(4) 記念物	37
2. 未指定の歴史文化遺産の概要と特徴	38
(1) 建造物	39
(2) 美術工芸品	39
(3) 民俗文化財	40
(4) 記念物	40
(5) 文化的景観・伝統的建造物群	40
(6) 日本遺産	41

(7) 世界記憶遺産	41
(8) その他	42
第3章 舞鶴市の歴史文化の特徴	43
1. 舞鶴市の歴史文化の特徴	43
2. 関連文化財群	45
(1) 多様な自然に育まれた関連文化財群	46
(2) 人と海との関わりが息づく関連文化財群	52
(3) 山と里の信仰と交流が培った関連文化財群	58
(4) 田辺城下町と里によって形づくられた関連文化財群	64
(5) 舞鶴鎮守府開庁によって築かれた関連文化財群	70
(6) 引揚者を迎え入れた関連文化財群	76
第4章 歴史文化遺産の把握調査	82
1. 既存の歴史文化遺産調査の概要	82
(1) 地域のたからものアンケート調査	82
(2) 指定等文化財調査	82
(3) その他の学術調査	84
(4) 調査成果の公開	85
2. 歴史文化遺産調査の課題	86
(1) 歴史文化遺産調査の分布と傾向	86
(2) 歴史文化遺産調査の課題	87
第5章 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念・方針と措置	89
1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題	89
(1) 歴史文化遺産を探る・学ぶ取り組みに係る課題	89
(2) 歴史文化遺産の活用に係る課題	89
(3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る課題	90
(4) 歴史文化遺産を保存・活用する仕組みづくりに係る課題	91
(5) 関連文化財群のテーマごとの課題	91
2. 歴史文化遺産保存・活用の基本理念と基本方針	93
(1) 基本理念	93
(2) 基本方針	94
3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する措置	100
(1) 歴史文化遺産を探る・学ぶ取り組みに係る措置	101
(2) 歴史文化遺産の活用に係る措置	103
(3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る措置	105
(4) 歴史文化遺産を保存・活用する仕組みづくりに係る措置	106
(5) 歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用に係る措置	108



第6章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	111
1. 舞鶴市の体制	111
2. 推進体制の構築	113
(1) 庁内体制の整備・連携の推進	113
(2) 市民・団体との連携の推進	113
(3) 外部の専門家との連携の推進	114
(4) 広域連携の推進	114
3. 計画の推進・進捗管理	115
資料編	117
資料1 指定等文化財一覧	118
資料2 未指定の歴史文化遺産一覧	130
資料3 日本遺産構成文化財・世界記憶遺産登録資料一覧	134
資料4 調査成果文献一覧	141
資料5 計画骨子	147



# 序章 舞鶴市文化財保存活用地域計画作成にあたって

## 1. 計画作成の背景・目的

舞鶴市は、舞鶴湾という天然の良港を有する都市として、海とともに発展してきた。なかでも海人開基の伝承をもつ松尾寺の国宝・重要文化財の仏教美術品、重要文化財に指定され、日本遺産の構成文化財でもある舞鶴旧鎮守府倉庫施設、ユネスコ世界記憶遺産（世界の記憶）<sup>注1</sup>に登録された舞鶴引揚記念館収蔵資料、天然記念物であるとともに神の島として現在も信仰の対象である冠島など、海と関連するものも多く、それらは日本を代表する「歴史文化遺産」<sup>注2</sup>である。一方では、文化財としては未指定であるものの吉原・成生など漁業集落の歴史的な景観をはじめ伝統的な民家の残る集落、各地の神社仏閣、祭礼芸能や伝統行事などの民俗文化等、市民の暮らしに息づく歴史文化遺産も数多く受け継がれている。

しかし、これらの歴史文化遺産の価値は、市民に対し十分に周知が図られてきたとは言い難く、若年層を中心にふるさとの歴史や文化に対する関心が希薄化している。また、地域が主体となって受け継いできた歴史文化遺産は、人口減少や少子高齢化による担い手減少等にともない喪失の危機に瀕しているものも少なくないという課題を抱えている。

舞鶴市では、このような状況を打開し、市民を中心とした歴史文化を活かしたまちづくりを展開すべく、様々な取り組みを進め、平成 24 年(2012)には、赤れんがを活かしたまちづくりが文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞し、平成 27 年には引揚記念館収蔵資料が世界記憶遺産に登録、平成 28 年には「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」のストーリーが文化庁の日本遺産に認定、平成 29 年には「舞鶴の海軍施設と都市計画」が日本イコモス国内委員の選ぶ日本の 20 世紀遺産 20 選に選定された。

こうした背景を受けて、平成 30 年（2018）3 月に、歴史文化遺産の総合的な保存・活用のためのマスタープランとなる「舞鶴市歴史文化基本構想」を策定した。構想策定以降、舞鶴市の多様な歴史文化遺産の保存・活用をより効果的に進め、市民をはじめ専門家や企業等を含めた多様な主体が協働して取り組みを展開するための目標や方針の共有を図り、歴史文化遺産の魅力を高める取り組みを進めるなど、継続した活動を展開し、心豊かに暮らせるまちづくりへと発展させてきた。また、平成 29 年には文化芸術基本法が改正され、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるように配慮することが基本理念に追加された。舞鶴市においても、平成 29 年 6 月に「舞鶴市文化振興基本計画」を策定し、歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進に向けた取り組みを文化芸術の面からも位置づけている。

このように文化財の保存・活用の機運が高まるなか、平成 30 年（2018）6 月の文化財保護法の改正により、市町村による歴史文化遺産の保存と活用について法的根拠をもたせた、マスタープラン兼アクションプランとしての「文化財保存活用地域計画」が制度化された。本市のこれまでの取り組みに一定の成果や蓄積がみられ、市民の歴史文化に対する意識も高まりをみせてきている。しかし、次世代に向け、本市の歴史文化の魅力を伝え、歴史文化遺産の確実な保存と適切な活用は、なお向き合っていくべき課題である。よって、本市を取り巻く状況ならびに法制度の整備等を受け、歴史文化基本構想の理念と基本方針を継承・発展させ、舞鶴市における歴史文化遺産の保存・活用に地域社会総がかりで取り組み、子どもたちを中心とした次世代のふるさとに対する誇りと愛着を醸成し、いきいきとしたまちづくりを

注1 ユネスコ世界記憶遺産については、平成 28 年（2016）に「世界の記憶」～日本語表記が改められているが、登録当時の「世界記憶遺産」の表記で市民に浸透しており、本計画においても「世界記憶遺産」の表記を使用する。

注2 用語の定義については 6 頁参照。

深化させることを目的として、長期的な歴史文化遺産の保存・活用の方向性を示すマスタープランであり、かつ具体的な事業を定めたアクションプランである「舞鶴市文化財保存活用地域計画」を作成する。

## 2. 計画の位置づけ

舞鶴市では、平成31年(2019)に「第7次舞鶴市総合計画」を策定し、都市像として「ひと・まちが輝く 未来創造・港湾都市 MAIZURU」を掲げている。さらに、計画の基本理念としては「次代を担う若者や子どもたちに夢と希望を お年寄りには感謝を～誰もが心豊かに暮らせるまちを目指して～」としている。

第7次舞鶴市総合計画を推進するための「前期実行計画」(計画期間:2019~2022年度)を策定し、この前期実行計画では、まちづくり戦略として、「心豊かに暮らせるまちづくり」・「安心のまちづくり」・「活力あるまちづくり」の3つの戦略のもとに、まちづくり戦略の共通方策として、「市民と共に進めるまちづくり」・「持続可能なまちづくり」・「市民の期待に応える市役所運営」を市政運営の基本姿勢としている。さらに同実行計画では、「心豊かに暮らせるまちづくり」のなかで、「生涯を通じて健幸(健康・幸福)で文化的なまち」を掲げ、「歴史文化遺産の活用によるまちづくり」を進める方策として「歴史文化遺産の活用の推進」・「継続的な調査の実施と新たな歴史文化遺産の発掘」・「歴史文化遺産の継承の推進」をあげている。

また、平成29年に「舞鶴市文化振興基本計画」を策定しており、市民一人ひとりが文化を支える担い手となって、文化の振興を図っていくことが重要としている。

さらに、令和2年(2020)策定の「第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては「歴史文化遺産の活用によるまちづくり」として、「赤れんが博物館などの近代化遺産の魅力発信とふるさと学習の推進」・「舞鶴引揚記念館における新たな事業の展開」・「魅力ある教育プログラムの構築」・「田辺城趾を拠点としたまちづくりの推進」・「伝統行事や民俗芸能の記録映像の作成」・「所有者や自治会等が行う文化財保全事業の支援」・「舞鶴市文化財保存活用地域計画の作成」を施策として掲げ、着実な取り組みを進めることとしている。

文化財保存活用地域計画は、文化庁長官が認定する計画であり、認定の際には文化財保護法第183条の3第5項において設ける基準に適合することが必要とされる。その基準のひとつとして、「文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること」が示されている。

京都府では、令和2年に「京都府文化財保存活用大綱」を策定し、目指すべき将来像を「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること」として、下記のような方針を定めている。

表序-1 京都府文化財保存活用大綱の基本方針

### 【①文化財指定等による保護の促進】

未指定文化財の調査の充実／文化財の指定等の推進／地域にとって文化財の持つ意味やその価値を明らかにする／関係機関との幅広い連携／文化財所有者への支援

### 【②文化財保護体制の強化】

地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり／文化財保護にかかわるさまざまな団体や関係機関の連携強化／保存と活用への幅広い経験を持つ人材を配置／将来にわたる文化財の保護、継承の担い手の育成

### 【③文化財保護を支える技術等の継承】

修理等に関わる技術の継承／文化財の修理に必要な材料、道具類を扱う産業の継続

### 【④文化財の地域的な保存・活用の促進】

地域コミュニティの活性化、まちづくり施策、地域の福祉に大きな役割／未指定を含めた、文化財を面的に把握、価値づけ、幅広く保存・活用／文化財の保存と活用の均衡を重視

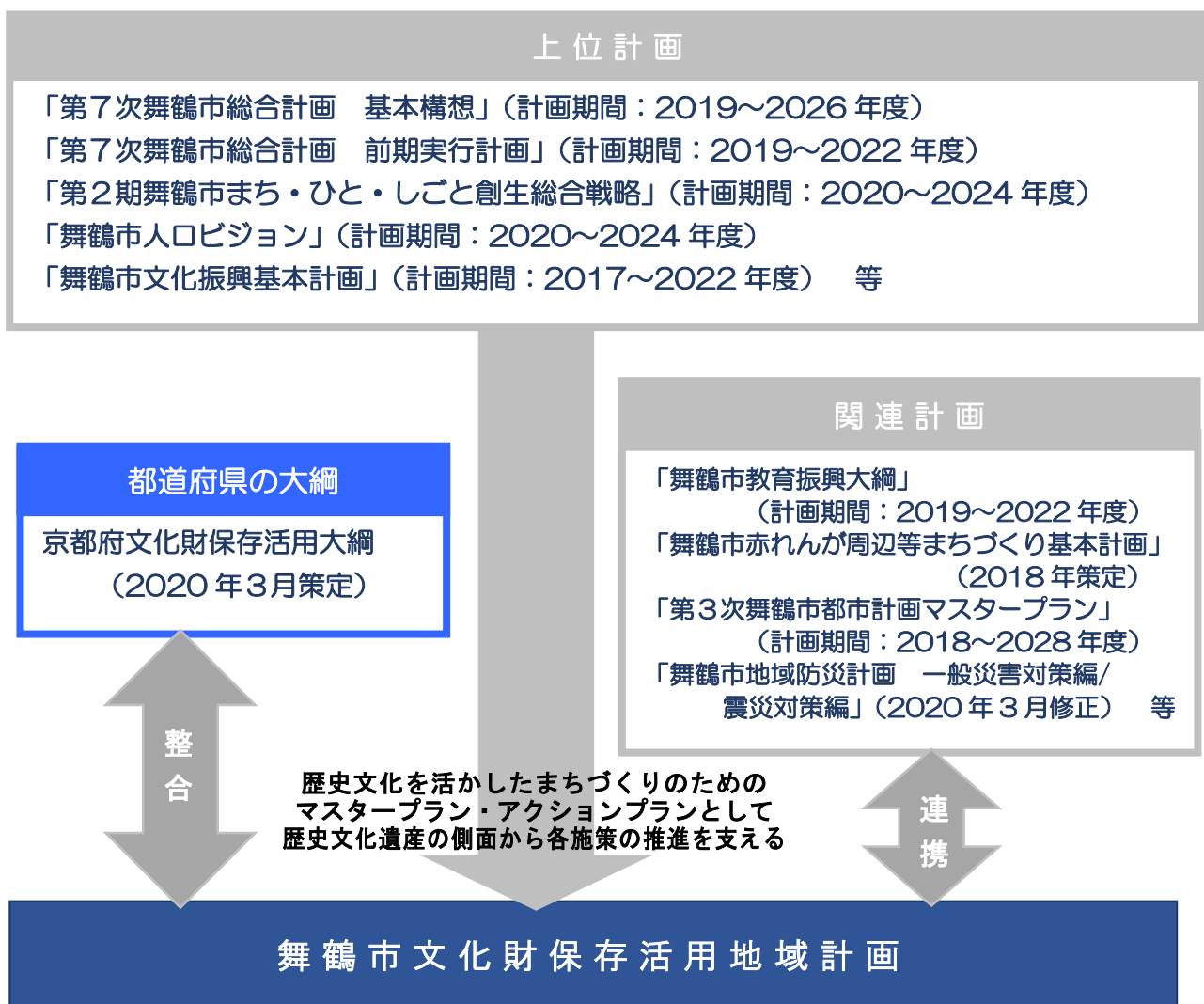
また、京都府文化財保存活用大綱では、広域連携に対する市町村の取り組みへの支援を掲げ、府内各地域の個性豊かな文化や地域資源等を活かすため「もうひとつの京都」の取り組みを示している。

舞鶴市は「海の京都」エリアに含まれ、京都府北部地域の5市2町（舞鶴市・福知山市・綾部市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町）とともに、様々な取り組みの連携が必要とされる。

舞鶴市文化財保存活用地域計画は、舞鶴市の上位計画や関連計画の目標・戦略に基づき、京都府文化財保存活用大綱と整合するものである。

舞鶴市において舞鶴市文化財保存活用地域計画を作成することは、生活やまちづくりの基盤として欠くことのできない豊かな歴史文化遺産を将来に向けて引き継ぐ重要な役割を果たすこととなる。

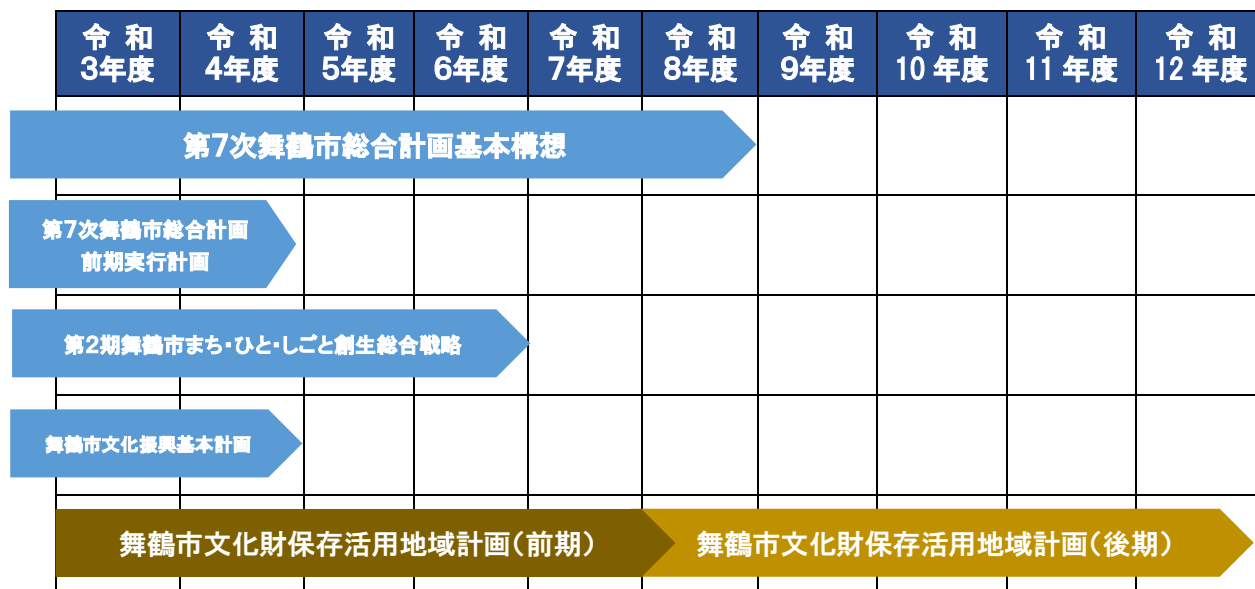
したがって、自然環境の保全や農林水産業・商工業の活性化、観光振興、学校教育、地域間交流や生涯学習など、各分野の施策の推進にあたっては、歴史文化遺産の保存・活用との関係を考慮することが不可欠であり、本計画はこれらの施策の効果的な推進を後押しする役割を担う計画でもある。



図序- 1 舞鶴市文化財保存活用地域計画の位置づけ

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021）から令和12年度の10年間とする。なお、本計画に基づく事業計画は、第7次舞鶴市総合計画、同前期実行計画、第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略、舞鶴市文化振興基本計画の計画期間などと連携するものとし、第7次舞鶴市総合計画基本構想の計画期間が終了する令和8年度に合わせ、事業成果の検証・評価を行い、課題を再整理して、必要な見直しを行うとともに計画の変更が必要な場合は、軽微な変更を除き、改めて文化庁の認定を受けるものとする。



図序-2 上位計画と文化財保存活用地域計画の計画期間の関連

### 4. 自己評価の参考値

第7次舞鶴市総合計画前期実行計画では、その数値目標を「人口10万人のにぎわい」をもつまちの指標として「経済人口10万人」を掲げている。経済人口とは、定住人口の減少を補う交流人口・地域消費額の拡大を図ることを目的として算出したものである。

後述の「赤れんがモデル」<sup>注3</sup>の成果により、重要文化財舞鶴旧鎮守府倉庫施設「舞鶴赤れんがパーク」の来場者は、赤れんがパーク整備前の平成23年度（2011）には9万9000人であったものが、令和元年度（2019）には68万2000人と約7倍に増加している。

本計画においても、この数値目標を参考に、歴史文化遺産を活用した交流人口の拡大を計画の進捗管理の指標とする。なお、第2期舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略で示されている令和6年（2024年）に設定されているKPI（数値目標）は、計画の進捗管理と自己評価の参考数値とする。

**<経済人口の算出式>**

$$\text{経済人口} = \text{定住人口} + \frac{\text{交流人口} \times \text{地域消費額}}{\text{定住人口} \times \text{1人あたりの地域消費額}} \quad (\ast)$$

$$\text{1人あたりの地域消費額} \approx 85 \text{万円}$$

$$= \text{定住人口} \times \frac{\text{年間消費支出額}}{\text{定住人口}} \times \text{地域消費割合} \approx 125 \text{万円} \times 68\%$$

<sup>注3</sup> 第5章「歴史文化遺産保存・活用の基本理念と基本方針」（93頁）参照。

## 5. 体制および経緯

舞鶴市に所在する多様な分野の歴史文化遺産の特徴を的確に把握するとともに、市民が共感できる計画として取りまとめるため、学識経験者、各種団体の代表者、行政関係者等の合計13名で構成する「舞鶴市文化財保存活用地域計画策定懇話会」（表序-2、以下、懇話会という）を設置して検討した。

懇話会は、令和2年（2020）8月31日の第1回懇話会を皮切りに、11月30日に第2回懇話会、令和3年2月22日に第3回懇話会を開催し計画案を作成した。

なお、計画案については、令和3年1月8日から2月8日までパブリック・コメント手続制度に基づく意見募集を行い、提出された意見を踏まえ、3月17日に舞鶴市文化財保護審議会に諮問し、同日同審議会の答申を得て、認定の申請を行った。

表序-2 舞鶴市文化財保存活用地域計画策定懇話会

区分・専門		氏名	所属・役職	備考
学識経験者	建築学	日向 進	京都工芸繊維大学名誉教授	会長
	考古学	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授	副会長
	歴史地理学 文化的景観学	上杉 和央	京都府立大学文学部准教授	
	民俗学	八木 透	佛教大学歴史学部教授	
各種団体		高橋 聡子	舞鶴市文化財保護審議会会長	
		松尾 象空	文化財所有者（松尾寺住職）	
		澁谷 恵一	舞鶴自治連・区長連協議会理事	
		伊庭 節子	舞鶴観光ガイドボランティアけやきの会会長	
		吉岡 久	（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社舞鶴地域本部事務局長	
行政関係者		小畑 真奈美	舞鶴市観光振興課長	
		吉田 章洋	舞鶴市都市計画課長	
		山本 仁士	舞鶴市企画政策課長	
		稗田 洋子	舞鶴市学校教育課指導主事	
オブザーバー		京 都 府	（教育庁指導部文化財保護課）	
事務局		藤崎 浩志	舞鶴市市民文化環境部長	
		福本 一夫	舞鶴市文化スポーツ室長	
		左織 美紀恵	舞鶴市文化振興課長	
		長嶺 睦	舞鶴市文化振興課文化財係長	
		神村 和輝	舞鶴市文化振興課文化財係主査	
		松崎 健太	舞鶴市文化振興課文化財係主査	

## 6. 用語の定義

### 「文化財」と「歴史文化遺産」

本計画における「文化財」とは、文化財保護法第2条で規定する有形文化財（建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書ならびに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料等）、無形文化財（演劇・音楽・工芸技術その他の文化的所産等）、民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件等）、記念物（貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅・庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地ならびに動物・植物および地質鉱物等）、文化的景観、伝統的建造物群のうち、歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の価値の高いものをいい、そのうち、指定・登録・選択・選定等の措置を講じたものを「指定等文化財」とする。また、文化財保護法では上記の6つの類型に加え、埋蔵文化財および文化財の保存技術についても保護の対象としている。

一方、近年、地域の歴史や文化の価値が再認識されるなかで、地域の人々の暮らしと深く関わり、地域の個性を示す歴史的・文化的・自然的な遺産の価値や魅力が見直されてきている。

そこで、本計画では、指定等文化財を含め、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果および多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的な遺産（一体となって価値を形成する周辺環境を含む）を歴史文化遺産と定義し、文化庁の指針<sup>注4</sup>の対象とする「文化財」と同等のものと位置づけ、全ての歴史文化遺産を本計画の対象とする。したがって、本計画における歴史文化遺産は、地域の風土を基盤として、先人の営みを今に伝えるもの、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、市民が未来へ向かって活用・継承するものと定義づける。



図序-3 「文化財」と「歴史文化遺産」の定義

注4 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁、2019年）



# 第1章 舞鶴市の概要

## 1. 自然的・地理的環境

### (1) 位置

舞鶴市は、京都府の北部に位置し、北は日本海（若狭湾）に面し、東は福井県高浜町、南は綾部市と福知山市、西は宮津市と接している。その面積は342.12㎢で、京都府の約7.4%を占め、東西29.7km、南北24.9km、海岸線は119.9kmに及ぶ。また、オオミズナギドリ繁殖地として国の天然記念物に指定されている冠島や杓島などの島々も舞鶴市に属している。

舞鶴市の市街地は大きく2つに分かれており、田辺藩の城下町・商港から発展した西地区、海軍の軍港から発展した東地区と両地区とも特徴的な市街地を形成している。その他にも地勢的に中地区、加佐地区、大浦地区の5地区で構成される。

また、日本海<sup>かんざき</sup>の海運が発達した江戸時代から明治時代中期には、神崎、田辺、市場などに湊をもち、北前船の寄港地として日本海海運の一翼を担い、北海道・東北と大阪を結ぶ海の交通の要衝であった。

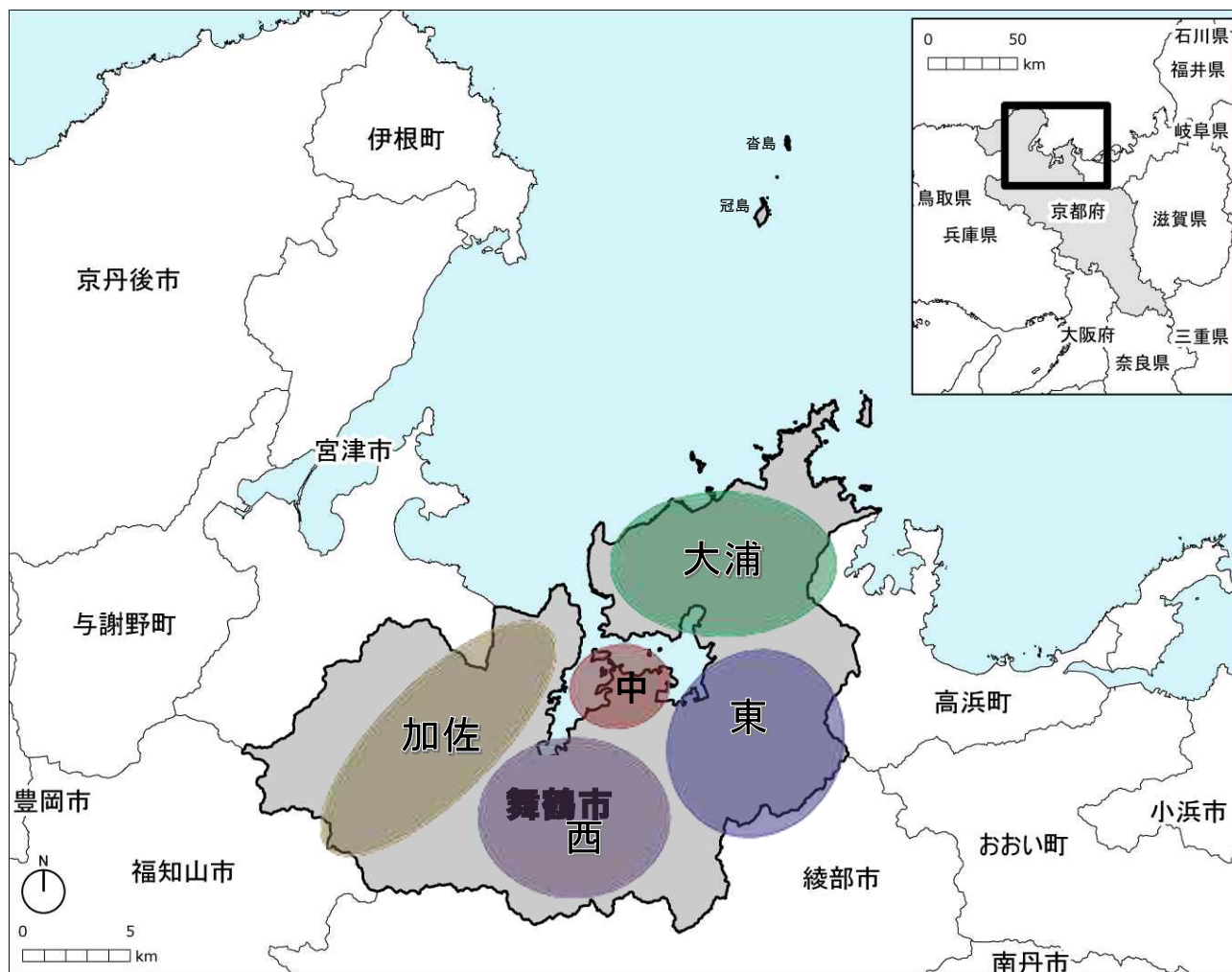


図1-1 舞鶴市の位置

## (2) 地勢

市域の大部分は老年期の山地や丘陵によって占められ、平野は由良川河畔の堆積面、西地区の高野川、伊佐津川、東地区の与保呂川、志楽川の沖積地が発達しているが平地面積は少ない。

市域の大半を占める山林地域のうち、舞鶴市を代表する山岳としては青葉山<sup>あおば</sup>があげられる。青葉山は福井県高浜町と舞鶴市にまたがる標高 693mの秀峰<sup>だいせん ひょうのせん</sup>で、大山、氷ノ山とともに山陰地方における高山植物の三大宝庫のひとつに数えられ、若狭富士とも呼ばれている。また、青葉山は由良ヶ岳、弥仙山とともに市民に親しまれている。市域の山岳は 600m前後が主体となり、青葉山に加え、宇野ヶ岳 (694m)、赤岩山 (669m)、弥仙山 (664m)、三国岳 (616m)、槇山 (483m)、五老岳 (301m) が主な山岳としてあげられる。

一方、舞鶴市西部を流下する由良川は全長約 146km の京都府下最大の河川で、福知山市から舞鶴市にかけての地域は勾配が緩やかなため、古くから幾度となく洪水にみまわれた。由良川下流域の桑飼上遺跡<sup>くわがひ</sup>や桑飼下遺跡、志高遺跡などは、縄文時代から現在まで、由良川と折り合いながら、数々の災害にあっても力強く生活していた人々の姿を彷彿させる。

また、西地区を流れる伊佐津川・高野川、東地区を流れる与保呂川・祖母谷川・志楽川・朝来川、大浦地区を流れる河辺川・大丹生川などの京都府管理の二級河川が市内を流下している。

このように、舞鶴市は河川の河口部に位置し、舞鶴湾に面し、四周を山岳・丘陵部が取り囲むような地形的特徴を有し、海・川・山の自然環境を活かしながら湾奥部に市街地が発達してきた都市であるといえる。

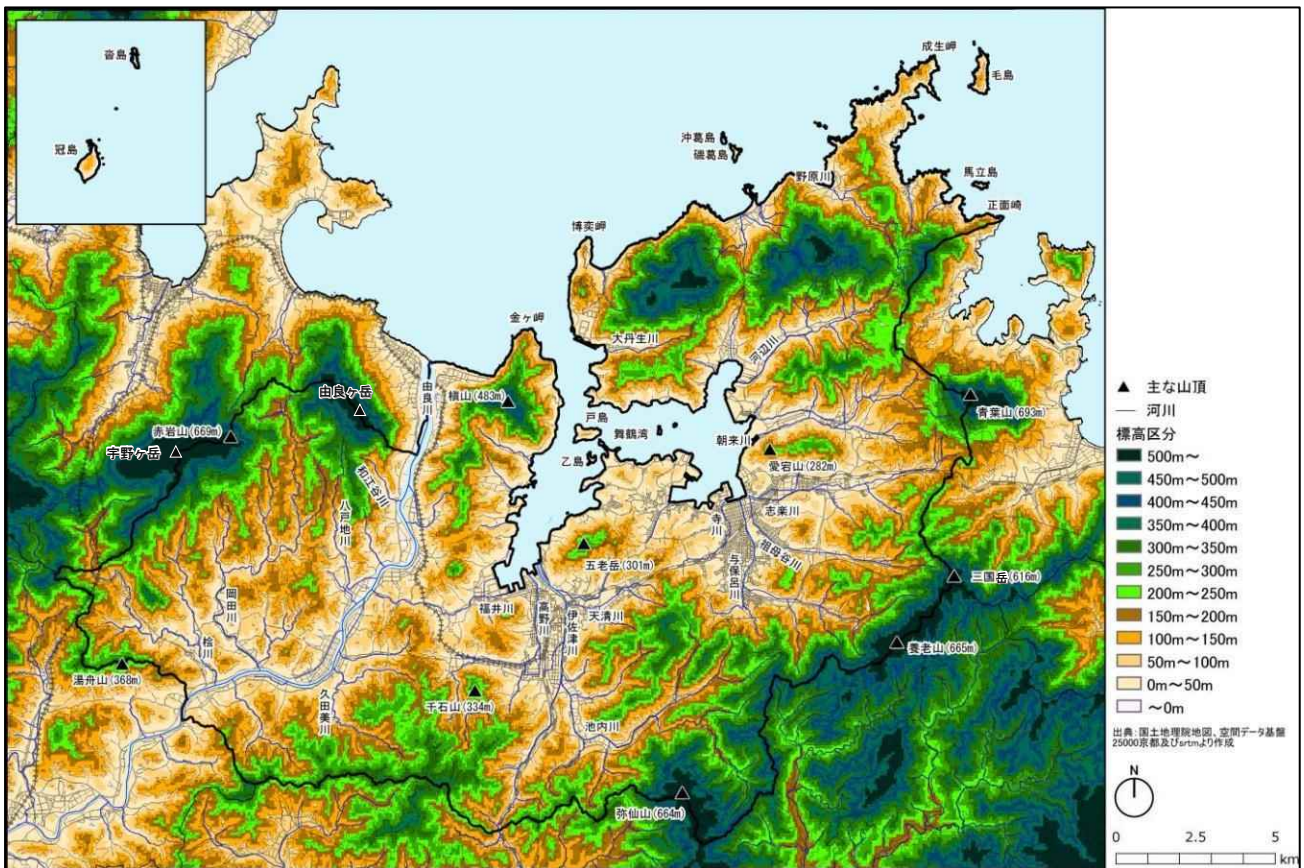


図 1- 2 舞鶴市の標高区分



### (3) 土地利用

市域の土地利用をみると、林野（山林と原野）が約 63%を占め、農地が約 21%、宅地が約 13%であり、林野・森林が優位となる。

山々に囲まれた平地部には、主に農地が広がり、河川や古くからの道筋に沿って農村集落が点在しているほか、若狭湾に面して、成生<sup>なりゅう</sup>などの漁業集落が点在する。

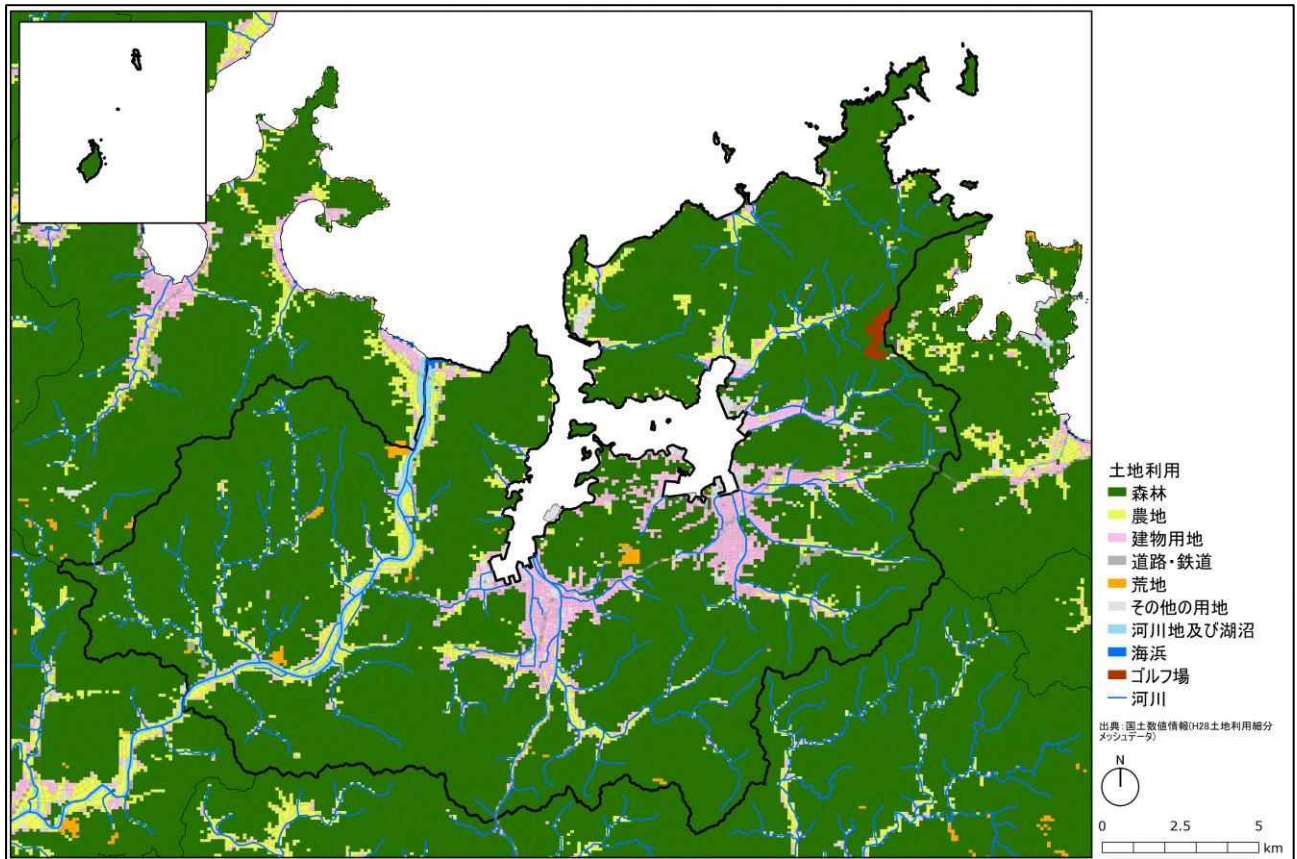


図 1- 3 舞鶴市の土地利用

### (4) 地質・土壌

舞鶴市は西日本を北東から南西に貫く「舞鶴帯」の端部に位置する。舞鶴帯は、古生代の終わりに、海が北方から次第に陸化し始めた際の海と陸の境目にあり、活発な地殻変動により、舞鶴層群、志高層群、荒倉層、難波江層群、内浦層群など、古生代から新生代にわたる化石が分布する地域となった。このうち、志高層群は2億年前にできた日本最古の石炭層であったといわれ、鱗痕化石と呼ばれるリップマーク（波の化石）もみることができる。また荒倉層群には、アンモナイトや二枚貝、巻貝の化石が出土する。



図 1- 4 舞鶴周辺の地質（出典：『舞鶴のあゆみ』）

新生代になると、現在の日本海側を中心に大陥没が生じて日本海が生まれたが、冠島にみられる 1500 万年前のタブヤニレ、ハンノキなどの広葉樹の化石はこの頃の陥没でできた湖の底に堆積したものであるといわれている。約 1500 万年前の新生代第三紀中新世に生息していたピカリアの化石は内浦層群から出土し、このことから、当時の舞鶴は亜熱帯気候であったとされている。約 1000 万年前には、青葉山の近くで海底火山が爆発した。現在の青葉山は溶岩ドームのように盛り上がりできたもので、麓の溶岩塊は往時の姿を見せているものである。また、この頃に若狭湾一帯が沈降して、リアス式の美しい舞鶴湾の海岸線が誕生した。

また、舞鶴市の山地部では有用鉱物資源の種類が多いものの、いずれも鉱床規模が小さい。このうち、舞鶴鉱山、大俣（<sup>おおまた</sup> 栃葉）<sup>とちば</sup> 鉱山は、著名な鉱山としてその名があげられる（第 3 章 図 3-4 参照）。舞鶴鉱山は池内地区の別所、寺田、<sup>うえね</sup> 上根、<sup>しらたき</sup> 白滝地域一帯に分布する。鉱種は銀、銅、硫化鉄で、戦国末期から大正時代にかけて採掘していた。また、大俣鉱山は岡田上地区にあり、銅、鉛を主として採掘していたが、昭和 43 年（1968）頃閉山した。その他、石灰石、蛇紋岩、マンガン鉱、砕石などが採掘されていた。

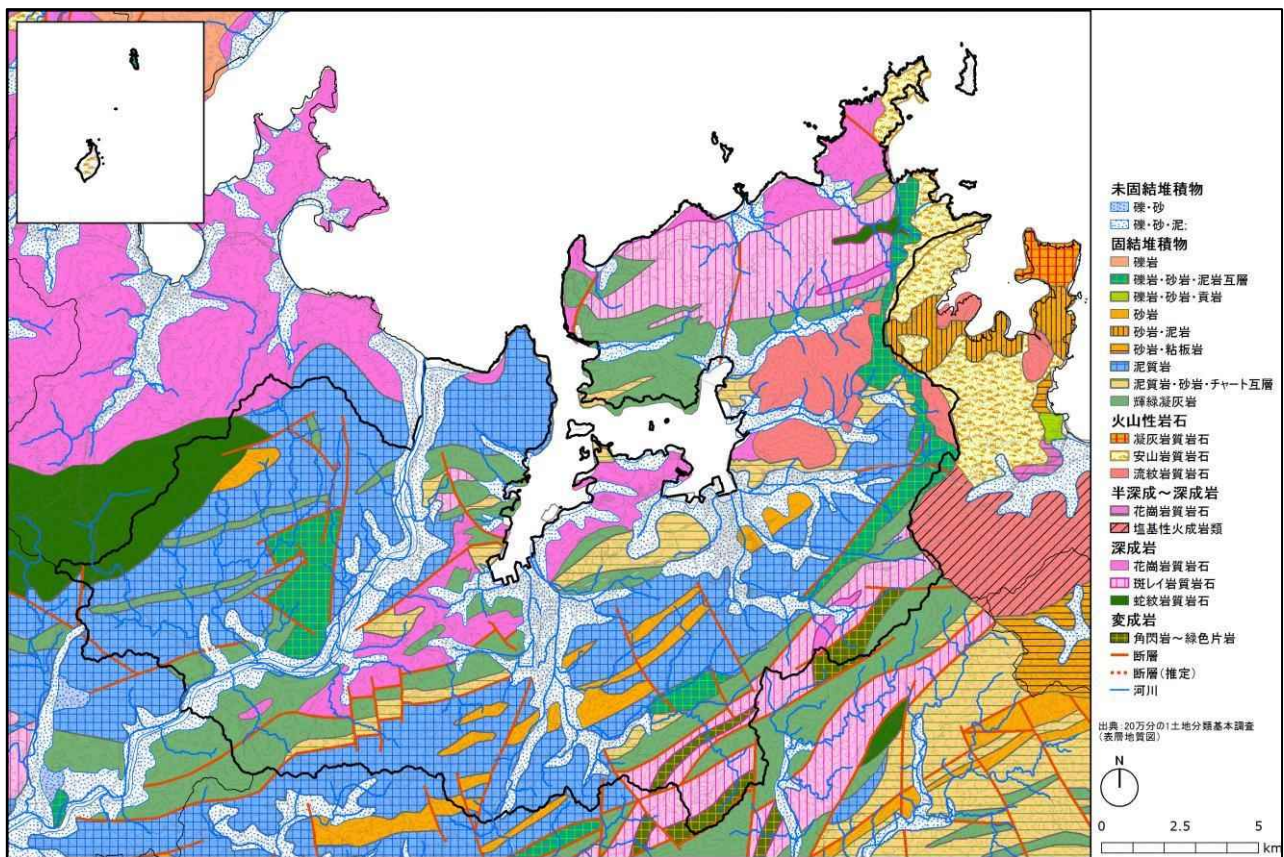


図 1- 5 舞鶴市の表層地質

また、舞鶴市の土壌分類についてみると、山地部は乾性褐色森林土が発達しており、河川流域にはグライ土や灰色低地土壌が分布している。さらに舞鶴湾を取り囲むように、赤色土壌が分布していることが特徴である。



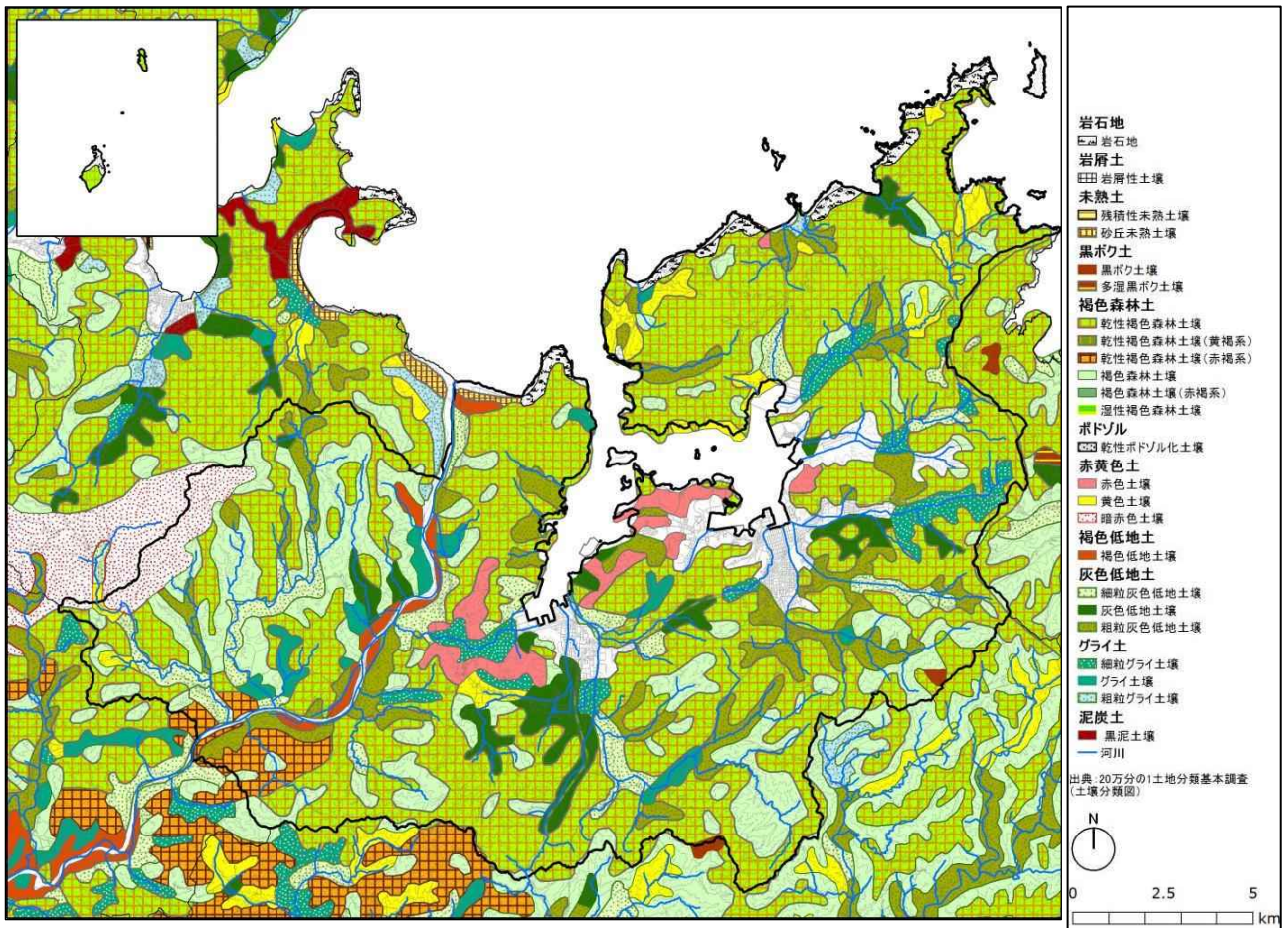


図1-6 舞鶴市の土壤区分

### (5) 気候

舞鶴市は、日本海側気候のなかでも山陰区に属しているため、春は乾燥した南よりの風が吹き降ろすフェーン現象が起こりやすく、夏はおおむね高温多湿で晴天の日が続く。

冬は北西の季節風が吹き、雨や雪の日が多い典型的な日本海側気候を呈している。

年平均気温 14.5℃程度と比較的冷涼であるが、夏季は最高気温 30 度を超え、冬季は最低気温が 0 度近くになる。

年降水量は、1,826mm 前後であるが、12月・1月・2月は積雪がみられ、豪雪地帯に指定されている。

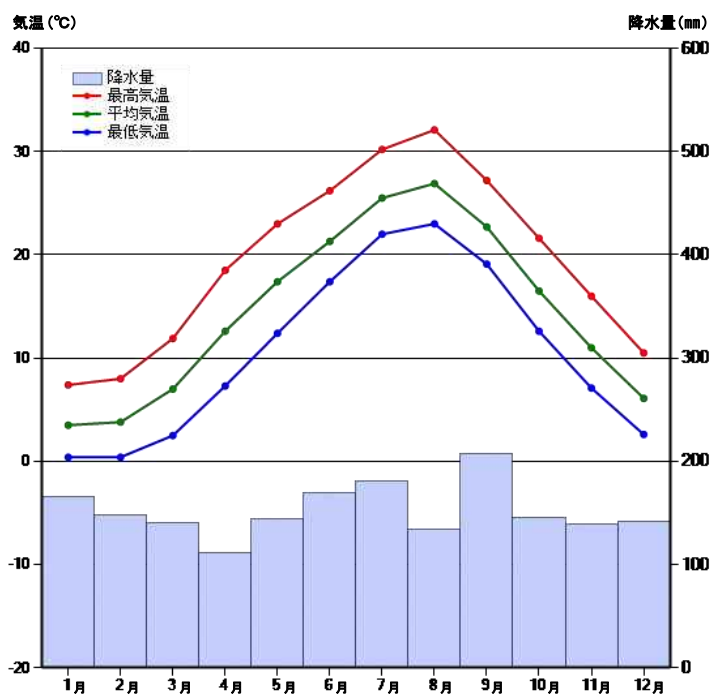


図1-7 年降水量と気温分布図 (出典：気象庁データ)



## (6) 生態系

舞鶴市の植生区分をみると、ブナクラス域の自然植生であるチャボガヤケヤキ群集が小規模に分布するほか、山地部はブナクラス代償植生であるユキグニミツバツツジーコナラ群集が広くみられる。また、小規模ではあるが、ヤブツバキクラス域の自然植生であるヤブコウジースダジイ群集もみることができる。このように、舞鶴市の植生は、多様性に富んでいる。

また市域には、高山はみられないものの、孤立の山塊である青葉山の植生が特筆される。青葉山は安山岩上に特異な高山植物や希少植物が自生しているほか、若狭湾地帯で唯一植物の垂直分布（二次林ーミズナラ帯ーブナ帯）がみられる。さらに冠島では暖流の影響を受けて暖地性植物樹林がみられるほか、神崎海岸などにはハマナスなどの海浜植物が生育するなど、市域は特色のある植物相を呈している。

また、冠島はオオミズナギドリの繁殖地として国の天然記念物に指定され、沓島はウミネコ・ヒメクロウミツバメの繁殖地として市の天然記念物に指定されている。また、地域を定めない特別天然記念物のオオサンショウウオやニホンカモシカも生息している。さらに、舞鶴湾とその付近は岩礁地帯、砂泥地、泥地、藻場などの多様な生活環境を反映して、約 200 種類の魚類が知られており、そのうち 100 種前後が通常舞鶴湾とその付近でみられるなど、動物相も多様である。

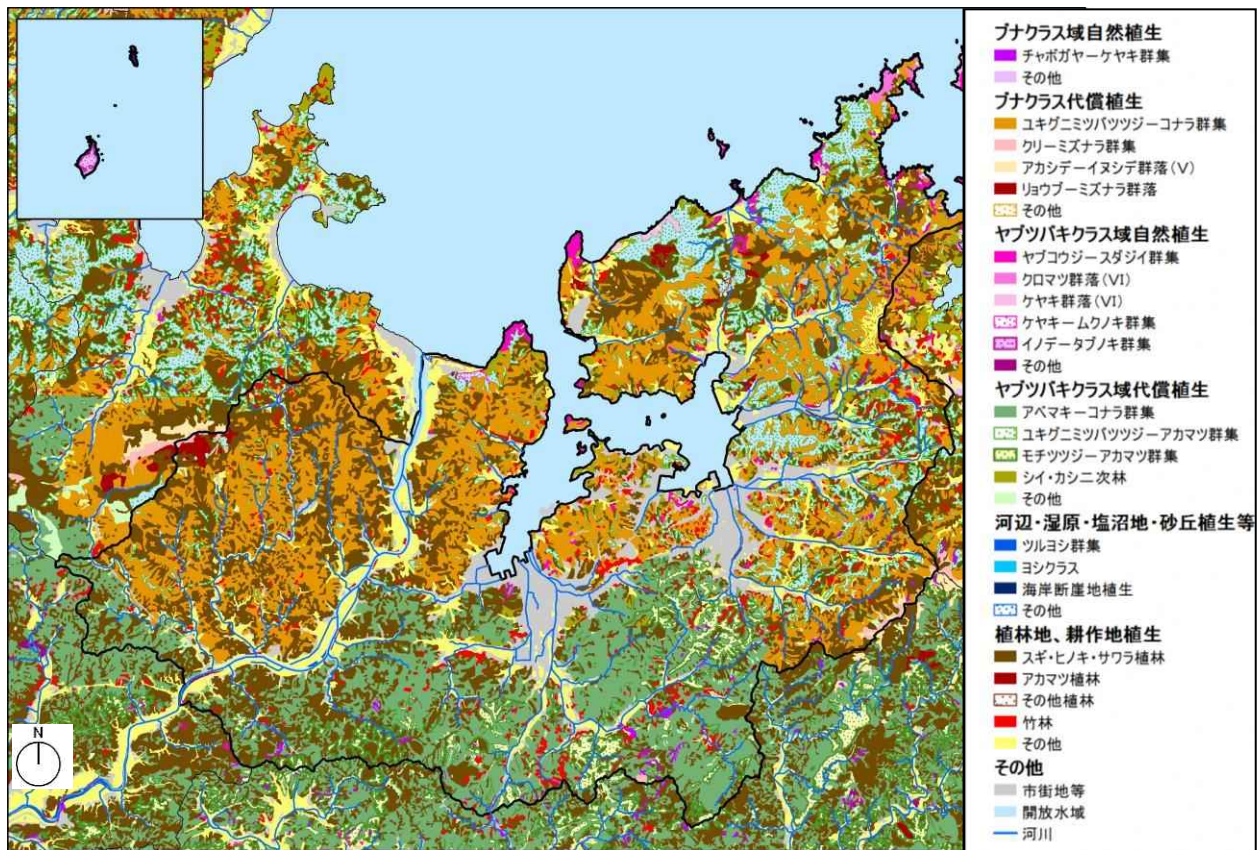


図1-8 舞鶴市の植生（出典：自然環境基礎調査第6回・7回）

また、桑飼下遺跡の古代植物の植生資料をみると、スギ属、ヒノキ科、イチイ科、コナラ亜属、アカガシ亜属が優占している。また、遺跡より採取した炭化材の分析資料によると、アカガシ亜属の常緑カシが多く、次にクリ、オニグルミ、ケヤキと続く。このことから、古代の舞鶴市は、現在よりも冷涼な気候であった時期があること、日本海の手海侵の影響が古くからあったことが推測されている。

## 2. 社会環境

### (1) 人口・世帯数等

舞鶴市の総人口は、令和2年（2020）推定値で79,002人である。昭和22年（1947）の92,139人（国勢調査）以降、昭和34年（1959）の103,137人（推計人口）をピークに、平成20年（2008）まで、9万人台を維持し、推移してきた。昭和40年（1965）以降、平成16年（2004）まで、対前年増減比率±1.0%以内と微増減の範囲で推移している。

平成16年以降、自然減に転じ、平成12年（2000）以降は、5年間で約3,000人ずつ減少する状態が続いており、平成27年（2015）以降においてはさらに減少の速度が増している。『舞鶴市人口ビジョン』（2020年）の推計では、将来人口は2030年には78,208人、2040年に73,941人となる<sup>注1</sup>。

年齢別人口比較をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年（1995）まで35年間にわたり、6万人台を維持しているが、平成12年（2000）からの10年間で約6,700人（約-11.2%）大きく減少している。年少人口（0～14歳）は、昭和40年（1965）から昭和60年（1985）まで、2万人台を維持していたが、平成2年（1990）に17,519人と大きく減少し、以降、現在まで減少傾向が続いている。一方、老年人口（65歳以上）は、昭和50年（1975）までは1万人未満で推移してきたが、上昇傾向は続き、平成12年（2000）に2万人台に入り、平成22年（2010）には23,181人となっている。将来推計においては、令和2年（2020）をピークに微減傾向に移行する推計となっている。

自然増減についてみると、いわゆる第2次ベビーブームの昭和48年（1973）に最大1,090人の自然増加を記録して以降、減少傾向に移る。

平成16年に自然減に移行してからは、減少数100～200人/年台で推移してきたが、近年、300人/年を超える減少数となっている。社会増減についてみると、本市には、大学がないため、進学にともなう転出があることに加え、海上自衛隊、海上保安庁、海上保安学校、舞鶴工業高等専門学校等の所在にともない、転出入数が多いという特徴がある。

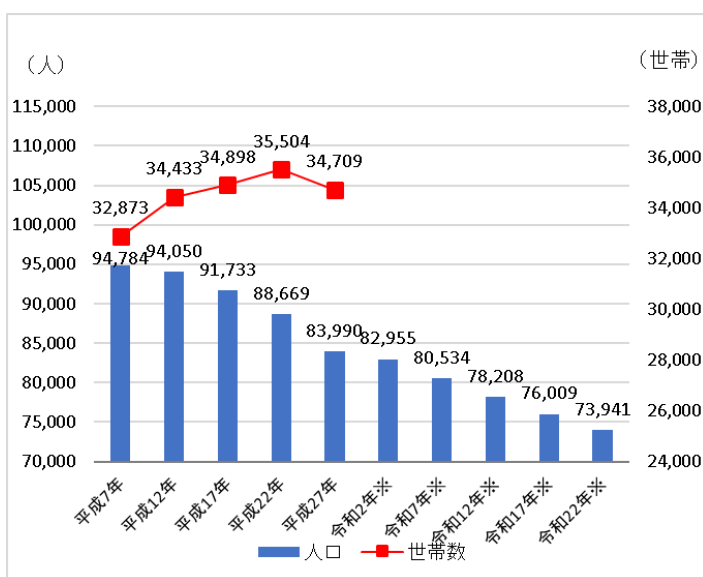


図1-9 人口・世帯数の推移 ※は舞鶴市人口ビジョン（パターン3）の推計値  
（出典：国勢調査／国立社会保障・人口問題研究所／舞鶴市人口ビジョン）

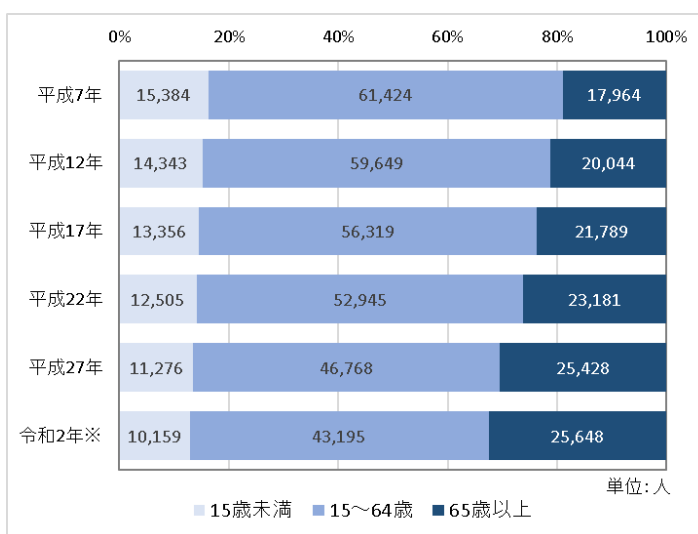


図1-10 年齢別人口比較の推移 ※は推計値  
（出典：国勢調査／国立社会保障・人口問題研究所）

注1 国・京都府と連携した市の施策による事業効果等が着実に表れ、国の長期ビジョンが示す政策目標（合計特殊出生率2.07）を達成すると仮定した（パターン3）の推計値。



## (2) 行政単位の変遷と東西の市街地

江戸時代、田辺藩に統治されていた地域は、明治維新後、まず舞鶴藩に、明治4年(1871)7月廃藩置県により舞鶴県となり、さらに11月には豊岡県に統合され、明治9年(1876)には京都府に編入された。この頃の人口は現市域で約41,000人であった。「舞鶴」という地名は、明治2年(1869)の版籍奉還後、太政官により「田辺」の地名は山城や紀伊(和歌山県)にもあることから、改名するように命令があり、田辺城の別名であった「舞鶴城」から「舞鶴」という地名が生まれた。



図1-11 復元された田辺城の隅櫓

日本の近代化にともない、明治政府は清国、ロシアを意識した軍備の増強に努め、明治19年(1886)には海軍によって舞鶴湾の測量と視察が行われ、明治22年(1889)、第4海軍区を中心となる海軍鎮守府を舞鶴に設置することを決定し、明治34年(1901)に鎮守府が開庁した。鎮守府は、戦艦三笠の他19隻の艦艇、海兵団・水雷団・海軍工廠・海軍病院などを有し、日本海側唯一の軍港として重要な軍事基地となった。

東・中地区は軍港設置にともない多くの海軍軍人、軍属、海軍工廠工員およびその家族が移住してきた。そのため、新たな住宅、商店、娯楽施設などが必要となり、明治36年(1903)には碁盤目状に市街地が区画整理され、東西にはしる道路に「三笠」や「富士」などの明治時代の軍艦の名前がつけられ全国から商工業者が集まり、賑わいをみせた。一方で、東・中地区は要塞地帯区域に指定され、住民の日常生活には様々な制限が加えられた。



図1-12 東地区市街地の現状

西地区は、城下町として発展し、江戸時代には北前船の寄港地として、日本海を行き来する廻船によって賑わった。また、近代以降も商工業を中心とする産業港湾都市として港の修復を行い、昭和時代には樺太・朝鮮・大連・天津・北海道間に定期航路をもつ商港となった。

明治22年(1889)の町村制施行により、現舞鶴市域は1町17か村の行政組織ができたが、鎮守府が開庁すると人口が増加して新舞鶴町、中舞鶴町が誕生した。さらに、昭和13年(1938)に周辺地域が吸収合併される形で東舞鶴市と舞鶴市が誕生し、現市域は2市8村となった。

第1次大戦後の大正12年(1923)、鎮守府が要港部に格下げとなったことで人口が約1割減少したが、昭和14年(1939)には再び鎮守府となり、海軍施設の拡張、海軍工廠の生産の拡大などにより、人口も回復した。その後、昭和18年(1943)に軍部の強い要請により東舞鶴市と舞鶴市が合併して舞鶴市が生まれた。

戦後、加佐地区は加佐町となっていたが、昭和32年(1957)に舞鶴市に編入され、ここに現在の舞鶴市域が確定した。

舞鶴市は、江戸時代、田辺藩の統治のもとで田辺藩領として一体の地域であったが、明治以降はそれぞれの東西市街地を中心に複眼的に発展してきた歴史をもつ。このことにより、本市は同一の市内に城下町と軍港都市という異なるふたつの都市の側面をもち、大浦半島や由良川流域の豊かな自然や特産物などの歴史文化遺産を有する特色ある都市として現在に至っている。



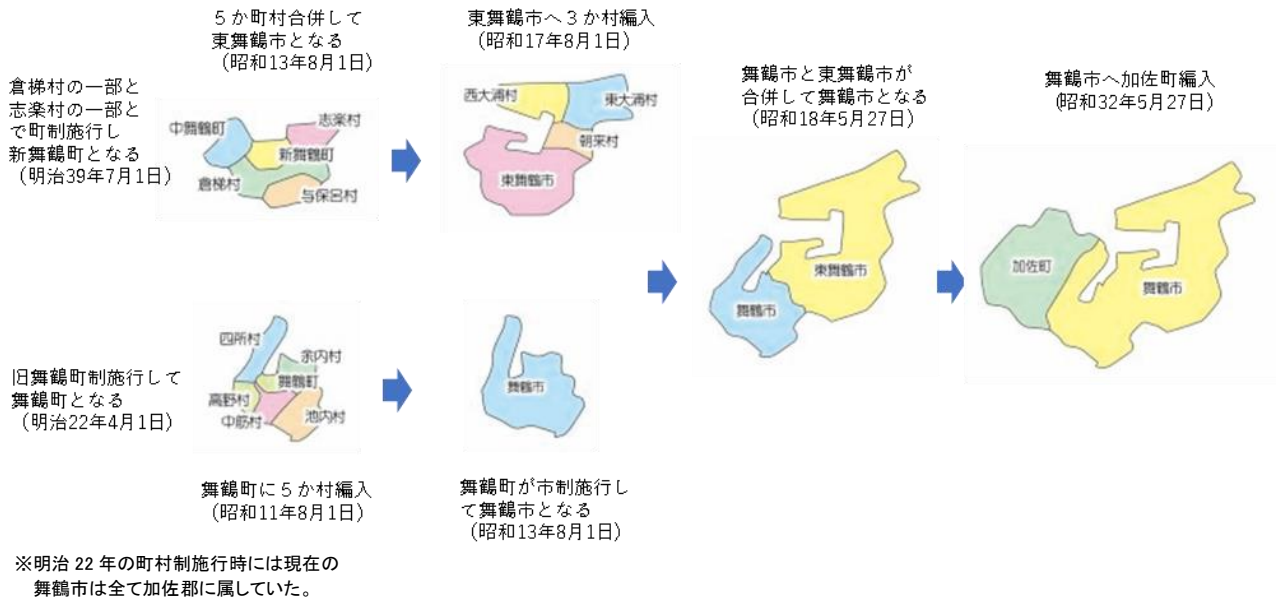


図1-13 市域の変遷

### (3) 産業

産業別就業者比率の推移をみると、平成7年(1995)から第3次産業従事者が順次増加し、平成27年(2015)には73.3%となっている。一方、第1次産業従事者は順次減少し、同じく平成27年(2015)には3.9%となっている。

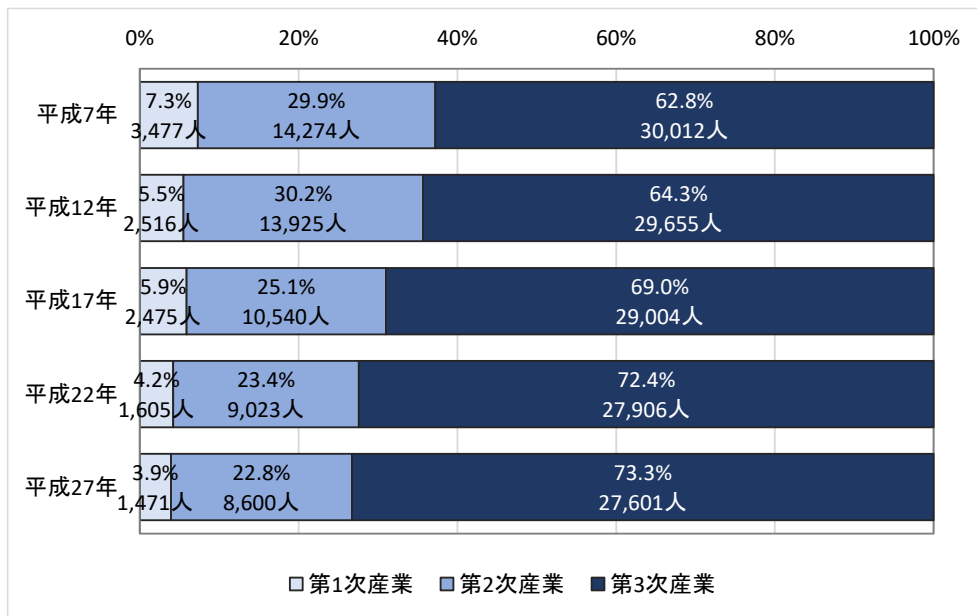


図1-14 舞鶴市の産業別就業者数比率の推移 (出典：国勢調査)

舞鶴市の産業別就業者数の状況を国勢調査(平成27年)からみると、「卸売業、小売業」に就業している者(5,525人)が最も多く(13.8%)、次いで「公務」(5,263人：13.2%)、「医療、福祉」(5,126人：12.8%)、「製造業」(5,016人：12.6%)となっている。男女別にみると、男性では「公務」に就業している者が最も多く(19.3%)、次いで「製造業」(15.3%)、「建設業」(12.8%)、「卸売業、小売業」(10.8%)となっている。女性では「医療、福祉」に就業している者が最も多く(24.2%)、次いで「卸売業、小売業」(18.3%)、「宿泊業、飲食サービス業」(8.8%)となっている。舞鶴市の産業構造の特徴としては、「公務」が多いことが特徴である。

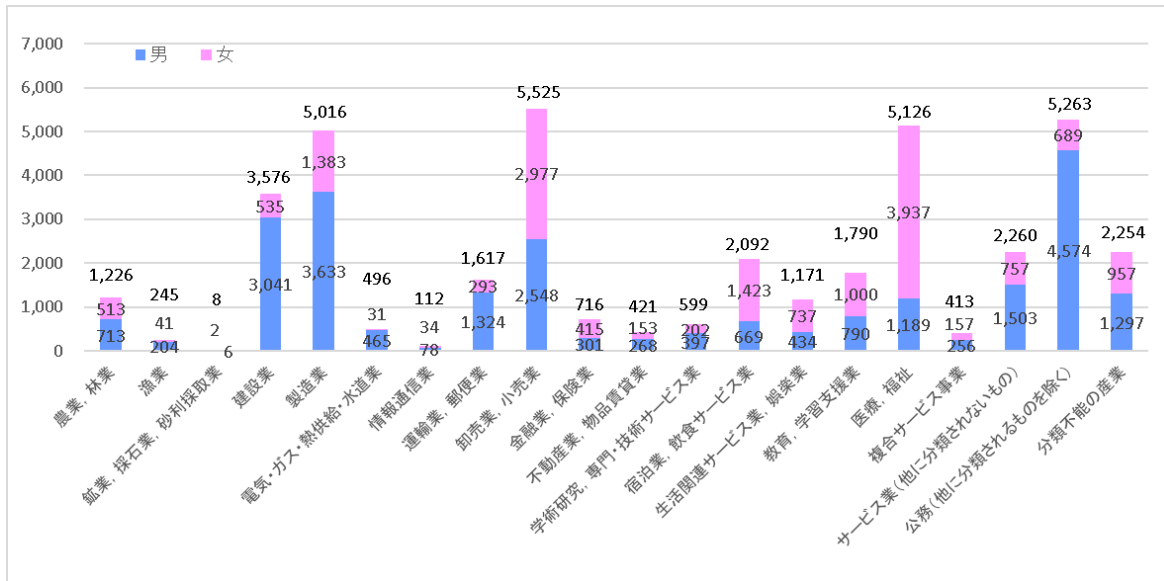


図1-15 舞鶴市の産業別就業者数の状況 (出典：平成27年国勢調査)

### ア. 農林水産業

農林水産業についてみると、舞鶴市は全般に平野に乏しく、耕地は狭い地域に限られているが、農林業就業者数は約3.1% (1,226人) となっている。また、豊かな海に恵まれている舞鶴市にあっても、漁業就業者数は0.6% (245人) となっている。しかし、農林水産業振興による経済規模の拡大を目指し、地域資源を活用した全国ブランドの創出や万願寺甘とうなどの特産農産物の生産振興、「魚の街まいづる」のイメージづくりと「舞鶴のさかな」のイメージアップなどを、総合計画等で新たな戦略として掲げている。

### イ. 観光

「まいづる観光ブランド戦略」に基づく、「赤れんが」と「海・港」を活かした魅力づくりを推進するとともに、交流人口の拡大を目指し、体験的要素を取り入れたニューツーリズム事業の展開や、関西における日本海側の玄関口となる京都舞鶴港を活用し、交流人口の拡大を目指したクルーズ客船の誘致や港湾用地等の利用促進などの港の賑わいの創出に向けて、取組みを進めている。

令和元年(2019)の観光入込数は、247万人と平成21年(2009)と比較して約106万人増加しており、重要文化財赤れんが倉庫群を整備

した舞鶴赤れんがパーク、海上自衛隊の護衛艦の見学ができる北吸栈橋、日本海の豊富な海の幸を提供する舞鶴港とれとれセンターなどが舞鶴市の観光拠点となっている。

今後も海や山の自然、世界記憶遺産となった引揚記念館収蔵資料や赤れんが倉庫群をはじめとする日本遺産、城下町や漁業集落の景観、遺跡などの歴史文化遺産を効果的に活かし、周遊・滞留・体験可能な多様な魅力を兼ね備えた観光の継続が必要である。

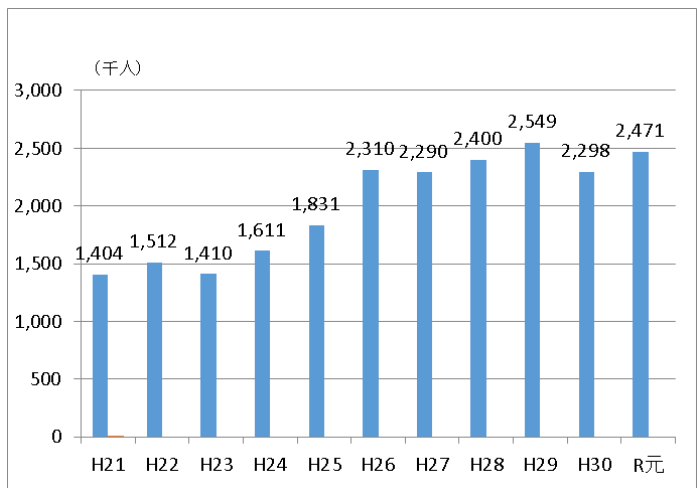


図1-16 舞鶴市の観光客入込数 (出典：京都府観光入込客数及び観光消費額)

#### (4) 交通網

舞鶴市の交通網の整備は、明治時代に遡る。明治22年(1889)に鎮守府の設置が決定すると、京阪神と舞鶴を結ぶ鉄道の敷設が推進され、明治32年(1899)京都と園部間が開通、同33年(1900)には福知山と大阪を結ぶ<sup>ほんかく</sup>阪鶴鉄道が完成した。さらに、明治37年(1904)には福知山と新舞鶴間が開通し、舞鶴駅からは港へ延びる海舞鶴線が敷設され、終着駅である海舞鶴駅から鉄道連絡船が出て、山陰や北陸の未開通部分を補った。同43年(1910)には園部と綾部間が開通した他、大正11年(1922)には小浜線が、大正13年(1924)には宮津線が営業を開始した。さらに、昭和元年(1926)にはウラジオストックと舞鶴を結ぶ航路が就航、舞鶴は人や物資が行きかう十字路となった。

現在、山陰線の綾部駅から西舞鶴駅・東舞鶴駅へ通じる JR 舞鶴線が南北に通じ、京阪神からのアクセスルートとなっている。さらに東舞鶴駅から東方面へは JR 小浜線が福井県敦賀市を結ぶルートになっている。また、京都丹後鉄道によって兵庫県豊岡市と結ばれている。現在、京都から西舞鶴、東舞鶴駅までは特急で約1時間40分、大阪からは京都駅経由で約2時間20分である。また、京都丹後鉄道宮舞線が宮津から西舞鶴までつながっており、所要時間は約30分である。

主要な幹線道路では、舞鶴若狭自動車道の舞鶴東 IC、舞鶴西 IC が市域の南部を横断し、車両による東舞鶴・西舞鶴への玄関口となっている。高速道路を用いると、京都市より京都縦貫自動車道・綾部 JCT から舞鶴若狭自動車道で約1時間10分、京阪神からは中国自動車道吉川 JCT から舞鶴若狭自動車道で約1時間40分と良好なアクセス環境が整備されている。

また、JR 小浜線と並行して東西方向には国道27号がはしり、舞鶴西地区で国道175号と接続する。

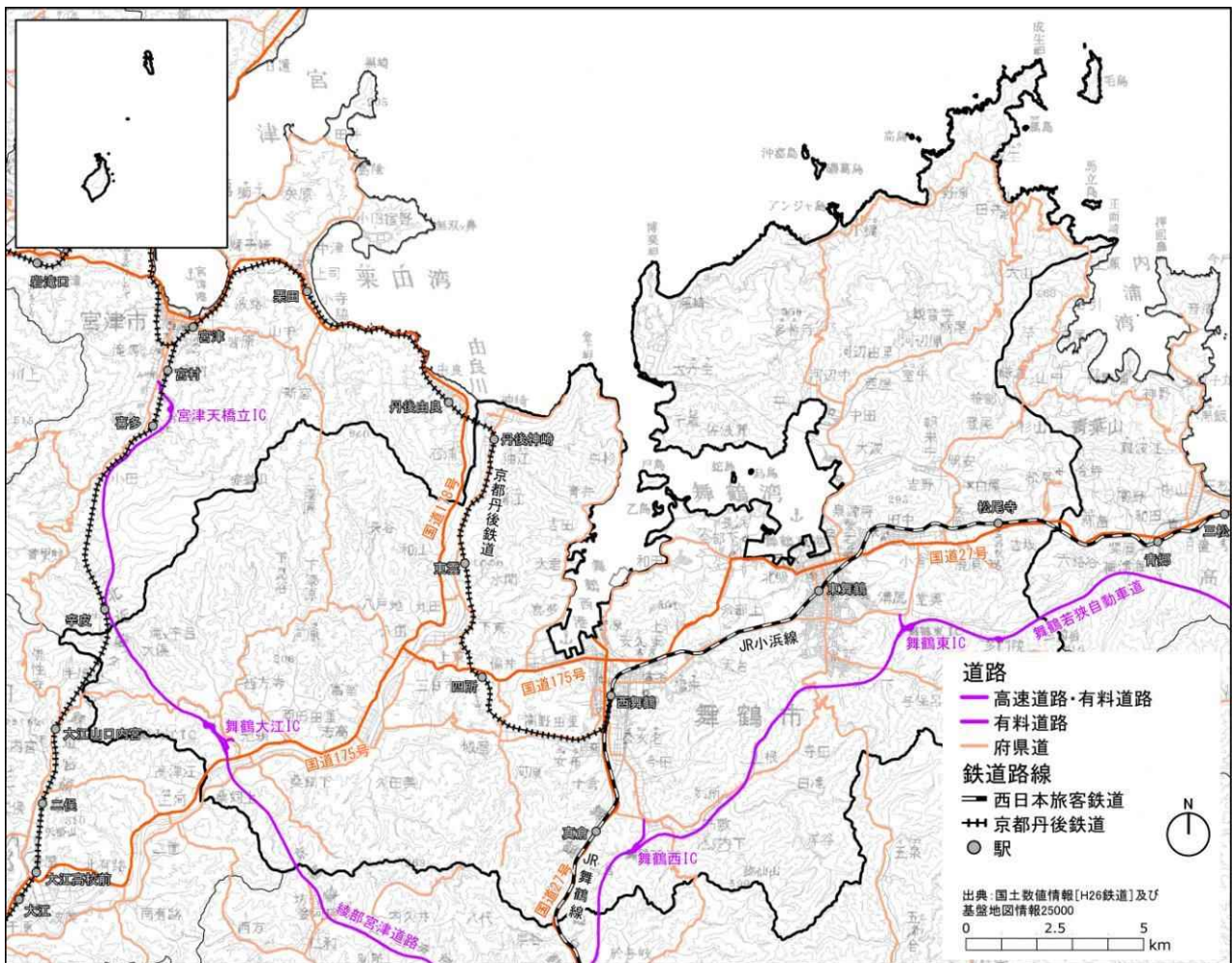


図1-17 舞鶴市の交通網



## (5) 都市計画等

舞鶴市は、昭和 34 年（1959）に用途地域が定められ、昭和 56 年（1981）に市街化区域が設定され、西地区、東地区の市街地を中心に市街化区域が指定された。しかし、近年の人口減少や少子高齢社会、また産業構造等、社会情勢が変化しているなかにあつて、新たに都市を再構築するため、平成 27 年（2015）に都市計画の見直しを行った。

また「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づき、平成 5 年（1993）に北近畿地域の「地方拠点都市地域」に指定され、福知山市とともに中心都市となっている。

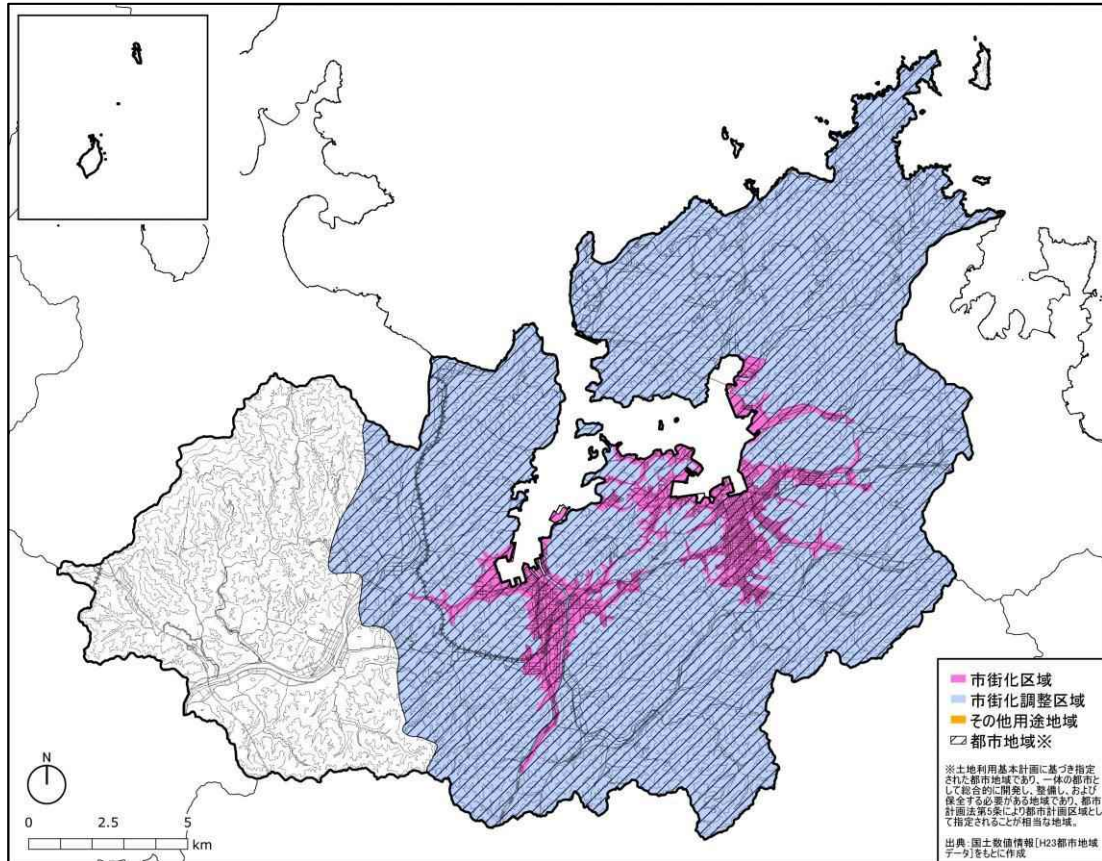


図 1- 18 都市計画法に基づく区域指定

港湾について昭和 40 年（1965）に舞鶴都市計画舞鶴港臨港地区に指定され、港湾法の規定により、昭和 44 年（1969）に商港区・工業港区・特殊物資港区が区分されている。

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく地域指定については、谷筋を中心に農業振興地域および農用地区域が指定されている。

森林についてみると、その大半が「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林である。国有林は、面積が 298ha の大谷国有林他であり、市域に点在している。市域の森林はまとまった規模で保安林に指定されているが、成生・田井の森林は魚つき保安林に指定されており、舞鶴市の特徴となっている。

「自然公園法」に基づく自然公園は、冠島、杓島および大浦半島の海岸周辺が「若狭湾国定公園」に指定されており、「鳥獣保護法」による「鳥獣保護区」は舞鶴湾、冠島、杓島、毛島で指定されている。また、金剛院周辺は、「金剛院京都府歴史的な環境保全地域」に指定されている。

なお、本市域の一部は、「山村振興法」に基づく「振興山村地域」に指定されているほか、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づく「特定農山村地域」に指定されている。

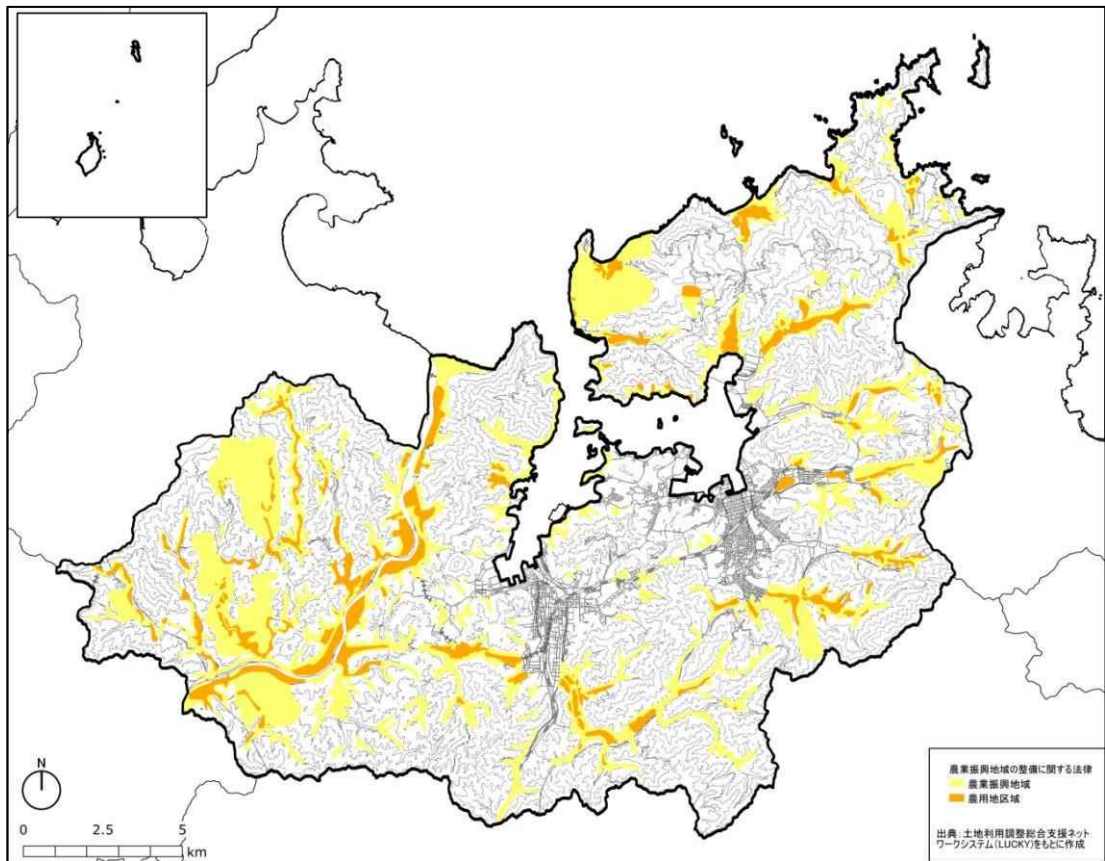


図1-19 農業振興地域の整備に関する法および森林法に基づく区域指定

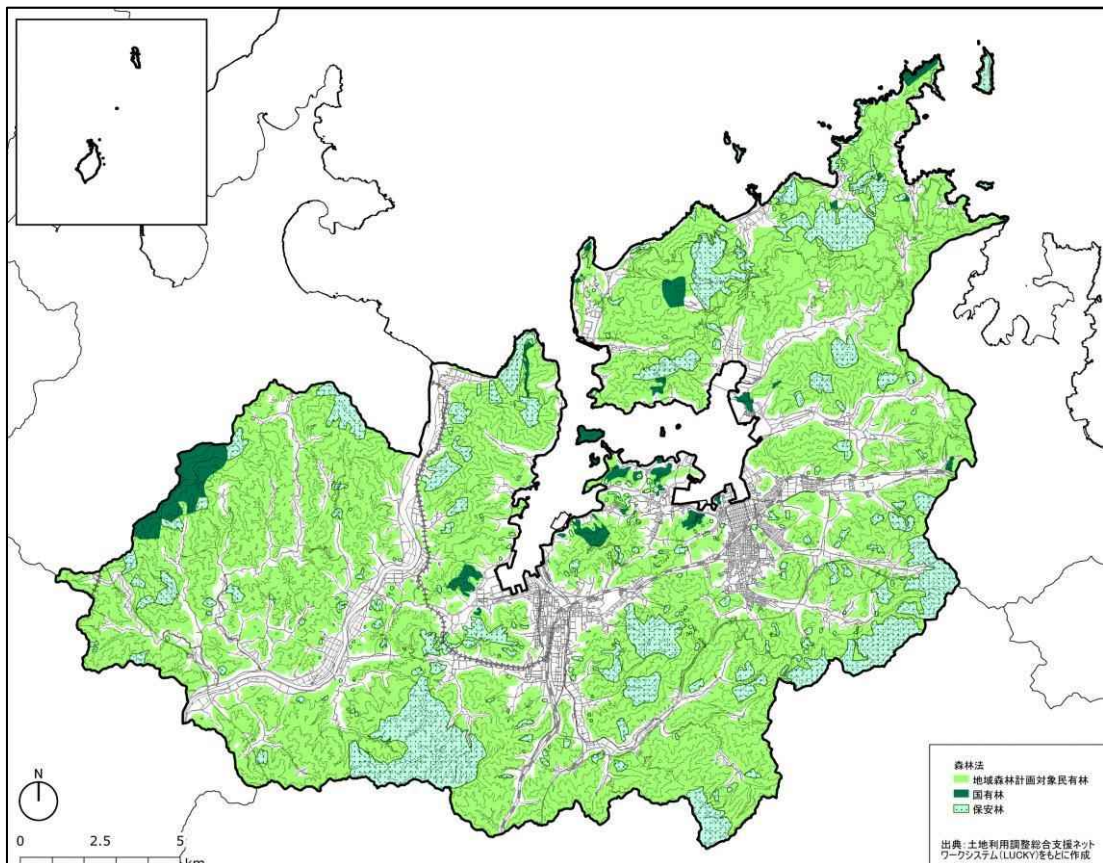


図1-20 森林法に基づく区域指定



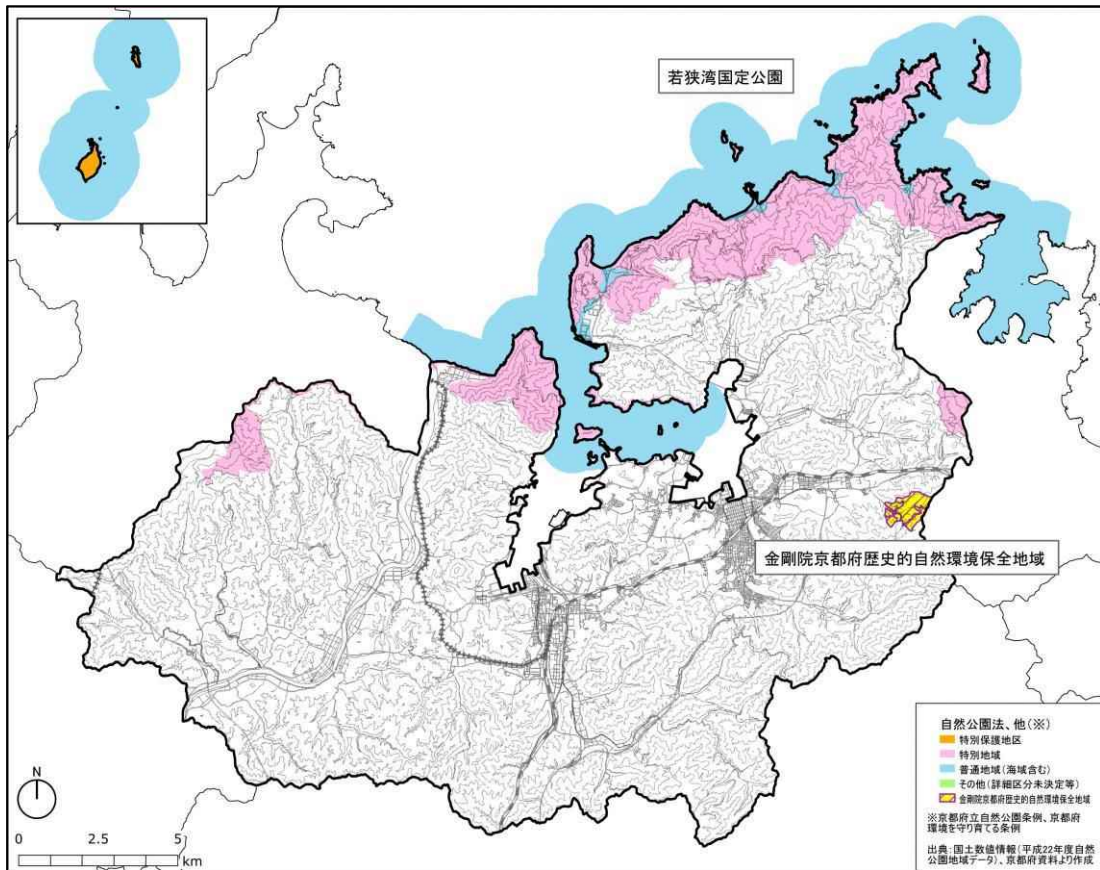


図 1-21 自然公園法に基づく区域指定

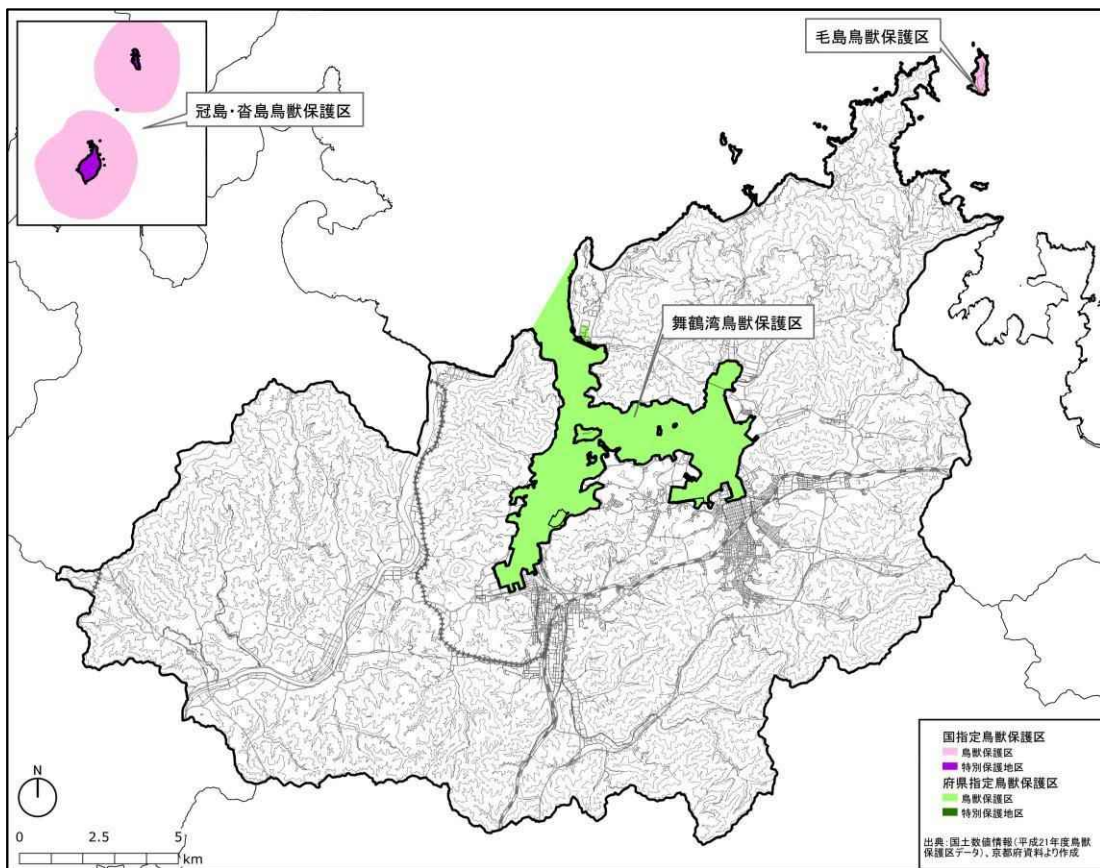


図 1- 22 鳥獣保護法に基づく区域指定

### 3. 舞鶴市の歴史文化の成り立ち

#### (1) 先史（縄文時代・弥生時代）

##### ア. 縄文時代の舞鶴

舞鶴市の歴史は、約1万数千年前の縄文時代草創期に遡る。その後、気候の温暖化による海面の上昇により、日本海沿岸に潟湖（ラグーン）が形成された。舞鶴には多くの入江や由良川流域など、縄文人が生活の基盤を築きやすい環境が整っていたと考えられる。

縄文時代早期末から前期には、由良川流域の自然堤防上（志高遺跡など）や大浦半島の浦入遺跡で生活の痕跡が確認されている。後期には桑飼下遺跡や坪の内遺跡（平）などの遺跡が確認されており、人びとの生活は舞鶴全域に広がっていったと考えられる。

由良川流域の桑飼下遺跡からは48基の炉跡が発見されたほか、根菜類を掘るための打製石斧が942点も出土し、堅果類を磨り潰すための石皿や磨石なども出土している。ドングリや自然堤防上に立地した集落の周辺での採集や栽培などが窺われる。また、埋甕や岩版、土偶などから縄文時代の精神生活も窺い知ることができる。

また、この時代、遠く離れた土地との交流が確認されている。昭和37年(1962)、大浦半島の小橋川の護岸工事中に

発見された有舌尖頭器には、奈良県二上山産のサヌカイトが使用されており、平成4年(1992)、女布遺跡で発見された有舌尖頭器にも持ち込まれたサヌカイトが使用されていた。また、平成10年(1998)、浦入遺跡で縄文時代前期に外海に漕ぎ出したと考えられる大型の丸木舟が発見され、隠岐産の黒曜石、北陸産の蛇紋岩製の石斧や土器なども発見された。浦入遺跡や豊かな生活の痕跡を残す由良川流域の志高遺跡、桑飼下遺跡の調査成果からは、海を介しての広域での交流が窺える。

##### イ. 弥生時代の舞鶴

縄文時代晩期、大陸から水稻耕作技術が北部九州に伝わり、稲作は数十年で西日本に広まった。舞鶴市では、志高など由良川沿いの自然堤防上に集落ができ、弥生時代末頃には10か所以上の集落が成立し水田の開発は市域の周辺部へと広がっていった。弥生時代中期の人々は志高遺跡の発掘調査成果から



図1-25 貼石墓（志高遺跡）

円形の竪穴式住居に住み、おおよそ10家族で集落を構成しており、農閑期には石包丁や石斧などの道具類、管玉や勾玉といった装身具類、弥生土器の製作等に励んだことが推測されている。また、祭器と考えられている銅鐸や銅剣形石剣が発見・出土しており、豊作祈願や、収穫を祝う祭礼が行われたものと考えられる。家族が死ぬと、集落周辺の方形周溝墓に埋葬され、有力者とその家族は、山陰地方の影響を受けた「貼石墓」に葬られた。弥生時代末期に近づくと、山の尾根を削った方形台状墓に葬られた。



図1-23 出土した丸木舟（浦入遺跡）



図1-24 志高遺跡出土縄文前期土器



## (2) 古代(古墳時代・飛鳥時代・奈良時代・平安時代)

### ア. 古墳時代の舞鶴

古墳時代になると、ムラを見下ろす丘陵地や山裾、交通の要所に前方後円墳に代表される大きな墓が築かれるようになった。由良川下流域を見渡す山の上にも弥生時代から古墳時代にかけての墳墓が築かれており、その立地から由良川の水運を掌握した首長の墓と考えられている。人々は血縁を中心とした集団をつくり、古墳は集団の首長の墓であった。6世紀後半から出現する横穴式石室は、大和政権の支配の影響とみられる。この時代は、鉄製農具の普及や灌漑設備によって農業生産力が急速に高まり、各地で豪族たちも力をつけていった。



図1-26 凝灰岩製の組合せ式石棺(切山古墳)



図1-27 大波7号墳



図1-28 千歳下遺跡出土玉類

昭和26年(1951)に西地区の平野部を見下ろす境谷の丘陵地で発見された切山古墳は、4世紀後半に築かれた舞鶴で最古段階の大型古墳である。古墳には凝灰岩製の組合せ式石棺が使われ、真赤に彩られた棺内には人骨とともに、鉄剣・銅鏃などが副葬されていた。凝灰岩は丹後半島の石材と考えられることから、西地区の平野部を支配していたこの首長は、丹後の巨大古墳の主との間に政治的関係を結んでいたことが窺える。

舞鶴市域には300基を超す古墳があり、その多くは6世紀後半以降に築かれた横穴式石室(遺体を埋葬する石積みの墓室)をもつものである。横穴式石室は追葬が可能な家族墓であるため、妙見山古墳(東地区)やニイザ古墳(加佐地区)といった地域ごとにみられる古墳からは、その地域に有力一族が現れていたことがわかる。海岸部には三浜丸山古墳・田井古墳・白杉古墳などにも横穴式石室を用いた古墳が確認されているほか、市内最古級の横穴式石室が舞鶴湾口を見下ろす浦入西2号墳であることや市内最大の横穴式石室が白杉古墳であることから、海と深く関わりをもった一族の勢力の大きさが窺われる。また、78基からなる朝来の大波・奥原古墳群は特徴的で、6世紀後半から7世紀前半の間にこれだけ多くの古墳をつくったのは近隣地域でも珍しく、朝来地区の集団の特殊性を表している。

5世紀から6世紀にかけて、日本には大陸から灌漑水路、須恵器などをつくる高度な技術が伝えられた。舞鶴でも5世紀前半、湾口に技術者集団が住んでいた形跡が残されている。浦入遺跡で見つかった鍛冶炉は最先端の技術である鉄の加工が行われていたことを示している。また、その南には鏡や玉の他にも大量の鉄を使い航海の安全を祈った千歳下遺跡がある。出土遺物のなかには大陸からもたらされた破鏡や鑄造の鉄斧があったことから日本海に開けた窓口であったことが窺われる。



## イ. 丹後国と加佐郡の成立

大化改新、壬申の乱を経て、奈良時代になると、天皇中心の律令政治が始まった。地方には中央貴族が国司として派遣され、地方豪族は郡司に任命された。当時、古代の土地制度である条里制が施行されており、市内に残る「中ノ坪」・「東坪」といった60か所もの坪地名は、条里制の名残であると考えられている。都から出土した木簡に「加佐」と書かれているものが5点確認されており、舞鶴も律令制のなかに組み込まれていたことが窺える。

和銅6年(713)、丹波国から加佐郡を含む5郡が分割されて丹後国が置かれた(加佐郡

は、現舞鶴市と福知山市大江町、宮津市由良を含む)。平安時代に編纂された「和名類聚抄」には、加佐郡には志楽・棕橋・大内・田辺・凡海・志託・有道・川守・余戸の各郷があったと記している。加佐地名は、法隆寺旧蔵の銅造観音菩薩立像内の銘文に「笠評君名□古臣」・「辛亥年」とあり、「笠評」は加佐評、「辛亥年」は白雉2年(651)と考えられており、これが最も古いものとされる。

大宝律令制定(701年)の後に「評」から「郡」へ表記方法が改められ、藤原宮(694~710)からは「加佐」と推定される木簡が5点発見されている。木簡には、舞鶴から都に運ばれた調や贄(天皇への貢納物)について記されている。藤原京出土木簡には、「丹波国加佐郡白薬里大贄久己利魚腊一斗五升和銅二年四月」(「白薬里」は現在の志楽地区から大浦半島南西部、「久己利」魚はカワハギの一種、「腊」は干物)と記されている。平城京から出土した木簡には、「□□郡志宅里猪食部装白米五斗」(「志宅里」は志高周辺)と記されている。この時代、「続日本紀」や「正倉院文書」には、加佐郡で飢饉が起こり、援助が行われたこと、棕橋部乙理の奴が稻一千束と引き換えに都に進上されたことが書かれている。

延暦13年(794)、都が平安京に移され、舞鶴から都への距離が近くなった。「和名類聚抄」に、舞鶴から都までの日数を「上りで7日、下りで4日」と記載されている(上りは年貢の米や反物などの積荷があり、時間がかかったと考えられる)。

## ウ. 平安時代の信仰

舞鶴の寺院にはこの頃に縁起をもつものがあり、多禰寺は用明天皇第3皇子麻呂子親王を開基とし、金剛院は、薬子の乱に連座し廃太子となった高岳親王開基、また、圓隆寺は皇慶(谷阿闍梨)が中興したとされている。松尾寺は海人開基で、鳥羽天皇の篤い信仰を受けたと伝えている。飛鳥時代から続く薬師信仰に加え、平安時代には観音信仰が大きく広がり、現在の西国三十三所巡礼のもととなる霊場巡りが始まった。

平安時代中頃には災害や飢饉が多発し、その原因として末法の世の到来によるものと考えられたため、経典を容器に入れ、土中に

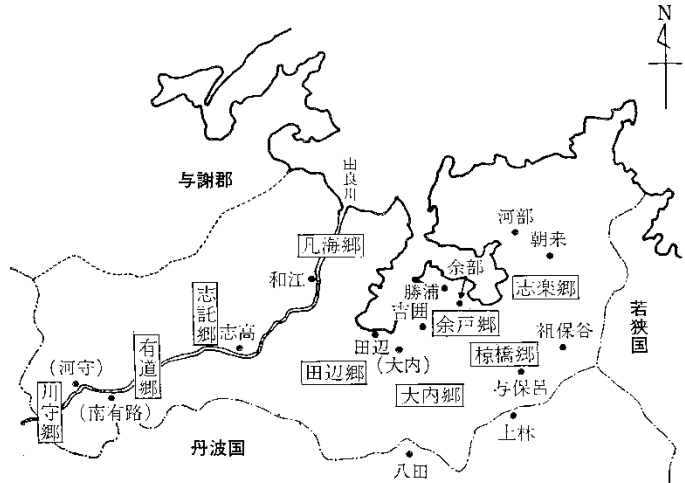


図 1-29 加佐郡の郷名(出典:『舞鶴市史』)



図 1-30 普賢延命像(松尾寺)

埋めて後世へと保存する経塚が造営された。舞鶴では、油江や天台などで経塚が造営された。

式内社は、延長5年(927)に選上された「延喜式神名帳」によると、加佐郡11座として、奈具神社、麻良多神社、大川神社、伊知布西神社、倭文神社、高田神社、弥加宜神社、日原神社、三宅神社、笑原神社、阿良須神社の名が記載されており、なかでも大川神社は朝廷から絹布や真綿、糸などが贈られた加佐郡唯一の神社で鮭に乗ってきた霊神を祀ったと伝わっている。その他、高倉神社(長浜)、八幡神社(平)、宮谷神社(福来)には平安時代後期の神像が伝わる。

## エ. 古代のムラとくらし



図 1-31 「笠百私印」刻印製塩土器  
(浦入遺跡)

奈良時代初頭、志高遺跡では里長階級の家や倉庫は掘立柱建物となっていたが、村人の大半は竪穴式住居で生活をしてきた。しかし奈良時代後期から平安時代初頭には、村人の家も2間×3間ほどの掘立柱建物となり、米を納めた高床式の倉庫群が並ぶ、この地域の中心的な村になっていった。「類聚国史」には大同2年(807)、大洪水により丹後国加佐郡百姓に対し租・調を免除したことが記される。浦入遺跡では、奈良時代後半から、製塩や鍛冶の大規模な生産が始まっており、生産活動の拠点として人や物資が集まったと考えられている。9世紀の製塩土器支脚には「笠百私印」と刻印されたものがあり、この地で「笠」氏が存在していたこと、塩生産に笠氏が関与していたことが確認されている。平安時代末期にも若狭湾沿岸で盛んに塩生産が行われていた。

## (3) 中世(鎌倉時代・南北朝時代・室町時代・戦国時代)

### ア. 中世荘園の成立と武士の台頭

中世の社会は、荘園や郷をひとつのまとまりとしていた。荘園や郷は平安時代末期から中世を通してみられる土地制度で、天皇家や大社寺が領主として諸国の荘園や郷を支配した。舞鶴市域の荘園は、村上天皇(在位946~967)の女御が寄進したとされる志高荘が最も古く(「広隆寺縁起」、平安時代末期には、大内荘、志楽荘などが成立した。正応元年(1288)の田数帳をもとに、長祿3年(1459)頃成立したとみられる「丹後国諸庄郷保惣田数帳」によると、市域全域で中世的な荘園や郷が成立していたことが確認されている。



図 1-32 深沙大将立像(金剛院)

源頼朝によって開かれた鎌倉幕府は、武士を御家人として組織し、彼らを荘園の地頭として配置し、諸国に守護を置いて政治体制を整えた。

源平の戦いで荒廃した南都(奈良)の仏像復興の号令がかかり、集結した仏師のなかに運慶と快慶がいた。金剛院の執金剛神立像・深沙大将立像、松尾寺の阿弥陀如来坐像の3軀は、快慶の作品である。金剛院は、その縁起に平安時代末の久安2年(1146)に鳥羽天皇の皇后得子(美福門院)の御願所となり、平忠盛を奉行として三重塔を修復し、阿弥陀如来が安置されたと記されている。他にも多禰寺の仁王像、圓隆寺や興禅寺の毘沙門天立像など、鎌倉時代を代表する仏像が多く残されている。

南都の諸寺の再建がなされる一方、新興の武士や農民たちの求めに応じて、平安仏教の天台・真言密教から、鎌倉新仏教(浄土宗・浄土真宗・時宗・法華宗・臨済宗・曹洞宗)がうまれた。舞鶴の東地区には、14世

紀から春屋妙葩（普明国師）や谷翁道空、曇翁などが臨濟禅をもたらし、西地区では、竺翁雄仙が桂林寺を開き、曹洞宗の基盤をつくった。

## イ. 鎌倉幕府の滅亡と南北朝の動乱

中央では、後醍醐天皇と足利尊氏によって鎌倉幕府が倒された。二人はやがて決裂し、足利尊氏は光明天皇を擁し征夷大將軍となり室町幕府（北朝）を開き、後醍醐天皇は吉野に逃れ南朝を開いた。南北朝の動乱は約 60 年間におよび、3 代將軍足利義満によって合一された。舞鶴には南朝関連資料として後醍醐天皇皇子の護良親王が金剛院にあてた制札や、南朝年号が刻まれた登尾八幡神社の「御正体鏡」がある。しかし、金剛院や登尾は北朝の足利尊氏が醍醐寺・西大寺に寄進した志楽荘のなかにある。また、観応の擾乱期には軍勢の狼藉が記録されるなど志楽荘も南北朝の動乱に巻き込まれていたことがわかる。



図 1- 33 御正体鏡（登尾八幡神社）

## ウ. 争乱の時代と舞鶴の地域社会

志楽荘に伝わる「梅垣西浦文書」は、史料にみえる地名の多くが現在の小字名に比定できることから、当時の村の様子を垣間みることができる。河辺八幡神社に伝わる祭礼芸能はこの頃の農事に関わる願いと時代背景を色濃く残し、豊作を祈ったものである。

また、幕府が臨濟宗に帰依したために、それまで密教の隆盛によって盛んであった仏教彫刻は下火になり、逆に禅宗が求道の間づくりを重視することから、建築や作庭の分野で新たな様式や技術が発展し、優れた建造物や庭が多く残されるようになった。金剛院塔婆（三重塔）もこのような時代の流れのなかで建築された市内の代表的な中世寺社建築で、斗拱（軒を支える桷組み）など楼閣建築の粋が凝らされている。一方、民衆には時宗や一向宗のように、踊りや念仏によって仏と合一しようとする仏教が迎えられた。浄土信仰の高まりから阿弥陀如来の板碑などの石造物が盛んにつくられた。追善供養のための宝篋印塔や五輪塔も、中世から始まるものである。

この時代、農業だけでなく、商業や金融などが大きく発展した。しかし、応仁の乱を経て戦国時代に突入すると、戦乱が続き、人々は武士や農民にかかわらず「一揆」や「惣」と呼ばれる結合組織によって自身の身を守ろうとした。武家と公家、都市と地方、大陸と伝統、支配層と被支配層それぞれに文化を生み、影響しあって融合した時代であったといえる。



図 1- 34 大俣城跡

中世、山の多いこの地では、戦略の拠点として、物見の場や防御陣地として多くの城がつくられた。遺跡分布調査では、城跡が 170 か所以上確認されている。山頂を削平し、曲輪を設け、堅堀を掘って容易に上がれないようにつくられている。南北朝期の山城として、岡田由里の荒張城では建武 4 年（1337）に北朝方の吉川経久が丹後を攻めたときの攻防戦が行われている。加佐郡は若狭（福井県）と丹後との国境にあたり、主な城として溝尻城、女布城、中山城、志高城などがあつた。丹後守護の一色氏と若狭守護の武田氏との争いが絶え間なく続いていたことを示している。「東寺過去帳」によると、永正 13・14 年（1516・1517）、「倉梯城」で若狭守護武田氏と一色氏との戦いがあり、籠城した一色方の守護代延永春信は、武田・朝倉・朽木氏の連合軍に攻められ敗走した。両軍の死者は 2000 名を超えたという。この倉梯城は現在、溝尻城に比定されている。



海に面した立地から、戦国時代の舞鶴の領主たちは「水軍」(海の武士団)として活動していた。天正3年(1575)、織田信長が越前(福井県)の一向一揆を攻めた際には、信長方として一色氏・矢野氏・大島氏・桜井氏などの丹後の水軍が参加している。細川藤孝(幽斎)が丹後を攻めたときも、桜井氏と最初に交渉して味方に引き入れたという。「舟溜り」・「舟かくし」など、水軍に関わる地名が残っていることなどから、舞鶴湾内の入江や島々に水軍の拠点があったと考えられる。

#### (4) 近世(安土桃山時代・江戸時代)

##### ア. 細川幽斎と田辺籠城

天正8年(1580)、信長の命令により丹後国は細川藤孝・忠興親子の所領となった。細川氏は宮津に城と城下町を築き本城とし、田辺・峰山・久美浜などに支城を築いて丹後を治めた。

細川藤孝は、天文3年(1534)に生まれ、慶長15年(1610)に77歳で没した、安土桃山時代の武将であり歌人である。足利將軍家の家臣の三淵氏に生まれ、細川氏の養子となり、はじめ没落期の室町幕府に仕えた。その後、織田信長に仕え、本能寺の変で信長が明智光秀に討たれると、出家して幽斎玄旨と号し、豊臣秀吉に仕えた。関ヶ原の戦いでは徳川家康方につき、江戸幕府の儀礼制度の成立には、有職故実・政治儀礼に通じた有識者である幽斎の助言によるところが大きかったといわれている。

また、和歌を三茶西実枝に学び「古今伝授」(「古今和歌集」の解釈の秘説を師が弟子に伝えること)を受け、歌学の秘伝を江戸時代に伝えた「近世歌学の祖」と称されている。

豊臣秀吉の没後、石田三成と徳川家康の対立を中心として、諸大名の勢力争いが激しくなるなか、慶長5年(1600)、細川忠興は家康の会津征伐に加わり、細川家の主力を率いて関東へ向かう。その隙をつき三成は大坂で挙兵し、同時に家康方についた細川氏成敗のため、諸将に対して丹後出陣を命じた。

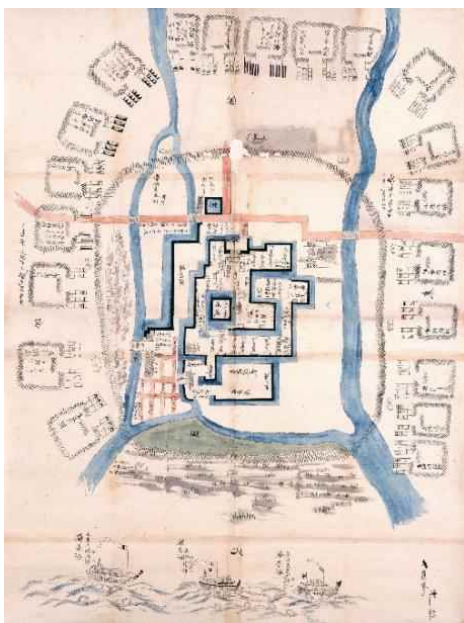


図1-37 田辺籠城図(大泉寺)



図1-35 細川幽斎像(天授庵)



図1-36 田辺城石垣

細川幽斎は留守軍の軍勢わずか500名余りを指揮し、本城の宮津城や各地の支城を焼き、守りに適した田辺城(本丸を囲んで二ノ丸、三ノ丸がある輪郭式の平城。東に伊佐津川、西に高野川、南は湿地、北は海に面した要害の地)で籠城の体制をとった。慶長5年(1600)7月下旬、福知山城主小野木重勝ら石田方1万5000の軍勢は丹後に侵攻、田辺城を取り囲み、田辺籠城戦が始まった。

幽斎の討死による古今伝授の廃絶を憂慮した後陽成天皇は、幽斎に開城を勧めたが、幽斎は「開城は武人の本意ではない」として固辞し、古今伝授を行っていた後陽成天皇の弟、智仁親王に対し、古今伝授の秘伝書と「古へも今もかはらぬ世の中に心のたねを残す言の葉」という和歌一首を託した(明治6年(1873)、田辺城は廃城となり、本丸付近は現在、舞鶴公園として整備され

ているが、この秘伝書と和歌を伝えたといわれる場所には碑が建てられている)。9月、なおも幽斎が討死することを惜しんだ後陽成天皇は、田辺城を囲む西軍の陣に勅使を送り、50日余りの田辺籠城戦は終わりをつけた。田辺城発掘調査では、籠城戦を偲ばせる多数の鉄砲玉のほか、天守台跡が確認されている。その後、細川家は39万石に加増され、豊前国中津（佐賀県中津市）へ国替えとなった。

漁業の面では、漁師として特別な権利を与えられたと伝えられる吉原漁師の存在がある。慶長5年（1600）の田辺籠城の際に、海手として籠城方に協力したため、細川幽斎から領内水際より3間（約5.4メートル）の自由使用を許され、以来、吉原漁師の沿岸出漁が盛んになったといわれる。また、成生村は特殊漁法によるブリを細川氏に献上し、続いて徳川将軍家の御物となったいわゆる「御用鰯」が始まった。

## イ. 田辺藩の成立と支配

徳川家康は、「天下分け目の戦い」と呼ばれる関ヶ原の戦いで石田三成らを破り、慶長8年（1603）に江戸幕府を開き、幕藩体制をしいた。

天文18年（1549）に日本に伝わったキリスト教は、信者の急激な増加を恐れた幕府による慶長17年（1612）の禁教令によって禁止された。また、外国との貿易は、オランダ人と中国人だけに限られ、長い鎖国の時代が始まった。

慶長5年（1600）、細川氏国替えの後、信濃国飯田（長野県飯田市）から京極高知が家康より丹後一国を拝領し入国した。高知は、たびたび洪水を起こしていた伊佐津川の瀬替え（流路の付け替え）を完成させるとともに、慶長7年（1602）に全領の検地を行い12万石の石高を検出して、丹後国の石高を確立した。元和8年（1622）、高知の遺訓により、丹後国は3人の息子に分与され、宮津藩（7万8000石）・田辺藩（3万5000石）・峰山藩（1万3000石）の3藩が成立した。

上方全域を譜代大名領とする幕府の政策により、寛文8年（1668）に京極氏が但馬国豊岡（兵庫県豊岡市）へ国替えとなった後、京都所司代の要職を退いた牧野親成が摂津国（大阪府）から田辺へ入部した。牧野氏は三河以来の譜代大名で、小藩ながら幕府の要職にあった。2代富成は奏者番、3代英成は奏者番・寺社奉行・京都所司代、4代明成は奏者番をそれぞれ勤めた（奏者番：大名・旗本などの将軍拝謁のとき、その取り次ぎをし、礼式を司り、ときに大名屋敷へ将軍の言葉を伝える上使役）。

当時の武士の生活は、農民の年貢によって支えられていた。そのため藩は、農村を強固に統制して年貢収入の確保を図った。田辺藩では、農民が室町時代から自治的に組織・運営していた惣村などをもとに、行政組織に改変していった。121か村（後に128か村）を8組に分け、各組に大庄屋を置き、各村に村方三役（庄屋・組頭・百姓代）を置いた。また、藩庁機構としては村々を6つに区分し、それぞれに代官を置き、これを郡奉行が統括し、郡奉行→代官→大庄屋→村方三役という緻密な農村支配を確立した。

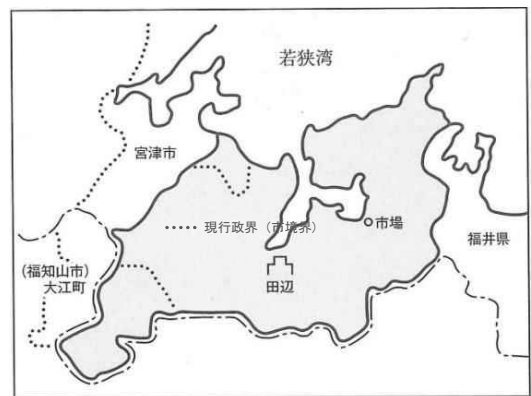


図 1-39 牧野家伝来の甲冑



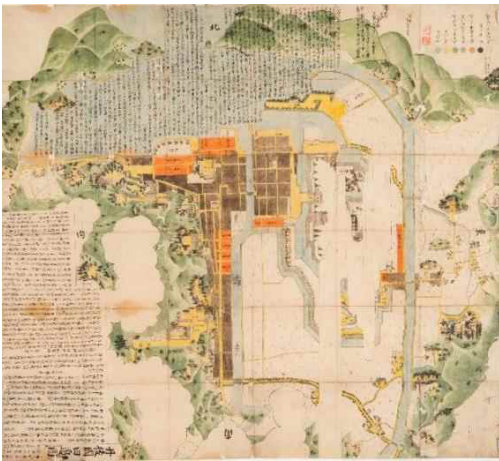


図 1-40 江戸時代の田辺城下を描いた絵図  
「丹後国田辺之図」(個人蔵)

やがて、武力による支配は行き詰まり、藩主の徳治を農民・町人に顕示する民衆教撫政策へと変化した。例えば、町行事への援助、牧野入封 200 年祝賀行事、心学の奨励や「田辺孝子伝」の出版もそのような藩の動きのなかでなされている。

幕府が大名統制のために定めた武家諸法度のなかで参勤交代が制度化され、譜代大名である牧野家は 1 年ごとに江戸と田辺を往復しなければならなかった。江戸までの道順について、寛政 7 年 (1795) の藩士の記録によると、「田辺城→本町→田辺大橋→寺内→新町→神明下(紺屋)→桂林寺下→朝代神社→引土(京口番所)→京橋→七日市→山崎(京田)→善通寺(真倉)→一ノ瀬→京街道→江戸」のルートが確認されている。

また、東海道(約 518km、所要日数 15 日)と中山道(約 633km、所要日数 18 日)の 2 コースがあった。参勤交代制度により交通網は整備され、商品流通や人の移動もたやすくなったが、藩の経済的な負担は大きく、やがて財政を圧迫していった。

### ウ. 江戸時代の村々と城下町の暮らし

慶長 7 年 (1602) の検地で決められた公定収穫高により、田辺藩では収穫米のうち 75% は年貢として納めたといわれている。また、小物成や継物といった副税がかけられたため、農民にとっては重い負担となっていた。

江戸時代中期・後期になると、年貢を増やす目的で、藩は新田開発に力をいれた。東地区では、有力農民を中心に、湾に面した浜・溝尻・市場・泉源寺で新田開発が行われた。現在の浮島の地形は、新田開発によって周りの海を干拓したことによる。西地区では、医師の新宮涼庭が順正書院維持のために喜多村の海面を埋め立てた新宮新田が有名である。

また、農具の改良・発明(土を深く耕すための備中鋤、脱穀のための千歯こきなど)により、農作業の手助けになった。これらの取り組みにより、しだいに生産量を高め、手もとに生産物を残す余裕をもつようになると、市場で貨幣にかえるなど、これまでの自給自足的な生活から、貨幣を使う生活に移行していった。田辺藩では農民の工夫により、貨幣にかえるために、土地に適した商品作物を多く生産するようになった。代表的なものは、桑(養蚕)・油桐(桐実油)・櫛(ろうそく)・楮(紙)・漆・藍などで、由良川筋では紙の材料として、楮・ミツマタの他、特に蚕糸業を行った。享保 16 年 (1731) の史料には、「蚕おびただしくこれを飼い、糸綿を売買する」と記されている。この他、大浦ではミカン・ビワ、伊佐津の紙すき、「白糸」の地名の由来となった浜村の素麺づくりもさかんであった。



図 1-41 朝代神社祭礼絵巻(個人蔵)

農業生産力の向上により経済的に余裕のある民衆は、旅や祭といった娯楽や教養(農業改良の情報収集など)を求めた。近世の旅は、西国巡礼や伊勢参宮などの信仰の旅であるとともに、物見遊山の旅でもあった。当時の人々は、旅を通して教養と話の種を仕入れ、都市の文化を地方へ伝播する役割をも果たした。

田辺では、秋に祭礼が催され、現在でも市内各地に振物・太鼓などの祭礼芸能が伝わっている。城下町の産土神である朝代神社の祭礼には、藩および城下をあげて参加し、芸屋台をひき、太鼓を打ち、祭を楽しんだ。瀬崎には人形浄瑠璃の道具が伝存しており、昭和初期まで神社の舞堂で盛んに人形浄瑠璃が演じられていた。

社会は武力による支配ではなく、官吏としての能力が求められたため、教育機関である藩校を整備し、幕府が官学とした朱子学を中心に文武両道を教えた。田辺藩では、牧野家3代英成が学事担当を置き、天明年間(1781~88)6代宣成により「明倫齋」が城内三ノ丸に開かれ、文久年間(1861~64)9代誠成により学舎を増改築して「明倫館」と称された。なお、明倫館は維新後に明倫小学校となった。

武士だけではなく、民間の教育機関として、読み書き計算が不可欠であった商人・職人を対象に寺子屋が町方を中心に広まり、18世紀後半になると、農村でも寺子屋が定着していった。田辺には、心学修行の道場、求心舎と立敬舎があった。

田辺城下は、藩領の経済・物流の中心であり、安政6年(1859)には約7000人の町方(町人)が居住していた。

東地区には在郷町として志楽川河口の市場があり、志楽荘の物資の集散地としてすでに中世には存在していた。

江戸時代には、西国巡礼の道中記や巡礼日記に「いちば」の地名が必ず登場することから、西国29番札所松尾寺巡礼の宿場町としての性格が強かったことが窺える。

城下町は、築城と並行して現在につながる町割りが行われた。はじめに城下町を保護育成するために地子(土地にかかる税金)を免除された御免町が、9町とされ、中期には10町となった。地子を支払う地子町は6町で、合せて16町で城下を形成していた。町の自治は、町奉行のもとに惣年寄、そのもとに年寄・肝煎・組頭を置いて行われた。城下町の中心である竹屋町は、天保5年(1834)の「商売書上帳」によると、422軒のうち、荒物商や魚商など「商い」が42種305軒、船大工など職人が20種44軒、髪結・按摩などサービス業その他が15種73軒を数えていた。

## エ. 幕藩体制の動揺と田辺藩

江戸時代は年貢を米で取り立てたため、天領と呼ばれた幕府の直轄地から大消費地江戸へ米などを運ぶため、海運が利用された。寛文11年(1671)には東廻り航路が、同12年に西廻り航路が開発され、海運の大動脈ができた。中後期になると産業が発展し、各地で特産物が生まれ、米やそのほかの商品を運ぶ廻船網が全国に張り巡らされた。

田辺藩では、由良・神崎・田辺・市場などに湊をもち、日本海海運の一翼を担った。特に由良川水運により、内陸部の福知山ともつながる由良・神崎は、三庄太夫伝説にみられるように古くから日本海側の各地と水運で結ばれ、湊としても、水夫の供給地としても賑わった。

18世紀になると、産業の発達、農村への貨幣経済の浸透、藩の重税により、百姓間に貧富の差を拡大させていった。また、凶作と飢饉(特に江戸



図1-42 瀬崎人形浄瑠璃用具



図1-43 伝・旧明倫館正門



図1-44 糸井文庫錦絵(安寿姫と対王丸)





図 1-45 奉納和船

三大飢饉：享保 18 年（1733）・天明 4 年（1784）・天保 8 年（1837）により生活に大きな痛手を受けた。こうしたことが、幕藩体制の基礎である農村の構造を変化させ、地主と小作人、村役人と平百姓などの対立が表面化するようになった。田辺藩では、京極時代に伊佐津周辺の村々が年貢の軽減を求め一揆を起こしている。また、享保元年（1716）には、森・行永<sup>ゆきな</sup>両村で百姓 36 人が逃散<sup>ちようさん</sup>している。さらに、全藩領を巻き込んだ百姓一揆が、享保 18 年（1733）と宝暦 6 年（1756）におこっており、農民たちは享保一揆で 5 年間の減免などを勝ち取ったが、享保一揆で 3 名、宝暦一揆では 8 名の刑死者を出している。この他、飢饉時の局地的

な騒擾<sup>そうじょう</sup>や村方騒動により、封建社会の基礎は揺らいでいった。

寛永 16 年（1639）、幕府はポルトガル船の来航を禁止したことで、鎖国を完成させたが、18 世紀になると、ロシア船が日本近海に現れはじめ、19 世紀になると、イギリスが通商を求め来航した。嘉永 6 年（1853）アメリカのペリーが 4 隻の黒船で浦賀に来航し、開国を要求、安政 5 年（1858）日米修好通商条約を結び、開国に至った。田辺藩でも、文化 5 年（1808）以降、藩士だけではなく、猟銃をもつ猟師に御用が言いつけられ、一般の百姓に荷物運搬の軍役が課せられた。ペリーが来航すると、藩は武器の調達などに軍費がかさみ、財政を圧迫した。この時期、藩は儒学者野田<sup>のたてきほ</sup>笛浦を江戸から田辺に帰藩させ、海防と藩校の改革にあたらせた。藩内には台場（砲台）が建設され、大砲が据えつけられた。

このような内憂外患のなかで、幕府の統率力は弱まり、開国派と攘夷派、佐幕派と尊王派が入り混じって明治維新に向かった。田辺藩は、家康以来の譜代大名であり、二条城や京都御所の警護を命じられている。元治元年（1864）、第 1 次長州征伐では、進発の將軍の警護、第 2 次長州征伐では丹後近海警衛のため、国元待機となった。鳥羽伏見の戦いに宮津藩・福知山藩・小浜藩などが参戦するなか、田辺藩は動かず大政奉還も率先して行い、明治元年（1868）には山陰道鎮撫使<sup>ちんぶし</sup>に対して無血開城した。

## （5）近現代（明治時代・大正時代・昭和時代・平成時代）

### ア. 明治時代の舞鶴

田辺藩は、明治 2 年（1869）版籍奉還の後、紀伊田辺藩との同一藩名を解消するため、田辺城の別名「舞鶴城」から「舞鶴藩」となった。明治 4 年（1871）7 月、廃藩置県により舞鶴県に改名した。同 11 月には豊岡県に統合され、明治 9 年（1876）に京都府に編入された。

舞鶴の村々では、明治 5 年（1872）頃に戸籍の編製、太陽暦の採用、学制発布、徴兵制施行、新貨幣（円）への切り替え、土地売買の自由などが打ち出された。翌 6 年（1873）には地租改正条例が布告され、土地の面積や地目によって納税金額が定められ、大きな変革期を迎えた。

明治 4 年（1871）廃藩置県によって藩校明倫館は廃止され、明治 5 年に学制が発布されると、翌年、加佐郡で学制に基づく最初の小学校として明倫小学校が開校した。同年中に郡内で 16 校が開校し、さ

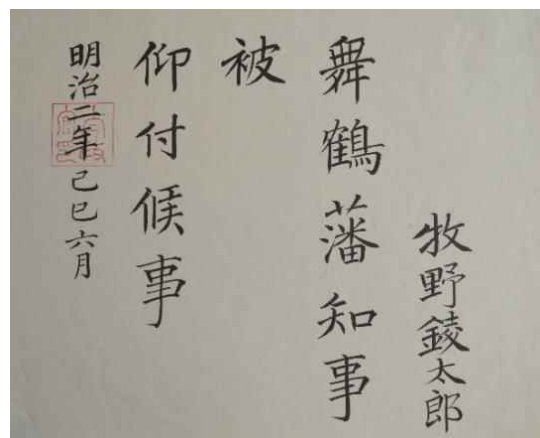


図 1-46 舞鶴藩知事任命書



らに明治9年（1876）までに12校が順次開校した。当初は、寺社や民家を仮校舎として利用した学校が大半であったが、校舎の新築・増改築を行い小学校の整備を進めた。高等教育機関は明治42年（1909）に高等女学校、大正11年（1922）に舞鶴中学校が開校した。

養蚕は江戸時代より行われていたが、明治政府の殖産興業政策を追い風に養蚕業が栄えた。舞鶴では、明治11年（1878）に審致舎による「舞鶴製糸場」が設立され、明治29年（1896）には綾部に郡是製糸株式会社<sup>ぐんぜ</sup>が設立された。明治40年（1907）には郡立蚕業学校（現京都府立大江高校）が開校した。

北前船は、江戸時代から明治時代にかけて栄えていたが、明治後期になると、鉄道の発達により陸上輸送へ移行したことや、電信の発達により全国の物価が平均化したことから、姿を消していった。

#### イ. 舞鶴鎮守府の設置と軍港都市の建設

明治政府は、欧米に並ぶ強国へと日本を育てるために「富国強兵」をスローガンに掲げ、経済の発展と軍事力の強化により近代的な国家をめざした。

明治19年（1886）、海軍は舞鶴湾の測量と視察を行い、同湾が無比の良港であると確認し、第4海軍区（島根県～秋田県の海岸と海面を管轄）における鎮守府（海軍の根拠地として艦隊の後方を統括した機関）を舞鶴に設置することに決めた。鎮守府用地とするため、浜・北吸・余部下・余部上・長浜・佐波賀・平などの土地を買収し、明治34年（1901）余部下に鎮守府が開庁した。鎮守府は、戦艦三笠<sup>みかさ</sup>の他19隻の艦艇、海兵団、水雷団、海軍工廠、海軍病院などをもち、日本海側唯一の軍港として、日露戦争をはじめ、次々に勃発する戦争の重要な軍事基地となった。同時に舞鶴は要塞地帯区域に指定され、住民の日常生活に様々な制限が加えられた。

#### ウ. 大正・昭和期の舞鶴

江戸時代、舞鶴湾を囲み、田辺藩というひとつの共同体として発展してきた舞鶴だが、軍港設置により東地区と西地区は性格の異なる都市として発達していった。

東地区は、かつて農漁村であったが、海軍鎮守府設置にともなって、急速に発展した近代の町であり、軍港都市として計画的な都市基盤の整備が行われた。浜・余部下・余部上は新市街の中心となり、河川の流路を変え、明治36年（1903）中央部は基盤目状に区画整理された。東西にはしる街路には「三笠」や「富士」などの明治時代の軍艦の名前がつけられている点が特徴である。

西地区は、天正10年（1582）頃から細川氏が築いた城下町をもとにして発展してきた。江戸時代には藩領の中心として栄え、昭和に入ると、樺太・朝鮮・大連・天津・北海道間にそれぞれ定期航路をもつ商港となっていた。いまま高野川沿いに残る商家の土蔵にその名残をみせている。竹屋町・丹波町・



図 1-47 舞鶴鎮守府

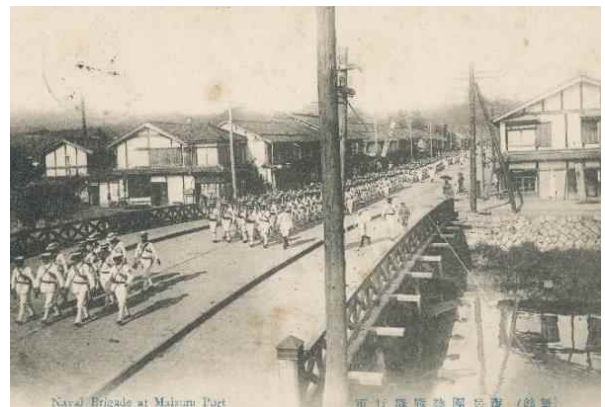


図 1-48 大門通を行進する海軍陸戦隊（大正時代）



図 1-49 舞鶴港修築工事（昭和7年）

平野屋町などには、城下の商人町の面影を伝える町家が点在し、愛宕山の山麓に形成された寺町の景観も健在である。

明治5年(1872)9月、新橋・横浜間に鉄道が開通した。舞鶴では、明治22年(1889)に鎮守府が置かれることが決まり、早期に京阪神と舞鶴を結ぶ鉄道の敷設が推進された。大正11年(1922)には北陸・山陰線を結ぶ小浜線が全線開通し、東舞鶴の新舞鶴港が開港、昭和元年(1926)ウラジオストックと新舞鶴港を結ぶ航路が就航したことで、舞鶴は人や物資が行き交う十字路となった。

昭和2年(1927)日米間の摩擦解消のために、アメリカから「青い目の人形」1万2739体が日本に贈られた(舞鶴には11体)。第2次世界大戦で、ほとんどの人形は失われたが、舞鶴幼稚園(現舞鶴市立舞鶴こども園)に贈られた「ベティ・メイ」は戦火を免れ、全国で残った約300体のうちの1体となっている。

明治時代になると様々な娯楽が現れた。新聞は、明治22年(1889)

『<sup>たんしゅうじほう</sup>丹州時報』、明治34年(1901)『舞鶴新報』などが発刊された。明治31年(1898)に西地区に劇場ができ、その後、東西両市街地に次々と建設された。劇場は、この当時寺院以外に公共の会場がなかったため、招魂祭や慰安会場としても利用された。映画館も大正時代から盛況で、昭和16年(1941)には、東地区5館、西地区2館あったが、昭和19年(1944)、戦火が激しくなると、閉館に追い込まれた。スポーツ界では、昭和11年(1936)に舞鶴から初めて、<sup>おおえすえお</sup>大江季雄選手がベルリンオリンピックに出場し、棒高跳びで3位に入賞した。帰国後、2位の西田修平選手とメダルを分かちあった、「友情のメダル」の逸話は有名である。

明治22年(1889)、町村制施行によって加佐郡内には1町24か村(現舞鶴市域1町17か村)の行政組織ができた。舞鶴鎮守府が開庁すると、人口の増加にともなって新舞鶴町・中舞鶴町が誕生した。昭和13年(1938)に周辺地域が吸収合併されると、東舞鶴市と舞鶴市が誕生し、現市域は2市8村になった。第1次世界大戦の後、各国の軍縮が決議された影響で、大正12年(1923)舞鶴鎮守府は、鎮守府から要港部へ格下げとなったが、昭和12年(1937)に日中戦争が始まり、再び鎮守府として復活した。海軍施設は拡張され海軍工廠での生産もさかんになり、昭和20年(1945)の敗戦まで「海軍のまち」として特異な発展をみせた。

## エ. 第2次世界大戦と舞鶴

第2次世界大戦が始まると、食糧や衣料の配給、出征兵士の見送りなど、戦争一色になっていった。昭和18年(1943)5月27日、軍部の強い要請で、東舞鶴市と舞鶴市が合併して舞鶴市が誕生し、市役所は現在の中総合会館に置かれ、東西に支所が置かれた。人口は8万6051人、マイツルを図案化した徽章が一般公募により採用された。なお、現在の加佐地区はこのときの合併から外れた。

昭和20年(1945)、舞鶴海軍工廠では艦船などを生産しており、その従業員数は<sup>がくとどういん</sup>学徒動員による勤労学徒や女子挺身隊などを含め、4万人にも達していた。7月29日、海軍工廠は空襲を受け、工員をはじめ動員学徒、女子挺身隊など97名が死亡、百数十名が重軽傷を負った。翌30日の空襲では、乗組員など死者83名、負傷者247名にのぼり、ほとんどの艦船が撃沈されたが空襲の被害は軍事機密に属するとのことで公表されなかった。昭和20年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し降伏した。



図 1-50 青い目の人形

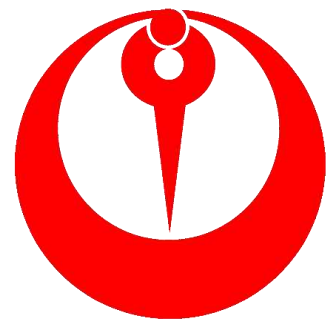


図 1-51 市徽章



## オ. 海外からの引き揚げと戦後の舞鶴

敗戦により鎮守府や海軍工廠は解体され、多くの人々が生活基盤を失った。昭和 25 年（1950）、市民の努力により「旧軍港都市転換法」が制定された。この法律は「旧軍港都市を平和産業港湾都市に変換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与すること」をその目的にうたい、旧軍用の土地・施設、その他の財産は新しい都市計画に活用することとしている。この法律は舞鶴の復興に大きな役割を果たした。

戦後、加佐地区は加佐町となり、昭和 32 年（1957）5 月 27 日の市政記念日に舞鶴市に編入された。

財団法人日本ナショナルトラストの『舞鶴赤煉瓦建造物群調査』によると、舞鶴旧鎮守府倉庫施設（赤れんが倉庫群）など、市内には約 120 件のれんが建造物（橋梁・トンネル等を含む）が確認されており、旧海軍の主要施設などれんが造の近代化遺産が群として現存していることも舞鶴市の特徴的な町並みをつくりだしている。

第 2 次世界大戦終結時、旧満州（現中国東北部）や朝鮮半島など海外に残された邦人は、軍人・民間人合わせて 660 万人以上といわれ、その人々の帰国を受け入れる引揚港（全 10 港）のひとつとして、舞鶴港が選定され、主に旧満州や朝鮮半島、シベリアからの引揚者・復員兵を迎え入れた。

昭和 20 年（1945）10 月 7 日、第 1 船の雲仙丸を受け入れてから、昭和 33 年（1958）9 月、最終船の白山丸を受け入れるまでの 13 年間に、66 万人余りの引揚者を迎え入れた。引き揚げとシベリア抑留の歴史を語り継ぐため、昭和 45 年（1970）、「岸壁の母」の舞台となった平の引揚栈橋を見下ろす丘陵地に引揚記念公園が整備され、昭和 63 年（1988）、その公園内に「舞鶴引揚記念館」が開館した。舞鶴引揚記念館が収蔵するシベリア抑留と引き揚げ関係資料「舞鶴への生還 1945-1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」（570 点）については、特に希少性が高く、世界的にも重要性をもち、広く世界の人々が共有すべき資料として、平成 27 年（2015）、ユネスコ世界記憶遺産に登録された（ユネスコ世界記憶遺産（世界の記憶）：世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコの事業として平成 4 年（1992）に開始された）。

平成 28 年（2016）、地域の文化財や伝承などを観光資源として活用する「日本遺産」に、かつて鎮守府が置かれた 4 市（横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市）が共同申請した「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴—日本近代化の躍動を体感できるまち—」が認定された（日本遺産：文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定し、ストーリーを語るうえで不可欠な魅力ある有形・無形の様々な文化財群を総合的に活用する取り組みへの支援制度）。

また、平成 29 年（2017）には「舞鶴の海軍施設と都市計画」が「生き続ける軍都の格子状街路と赤煉瓦の施設群」として、ユネスコ世界文化遺産に関する諮問機関であるイコモス（ICOMOS）の国内組織、



図 1-52 赤れんが倉庫



図 1-53 舞鶴引揚記念館

日本イコモス国内委員会の選ぶ「日本の 20 世紀遺産 20 選」に選定された（日本の 20 世紀遺産：20 世紀に形成された人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、建築的または技術的な集合体の類型、景観に関する顕著な事例を選定するもの）。

舞鶴市は、明治以降、それぞれに発展してきた東西市街地であるが、舞鶴市は同一の市内に城下町と軍港都市というふたつの都市の側面をもつだけでなく、大浦半島や由良川流域の豊かな自然や特産物などの多様な歴史文化遺産を発信し続けていく都市として現在に至っている。



## 第2章 舞鶴市の歴史文化遺産の概要と特徴

### 1. 指定等文化財の概要と特徴

舞鶴市には、数多くの歴史文化遺産が生まれ、国・府・市、大学等の研究機関による調査によってその価値が把握され、文化財保護法令に基づく指定等を受けた文化財は下記の表に示すとおり、令和3年（2021）3月1日現在で243件である（資料編「資料1 指定等文化財一覧」参照）。

指定等文化財を主体別にみると、国の指定・登録・認定が45件、京都府の指定・登録・暫定登録・決定が80件、市の指定が118件であり、市指定が最も多くなっている。

表2-1 指定等文化財件数表（令和3年3月1日現在）

種別 区分		有形文化財								民俗文化財		記念物			文化財環境保全地区	合計
		建造物	美術工芸品							有形の民俗文化	有形の民俗文化	遺跡	名勝地	動物・植物・地質鉱物		
			絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料							
指定	国宝		1													1
	重要文化財	4	5	10			1				1					21
	天然記念物													1		1
	(小計)	(4)	(6)	(10)			(1)				(1)			(1)		(23)
	京都府指定文化財	8	3	2	2	1	3	1					2			22
	舞鶴市指定文化財	10	9	23	12	2	9	7	11	16	5	1	1	12		118
登録	国登録文化財	20														20
	京都府登録文化財	3					2			1	11					17
	京都府暫定登録文化財	19	5	2		1	2	3		3		1	2		38	
その他	京都府文化財環境保全地区（決定）														3	3
	国重要美術品（認定）				1		1									2
合計		64	23	37	15	4	18	11	11	20	17	2	5	13	3	243

※1 国指定重要文化財の件数は国宝の件数を含まない。

※2 京都府登録文化財・暫定登録文化財には、舞鶴市指定文化財と重複するものが含まれている。

※3 国認定重要美術品の件数は、文化財保護法の規定による重要文化財に指定されたものを除く。

上掲のうちの1件は、府指定文化財と重複している（重要美術品について定めた旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」は文化財保護法制定の際に廃止されたが、保護法の規定によりその認定物件について同法は現在もその効力を有している）。

表2-2 主体別指定等文化財件数一覧（令和3年3月1日現在）

区分	国				府					市		合計
	指定	登録	重要美術品	計	指定	登録	暫定登録	環境保全地区	計	指定	計	
件数	23	20	2	45	22	17	38	3	80	118	118	243

## (1) 建造物

文化財の類型別にみると有形文化財の建造物が 64 件と全体の 26% を占め、室町時代の金剛院塔婆（三重塔）、江戸時代後期の行永家住宅の他、舞鶴旧鎮守府倉庫施設や旧鎮守府水道施設などの近代化遺産が重要文化財に指定されるなど、建築時期が室町時代から近代まで幅広いことが特徴である。

建造物のうち、最も多いのは国の登録文化財で、江戸時代後期の大庄屋屋敷である旧上野家住宅や幕末から明治初期に建築された城下町の廻船問屋・渡邊家住宅などの民家建築、明治時代の北吸隧道、大正時代のホフマン式煉瓦窯や JR 小浜線松尾寺駅旧本屋、擬洋風建築の銭湯若の湯など、近代の建造物が登録されている。また、松尾寺駅旧本屋や若の湯の他、茶又旅館・旧舞鶴鎮守府乙号官舎・日の出湯など現在も使用されている建造物が登録文化財となっていることも特徴である。

さらに、京都府独自の「暫定登録文化財」<sup>注1</sup>が 19 件登録されており、雨引神社本殿や阿良須神社本殿、瑞光寺の本堂・鐘楼・山門など寺社の建造物が中心になっている。

これらの指定等の建造物のうち、旧上野家住宅では、岡田中むらづくり委員会や区長会・公民館が中心となって保存と活用を呼び掛けるボランティア活動が始まり、さらに瓦工事組合や府瓦技能士組合の組合員による応急工事が行われた結果、文化財に登録されたものである。さらに舞鶴旧鎮守府倉庫施設では、研究者と市民・団体、行政が連携した調査によってその価値が明らかにされ、その後、市民による保存・活用の活動が展開していったことは「赤れんがモデル」として舞鶴市の歴史文化を活かしたまちづくりの端緒となっている。

## (2) 美術工芸品

有形文化財の美術工芸品は 75 件であり、平安仏画の代表作である国宝・絹本着色普賢延命像や重要文化財・絹本着色法華曼荼羅等をはじめとした松尾寺の仏教絵画、圓隆寺の重要文化財木造阿弥陀如来坐像・葉師如来坐像・釈迦如来坐像の三尊像等の平安時代の彫刻、金剛院の重要文化財・木造深沙大將立像や木造執金剛神立像等の鎌倉時代の彫刻などが代表的なものとしてあげられる。

また府指定の文化財では、桂林寺の絹本着色仏涅槃図や四条派の重鎮・塩川文麟筆の報恩寺本堂障壁画などの大作の絵画類の他に、金剛院聖教類・松尾寺再興啓白文・梅垣西浦文書（個人蔵）など中世から伝わる古文書・典籍類が残る。



図 2- 1 金剛院塔婆



図 2- 2 若の湯



図 2- 3 執金剛神立像

<sup>注1</sup> 暫定登録文化財は、京都府独自の文化財保護制度として、平成 29 年（2017）に創設されたもので、簡易な調査を経て早期に暫定登録することで、文化財保護の裾野を広げ、修復・保存・防災等のための補助を行い、価値ある歴史文化遺産について速やかな保護措置を図るものである。

### (3) 民俗文化財

民俗文化財についてみると、有形の民俗文化財が20件、無形の民俗文化財が17件である。

まず有形の民俗文化財としては、旧城下町の朝代神社祭礼芸屋台7基が市の文化財に指定されており、人々が地域の安泰を祈るとともに、きらびやかな屋台や祭礼の道具といった身近な文化財を長い間、大切に守り育ててきたことを表しているといえる。

また、「奉納和船」と呼ばれる、船や航海の安全を祈り、神社に奉納された精巧な和船の模型などは海にまつわる信仰を窺い知ることができ、特徴的である。

無形の民俗文化財としては、国の重要無形民俗文化財に指定される松尾寺の仏舞の他、市指定・府登録の吉原の太刀振や城屋の揚松明など豪壮な祭礼や、府登録の吉原の万灯笼など海にまつわる民俗行事がみられることが特徴である。



図2-4 朝代神社祭礼芸屋台と見送幕



図2-5 松尾寺の仏舞

### (4) 記念物

記念物についてみると、遺跡が2件、名勝地が5件、動物・植物・地質鉱物が13件となっている。

このうちオオミズナギドリ繁殖地として国の天然記念物に指定される冠島やウミネコ・ヒメクロウミツバメの繁殖地として市の天然記念物に指定される沓島が海の自然の豊かさを示し、青葉山のオオキンレイカ、多祢山のイヌシデ巨木林、三浜海蔵寺のシイ林などが山の自然の豊かさを示しており特徴的である。

名勝地としては、細川幽斎作庭と伝わる府指定名勝の金剛院庭園の他、上野家庭園等、寺院や大庄屋の庭園があげられる。

一方、舞鶴市には古墳や城跡なども多数確認されているが、史跡に指定されているのは市指定の田辺(舞鶴)城趾、府暫定登録文化財に田辺藩主牧野英成墓所が登録されているのみである。

このように、舞鶴市における指定等文化財の特徴は、市民・研究者・行政が連携し、歴史文化遺産の価値や魅力を発見し、市民によって保存・活用の活動が展開してきたこと、また海に面することで形成された特有の民俗文化財や豊かな自然環境が残ることなどが大きな特徴である。



図2-6 オオミズナギドリ繁殖地・冠島



## 2. 未指定の歴史文化遺産の概要と特徴

これまでに国・府・市、大学等研究機関による調査で市内の歴史文化遺産を把握してきたが、このうち、指定等に至っていない未指定の歴史文化遺産は、281件を数える<sup>注2</sup>。「舞鶴市歴史文化基本構想」では、これらの未指定の歴史文化遺産のうち、いくつかは舞鶴市の歴史文化の特徴を示すものとして関連文化財群の構成要素として位置づけている（第3章「関連文化財群のテーマと構成文化財」参照）。

ここでは、未指定の歴史文化遺産の概要を類型別にみていくこととする。

表 2-3 未指定の歴史文化遺産一覧

類 型		件 数	
有形文化財	建 造 物	21	
	美術工芸品	絵 画	8
		彫 刻	25
		工 芸 品	7
		書跡・典籍	6
		古 文 書	4
		考古資料	5
		歴史資料	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	6	
	無形の民俗文化財	6	
記念物	遺 跡	24	
	名 勝 地	5	
	動物・植物・地質鉱物	14	
文化的景観・伝統的建造物群		2	
そ の 他	文化財の類型に当てはまらない歴史文化遺産 <sup>注3</sup>	147	
合 計		281	

<sup>注2</sup> 表 2-3 は、順次更新される舞鶴市の「市指定文化財候補」および注 3 に示した「文化財の類型に当てはまらない歴史文化遺産」をもとに作成しており、件数には一部、京都府暫定登録文化財に登録された歴史文化遺産も含まれる。京都府暫定登録文化財については、一定の保護措置が講じられているが、登録にあたっては簡易な調査とどまり、詳細調査が完了していないものもある。そのため引き続き調査が必要な歴史文化遺産としてここに位置づける。

<sup>注3</sup> あくまでも本章 2- (8) 「その他」(42 頁) および第 3 章で「関連文化財群」(45 頁～81 頁) として掲載したものを計上したものであり、本市の「文化財の類型に当てはまらない歴史文化遺産」の総体ではない。これらの文化財の類型に当てはまらない歴史文化遺産についても、今後、本計画を推進していくなかで把握調査を進めていくものとする。

## (1) 建造物

未指定の歴史文化遺産では、建造物が21件と彫刻と遺跡に次いで多い。このうち、寺社の建造物についてみると、般若寺山門や西飼神社本殿等の他にも市内には良質の近世寺社建築が多数残されていることが確認されており、「人と海との関わりが息づく歴史文化」・「山と里の信仰と交流が培った歴史文化」等の歴史文化ストーリー（第3章参照）の貴重な構成要素となっている。現在指定候補として把握しているものはその一部であり、今後さらなる把握調査が必要である。また、個人所有の民家建築でも、水島家住宅・布川家住宅・村田家住宅・飯野寅吉旧家など幕末から明治・大正時代にかけて建築された庄屋屋敷や商家建築が残る。

また、海上自衛隊舞鶴地方総監部には旧鎮守府長官官邸などの海軍ゆかりの建造物が残るほか、鎮守府設置にともない軍港周辺に整備された花崗岩の石積護岸に、舞鶴市の歴史文化の特徴が表されているといえる。



図2-7 石積護岸

## (2) 美術工芸品

美術工芸品のうち、彫刻は25件と未指定の歴史文化遺産全体のなかで最多を数える。松尾寺・金剛院・圓隆寺等が所蔵する主要な美術工芸品の把握と調査は進んでいるが、その他の美術工芸品の調査は十分ではない。雲門寺聖観音菩薩立像、善福寺阿弥陀如来坐像、河辺中大日堂の大日如来坐像や阿弥陀如来坐像など平安・鎌倉時代に遡る彫刻もあり、今後の詳細調査がまたれる。

また、絵画でも中世以前に遡る仏教絵画については、京都府暫定登録文化財調査にともない調査・登録を進めているところであるが、仏教絵画以外にも、円山派で田辺藩の御用絵師・鈴木南嶺が描いた桂林寺の障壁画や四条派の塩川文麟が描いた東山寺の障壁画など、近世の貴重な絵画が残ることも舞鶴市の歴史文化の特徴といえる。



図2-8 暫定登録文化財調査（絵画）

古文書については、市内には徳永家文書や細川忠興書状（個人蔵）等の未指定の中世から安土桃山時代にかけての古文書が残るほか、個人・区有の近世から近・現代にかけての古文書も広範に伝存する。これらは、『舞鶴市史』編纂の過程で一定の把握が行われているが、その後の確認調査が行われておらず、詳細調査を行ったものも一部に限られている。

### (3) 民俗文化財

民俗文化財のうち、有形の民俗文化財では、かつて漁船として使用された、トモブト（トモウチ）と呼ばれる<sup>くりぶね</sup>刳船構造の和船は、舞鶴市の漁労民俗を知るうえで貴重な民俗資料である。

また、西地区の旧城下町の地蔵盆では、町内・組単位で地蔵を祀った金色の厨子<sup>ずし</sup>を飾る。他の地区の地蔵盆では、石仏や石の地蔵が使用されるのに対し、金色の厨子は、市内でも旧城下にのみにみられ、城下町の都市住民文化を伝える特徴的な民俗資料といえる。

無形の民俗文化財については、舞鶴市を特徴づける冠島・老人嶋神社への参拝行事、雄島まいりが未指定となっている。また、かつては市内に広範に分布していた「えとんびき」や「山の神」・「きつね狩り」といった子どもが担う民俗行事については、少子高齢化により急速に変容・消滅の危機にあり、早期に調査・記録保存を図る必要がある。



図 2- 9 雄島まいり

### (4) 記念物

記念物のうち、指定等を受けた文化財の件数が少ないことを反映し、未指定の歴史文化遺産としては、遺跡が 24 件と彫刻に次いで多数を占める。このうち、京都府北部最大級の横穴式石室をもつ白杉古墳は、湾口を占める位置に立地し、海と深く関わりをもった一族の勢力の大きさが窺われる。また、6 世紀後半から 7 世紀前半に府北部最大規模の 78 基の群集墳が築かれた<sup>おおば おくはら</sup>大波・奥原古墳群は、終末期の古墳の変化を知るうえで貴重な歴史文化遺産である。



図 2- 10 葦谷砲台

また、市内の中世城館は、『京都府中世城館跡調査報告書』では 197 か所を数える。このうち<sup>じまじま</sup>蛇島城は丹後水軍の大島氏が関係する城であったことが<sup>さとむらじょうは</sup>里村紹巴「天橋立紀行」から確認されており、府内唯一の<sup>うみじろ</sup>海城として舞鶴市の歴史文化を特徴づける。

さらに、市内には<sup>あしだに うらにゆう かながさき</sup>葦谷・浦入・金岬・槇山の各砲台や<sup>きつさか たてべ</sup>吉坂・建部山の保塁砲台、<sup>あぐ</sup>下安久・白杉の弾丸本庫など鎮守府を守る旧舞鶴要塞の施設群が終戦後の状況そのままに残っている。これらの鎮守府関連の未指定の歴史文化遺産群の詳細調査が必要である。

### (5) 文化的景観・伝統的建造物群

吉原では江戸時代から続く規則正しい町割りと水路に面した舟屋、成生では主屋と付属屋が緩やかな傾斜地に建ち並び海岸沿いに<sup>れんとう</sup>連棟形式の舟屋がつくられるなど、生活と生業が一体となった漁業集落の景観がよく残っている。このうち、吉原については伝統的建造物群の詳細調査を大学との連携のもと実施している。

また、西地区には城下町の景観が残り、近世末から近代にかけての町屋建築が残ることも舞鶴市の歴史文化を特徴づけている。



図 2- 11 吉原の景観



## (6) 日本遺産

### ア. 「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

平成 28 (2016) 年に 4 月 25 日に旧軍港市 4 市 (横須賀市・呉市・佐世保市・舞鶴市) による「シリアル型 (ネットワーク型)」のストーリー「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」が日本遺産に認定された。市内では 34 件の構成文化財に認定されている (資料編「資料 3 日本遺産構成文化財・世界記憶遺産登録資料一覧」参照)。

#### ■ストーリーの概要「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」

明治期の日本は、近代国家として海防力を備える必要があったため、国家プロジェクトにより天然の良港 4 か所 (横須賀・呉・佐世保・舞鶴) に軍港を築き、鎮守府を置きました。

静かな農漁村に人と先端技術が集まり、各海軍施設をはじめ、鉄道や水道などのインフラや都市整備が進められ、軍港都市が誕生し、日本の近代技術が育まれました。

日本の近代化を推し進めた四市には、海軍由来の食文化もまちに浸透し、多種多様な数多くの近代化遺産とともに、躍動した往時の姿を体感できます。

出典：日本遺産ポータル

### イ. 「1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」

西国三十三所観音巡礼札所が所在する 19 市 3 町 1 村<sup>注4</sup>によるシリアル型の「1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」のストーリーが令和元年 (2019) 5 月 20 日に日本遺産に認定された。市内では第 29 番札所松尾寺の本堂および本尊の 2 件が構成文化財となっている (資料編「資料 3 日本遺産構成文化財・世界記憶遺産登録資料一覧」参照)。

#### ■ストーリーの概要「1300 年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」

究極の終活とは、ただ死に向かって人生の整理をすることではない。人生を通して、いかに充実した心の生活を送れるかを考えることが、日本人にとっての究極の終活である。

そして、それを達成できるのが西国三十三所観音巡礼である。日本人は海外の人から『COOL!』だと言われる。そのように評価されるのは、優しさ、心遣い、勤勉さといった日本人の本来の心であり、実はそれは日本人が親しんできた「観音さん」の教えそのものである。観音を巡り日本人本来の豊かな心で生きるきっかけとなる旅、それが西国三十三所観音巡礼なのだ。

出典：日本遺産ポータル

## (7) 世界記憶遺産

世界記憶遺産は、文化遺産、自然遺産とならぶ世界遺産三大事業ともいわれるもので、後世に残すべき人類の記録を保護することを目的としたユネスコの事業である。

舞鶴市は、第 2 次世界大戦終結後、13 年間にわたり 66 万人の引揚者を迎え入れた引き揚げのまちとして、昭和 63 年 (1985) に舞鶴引揚記念館を開館した。

平成 27 年 (2015) 10 月 10 日には、引き揚げの史実を継承し、平和の尊さを広く発信するため、引揚記念館が収蔵するシベリア抑留と引揚関係資料「舞鶴への生還 1945～1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録」570 点がユネスコ世界記憶遺産に登録された (資料編「資料 3 日本遺産構成文化財・世界記憶遺産登録資料一覧」参照)。

<sup>注4</sup> 参加自治体は、和歌山県 (那智勝浦町・和歌山市・紀の川市)・大阪府 (和泉市・藤井寺市・茨木市・箕面市)・奈良県 (高取町・明日香村・桜井市・奈良市)・京都府 (宇治市・京都市・亀岡市・宮津市・舞鶴市)・滋賀県 (大津市・長浜市・近江八幡市)・兵庫県 (宝塚市・加東市・加西市・姫路市)・岐阜県 (揖斐川町) の 2 府 4 県 (20 市 3 町 1 村) である。

登録されたおもな資料は、シベリア抑留中の出来事などを白樺の樹皮に記した白樺日誌や抑留地と日本の家族を結んだ俘虜用郵便葉書などがある。世界記憶遺産登録は引揚記念館の知名度の向上につながったばかりでなく、シベリア抑留と引き揚げの史実への関心が市内の小中高校生中心に高まり、「中高生語り部」の誕生につながった。

## (8) その他

文化財の類型には当てはまらない歴史文化遺産について、以下略述する。

まず、伝説・伝承について、『舞鶴市史』各説編には34件の伝説・伝承が収載されている。このうち、舞鶴市に隣接する宮津市由良は、三庄太夫伝説の舞台であり、市内の由良川の河口付近には、安寿姫最期の地やその供養塔といわれる「安寿姫塚」、厨子王をかくまったとされる和江の国分寺跡等、安寿と厨子王にまつわる伝説が濃密に分布する。また、「蛇切岩伝説」や雨引神社の「大蛇退治伝説」など蛇にまつわる昔話も与保呂川流域や高野川流域などで複数の地域にまたがり伝承されており、特徴的である。

古くから歌われる仕事唄や祝儀唄、囃子について、『舞鶴市史』各説編では神社の祭礼で歌われる祭り唄や囃子、舞鶴小唄等の近代以降の唱歌を中心に44件が民謡として採録されている。

同じく『舞鶴市史』各説編では、社会生活として、カブ(株)や講などの同族・年齢・講集団やそれに基づく行事および生産・生業に関わる習俗等45件を採録している。

地名としては、明治時代の鎮守府開庁にあわせて整備された東舞鶴の市街地と当時の艦船名をつけた通り名は、全国にも舞鶴にしかみられない特徴的なものといえる。

その他、新鮮な海の幸の他、舞鶴かまぼこやへしこなどの加工品を含めた海産物、万願寺甘とうや佐波賀だいこんなどの農産物、京田めしなどの伝統食、肉じゃが、カレーやラムネなど海軍ゆかりの食文化も舞鶴らしい歴史文化遺産といえる。



図 2-12 三庄太夫伝説の舞台  
(由良川河口を行き交う帆掛け船：大正時代)



図 2-13 艦船名をつけた通り名

## 第3章 舞鶴市の歴史文化の特徴

### 1. 舞鶴市の歴史文化の特徴

海に面する舞鶴市は、海と深い関わりをもって古代から発展した。舞鶴市は、日本海と瀬戸内海をつなぐ由良川から加古川への道を含め、水上交通により外とのつながりを持ち、海に目を向けると日本海そしてアジアへとつながってきた。このように、舞鶴の歴史は、雄大な自然と海とともに歩んできたことが刻み込まれているといえる。

舞鶴市は日本海側で列島の中央が最も深く湾入した位置にあり、リアス式海岸特有の舞鶴湾は古来、波静かな良港として利用されてきた。こうした地形を基盤として、舞鶴市の歴史文化は、湾内の小さな島々、海に面した長い沿岸部を有することから、海と深く結びついた文化を根幹にしている。

また、舞鶴の地質は、若狭湾から中国山地へ斜めに横切る舞鶴帯と名付けられた構造帯が土台となり、それが隆起、沈降することによって数多くの地層や岩石、化石の宝庫となった。その構造帯に合わせて形成された山や川、そして急峻な山々の間に形成された細長い谷が海岸線と接し、そこを人々は生活の舞台とした。



図3-1 舞鶴市の位置図

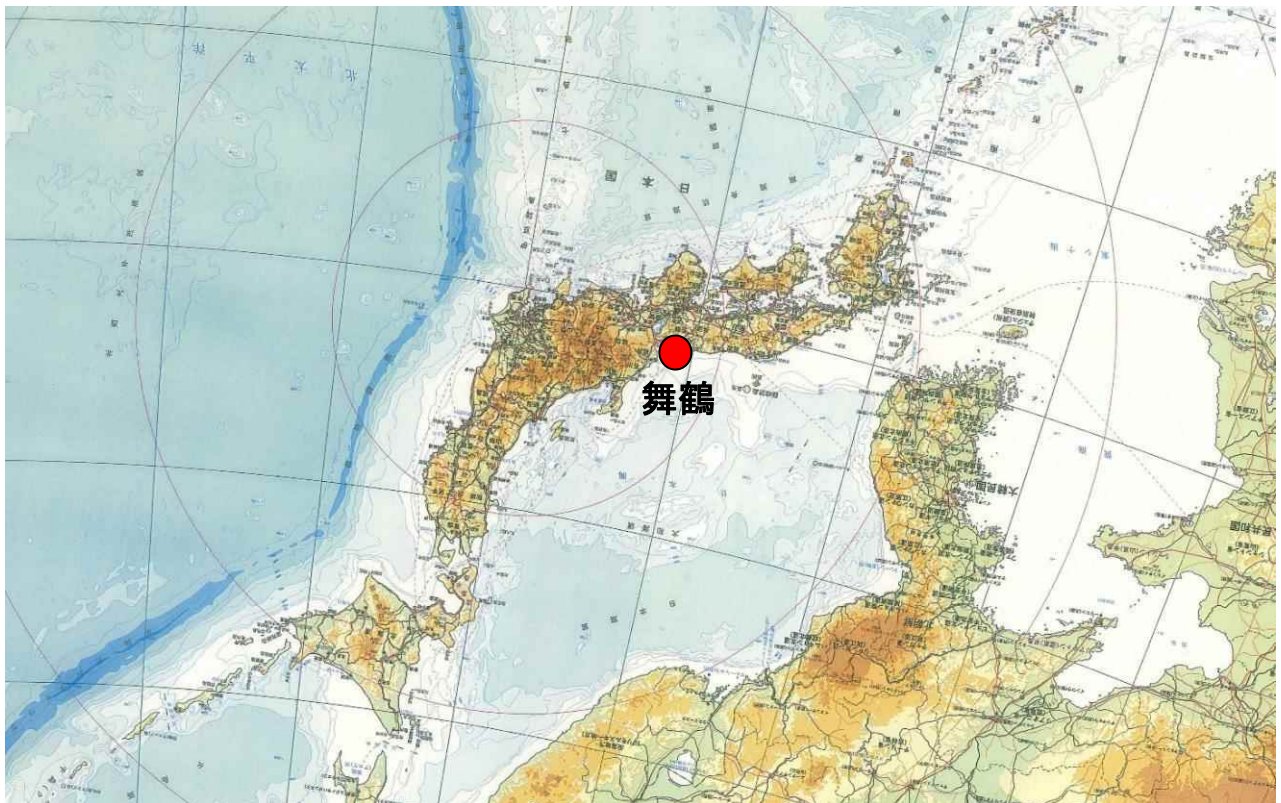


図3-2 海に面し、海とともに歩んできた舞鶴市の立地を示す日本地図  
(出典：国土地理院発行「500万分の1日本とその周辺」を転回し掲載)



人々の営みは古く、舞鶴湾口にある浦入遺跡で縄文時代前期の丸木舟が発見されたように目前に広がる日本海に漕ぎ出し、隠岐の黒曜石や富山の蛇紋岩などを舞鶴に運びこむなど、幅広く交流した軌跡を確認できる。また、奈良・平安時代には海水から塩を生産する大規模な工房が誕生するなど、海の恵みを享受してきた。このように、舞鶴の沿岸部では、漁や塩づくりなど、海に関わって生活する人々の営みが続いてきた。

人々と海との結びつきは寺社仏閣にもみることができる。若狭湾に浮かぶ冠島は神の島として漁民の篤い信仰を集め、大漁旗をなびかせながら参拝する雄島まいりが毎年6月1日に盛大に行われている。また、大浦半島の小橋では、お盆に祖先の霊を海へと送る精霊船行事が継承されるとともに、式内社である大川神社は海から川を遡ってきた神様を祀っており、西国29番札所の松尾寺の馬頭観音は若狭湾神野浦の漁師が遭難した際に助けた白馬の化身を彫ったものと伝えられるなど海に関する信仰や伝承が多く残る。

戦国時代の末に築城された田辺城（舞鶴城）や現在の西地区の礎となった城下町も海上交通を重視し、北前船等の日本海交易によって多くの富を築いた。高野川沿いの倉庫群はその繁栄を物語っている。

また、田辺藩政下では、水稻栽培を中心としながらも、みかん、びわ、藍などの特産品が栽培され、村々では、とんどや虫送りなどの民俗行事を通じ、無病息災や豊穡の祈りを捧げ、現在も続く祭礼や村々の辻堂が地域の個性を表す歴史文化遺産として継承されている。さらに、田辺籠城戦の戦功によって吉原の漁民に武芸の型として「太刀振」が伝えられたとされる。太刀振は「振物」とも呼ばれ、市内の神社の祭礼芸能として広く行われ、舞鶴を代表する民俗芸能となっている。

一方、東・中地区には明治期の海軍鎮守府開庁にともなう市街地が生まれ、赤れんが倉庫群や造船・水道・鉄道などの明治期に起源をもつインフラ施設が今も残り、戦後は海外からの引揚港として多くのドラマを生み出した。

舞鶴市では、長い時間をかけて人々が守り、育ててきた歴史文化と、近代に鎮守府のまちとして新しい都市の創造と最新の技術によって発展した歴史文化が両極となり、複数の核をもつ複眼都市として発展してきた。今も各集落に受け継がれる伝統的な祭り・行事、生業や食文化、安寿と厨子王伝承をはじめとした昔話や伝承などの地域の個性豊かな歴史文化のひとつひとつが花のように地域で咲き続け、歩み続け、今に辿り着く。

以上のことから、海からはじまり、海へとつながる舞鶴市の個性と、市を特色づける歴史文化遺産により、舞鶴市の歴史文化の特徴は、下記に示すとおり、海とともにある。

### <舞鶴市の歴史文化の特徴>

**海とともに生き、海に祈り、海とともに発展した歴史文化**

## 2. 関連文化財群

関連文化財群は、有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在する様々な歴史文化遺産を歴史的、地域的関連性等に基づいて、一定のまとまりとして設定するものであり、特定のテーマやストーリーのもとに、単体の歴史文化遺産を関連文化財群として一体的に、その魅力や価値をわかりやすく伝えることにより、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用することを目的としている。

本計画では、「舞鶴市歴史文化基本構想」で定めた内容を踏襲し、6つの関連文化財群を設定して、ストーリーを紡ぐものとする。

### 1 多様な自然に育まれた関連文化財群

リアス式海岸特有の深く入り組んだ海岸線をもつ舞鶴湾、オオミズナギドリ繁殖地である冠島、希少鳥類の繁殖地である沓島、オオキンレイカ等の希少植物の生育する美しい山容の青葉山など太古の海からつながる舞鶴帯に起因する山や谷の環境に適応した多様性の高い自然が育んできた関連文化財群。

### 2 人と海との関わりが息づく関連文化財群

縄文時代の浦入遺跡出土丸木舟等、海を介した広域の文化交流を根底に、吉原や成生などの特徴的な漁業集落の景観、雄島まいり・吉原の万灯籠・小橋の精霊船行事等の祭礼・民俗行事、海産物や加工品など古代から現代へと続く豊かな海の恵みを余すことなく活かし、拓いてきた関連文化財群。

### 3 山と里の信仰と交流が培った関連文化財群

松尾寺や金剛院の美術工芸品、各地域に残る寺社仏閣の建築や祭礼芸能、地蔵盆・虫送り等の年中行事、里の豊かな農産物と食文化など山と里の信仰と祭りを今日に伝えてきた関連文化財群。

### 4 田辺城下町と里によって形づくられた関連文化財群

海に面した城下町としての歴史を伝え、関ヶ原の戦いの前哨戦となった田辺籠城の舞台となった田辺城、日本海海運とともに発展をとげた高野川沿いの商家群、芸屋台などの町衆文化など、近世の陸と海の交流から生まれ花開いた関連文化財群。

### 5 舞鶴鎮守府開庁によって築かれた関連文化財群

旧海軍舞鶴鎮守府開庁を契機に造られた赤れんが倉庫群などの建造物、鉄道関連のトンネル・橋梁等の構造物、近代水道技術を導入した水道施設、新たに整備された中・東舞鶴の市街地等、日本の近代を支え、現代まで継承されてきた近代化遺産や肉じゃがをはじめとした海軍ゆかりの食文化が織り成す関連文化財群。

### 6 引揚者を迎え入れた関連文化財群

第2次世界大戦後、海外に残された多くの日本人引揚者を受け入れ、大陸で苦労を重ねた同胞を温かく迎え入れ、戦争の悲惨さと平和への祈りを今日に伝える関連文化財群。

### (1) 多様な自然に育まれた関連文化財群

舞鶴市から中国山地に延びる特異な地質である舞鶴帯は、古生代の終わりに海が陸化しはじめた際の海と陸の境目にあり、アンモナイトや二枚貝の化石、<sup>れんこん</sup>漣痕化石を残す太古からつながる海の記憶である。また、新生代である1500万年前のタブや広葉樹の化石を残す冠島、溶岩ドームのように盛り上がってきた青葉山など舞鶴湾を取り囲む地形・地質は舞鶴市の歴史文化の基盤をなす地形・地質である。

さらに、リアス式海岸特有の海岸線、オオミズナギドリ繁殖地である冠島やレッドデータブックに記載されている希少種の生息地かつウミネコ・ヒメクロウミツバメの繁殖地である<sup>くつしま</sup>沓島、そして美しい山容と希少植物が保全されている青葉山は現在も舞鶴市の海から生まれた自然の豊かさを継承している。

舞鶴市特有の太古の海からつながる多様な自然は、舞鶴市の成り立ちを語るうえで欠くべからざる要素となっている。

ストーリーを構成する歴史文化遺産		
舞鶴帯	オオミズナギドリ繁殖地（冠島）	青葉山のオオキンレイカ
舞鶴湾のリアス式海岸	ウミネコ・ヒメクロウミツバメ繁殖地（沓島）	三浜海蔵寺のシイ林
石灰岩・石炭層	ニホンカモシカ	多祢山のイヌシデ巨木林
漣痕化石	オオサンショウウオ	成生岬のスダジイ巨木
ビカリア等化石群包蔵地		松原神社のウラシマソウ群落 など



## ものがたり 1 : 多様な自然に育まれた関連文化財群

### ○舞鶴誕生とその記憶

舞鶴市はリアス式の海岸線が美しい舞鶴湾に面し、三方を山岳・丘陵部で取り囲むような地形的特徴を有している。

火山活動により噴出した青葉山は、独立の山塊であり、その美しい山容から若狭富士とも呼ばれ、丹後富士とも呼ばれる由良ヶ岳、丹波富士とも呼ばれる弥仙山とともに、丹後の三山として、古より信仰の山として崇敬され、地域のランドマークとして親しまれている。

また、若狭湾の沈降と海面の上昇によって形成された舞鶴湾は、入り組んだ地形によって、日本海の荒波が入り込まず、波も穏やかで、五老岳より眺める風景は、人々を魅了する。

こうした山々と舞鶴湾の複雑な海岸線が織り成す景色は、天候や時刻、四季折々に多様な表情をみせ、風光明媚な景観をつくりだしている。

舞鶴市の起伏に富んだ地形は、日本列島の誕生とともに形成され、それは地球の記憶として、舞鶴帯に刻まれている。2億年前、舞鶴は海と陸の境目であった。吉坂や志高の石炭層からは、陸上で育つ大型植物の化石が産出され、荒倉からは、アンモナイトなど貝の化石が産出され、海であったことを示しており、活発な地殻変動の様子がみて取れる。岡田由里からは、国内最大級の波の化石（漣炭化石）が発見されており、当時の環境と発達史を解明する手がかりになるといえる。

冠島から産出される1500万年前の広葉樹の化石は、かつてこの地が湖の底であったことを示し、再び起こった地殻変動の痕跡を残している。また、栃尾で産出されるマングローブ沼に生息するピカリアの化石から、当時の気候が亜熱帯であったことが推定されるなど、今もなお、市内のあちこちで、遙か古の記憶に触れることができる。

こうして長い歳月を重ねてつくりだされた地形は、恵み豊かな自然環境を育み、多くの生物の生息地・生育地となり、舞鶴独自の生態系をつくり出すこととなる。

### ○多種多様な動植物が生息・生育する自然の宝庫

複雑な地形と、比較的温暖な気候により、市内では、温かい地域と寒い地域の双方の動植物が生息・生育している。

日本固有種であるオオキンレイカは、青葉山でのみ自生する貴重な植物である。このほか、青葉山には、近畿地方では珍しいヒモカズラなど、高山植物や珍しい植物がみられることから、山陰地方における高山植物の宝庫として知られている。

成生岬ではスタジイ巨木、多祢山ではイヌシデの巨木が生い茂っており、神秘的で幻想的な空間となっている。また、市内では、特別天然記念物のニホンカモシカの生息が確認されており、生息環境が整っていることを裏付けている。

無人島である冠島は、対馬暖流の影響を受けて、島中が暖帯植物による原生林に覆われている。また、冠島はオオミズナギドリの繁殖地として、沓島はウミネコ・ヒメクロウミツバメの繁殖地として保全されており、多くの水鳥たちが、島の周辺や海面を飛翔する姿は圧巻である。

由良川河口に位置する神崎海岸は、広い砂浜と松林が特徴的な白砂青松の海岸である。松林には、ハマナスやササユリ、オニユリなど数十種類の海浜植物が咲き乱れ、心和む景観をつくりだしている。

舞鶴市内を流れる河川には、美しい自然の中で生きる特別天然記念物のオオサンショウウオが確認されている。

さらに、舞鶴湾は岩礁地帯、砂泥地、泥地、藻場などの多様な生活環境を反映し、約200種類の魚類が確認されている。こうした、多種多様な生物が暮らすことのできる素晴らしい自然環境は、私たちの心に、やすらぎと豊かな潤いをもたらしてくれる。

市内には、人との共存によって、情緒あふれる景観をつくりだしている樹々や植物がある。松尾寺には、鳥羽天皇と美福門院によって手植えされたと伝えられる樹齢約800年のイチョウがあり、側に建つ鐘楼とともに情趣ある景観を形成している。金剛院には、平城天皇の皇子高岳親王が手植えされたと伝えられるカヤがあり、天にむかって直立する様子は、圧倒的な存在感を放っている。海蔵寺の裏山のシイ林には、津波から村人を守った言い伝えが残されており、「聖なる山」として、地域の人々から親しまれ、今も守り継がれている。松原神社の境内には、ウラシマソウが数百株も群生しており、鎮守の森とともに生育する姿は、他に類をみないものとなっている。これら樹々や植物は、市の天然記念物に指定されており、寺社の歩んだ歴史とともに、風情ある景観をつくりだしている。

### ○多様な自然に育まれた関連文化財群

このように、舞鶴市には、山から川、海にかけて、豊かな自然とともにたくさんの生き物が生息している。国や京都府のレッドリストに含まれる希少な動植物も数多く生息・生育しており、自然の宝庫ともいえるべき多種多様な自然によって、魅力あふれる自然景観をつくりだしているのである。

表 3-1 歴史文化遺産の概要（多様な自然に育まれた関連文化財群）

舞鶴帯	舞鶴市から西南西に福知山市金山・川口地域に至る狭長な地帯で、幅は 20km ほどである。夜久野複合岩類、中・上部ペルム系舞鶴層群、下・中部三畳系夜久野層群、上部三畳系荒倉層、難波江層群で構成される。北西側より夜久野岩類、舞鶴層群、夜久野層群、舞鶴層群、難波江層群と荒倉層、夜久野岩類の帯状列が認められる。なお、舞鶴附近の北西縁部には以上の帯状列に加え、大江山超塩基性岩体が分布している。[出典：京都府レッドデータブック 2015]
舞鶴湾のリアス式海岸	リアス式海岸とは、浸食で多くの谷の刻まれた山地が、地盤の沈降または海面の上昇によって沈水し、複雑に入り組んだ海岸線をなすもの。福井県敦賀市付近から京都府宮津市、伊根町にかけて続く若狭湾は入り組んだ海岸線が続き、日本を代表するリアス海岸の発達地域。若狭湾西部の舞鶴湾は、宮津湾や小浜湾と同様に入り組んだ地形の奥に成立したリアス式の湾入部をなす。[出典：舞鶴市 HP、京都府レッドデータブック 2015]
石灰岩・石炭層	石灰岩は舞鶴層群中に、厚さ 20～50m の石灰岩が、レンズ状に挟まっている。金剛院の近傍で現在も採掘が行われている。また、松尾寺北方にも採掘跡があり、現場付近では、石灰が製造されていた。石炭層は、志高層群の上部層は砂岩、泥岩を主とし礫岩を挟んでいる。この中に厚さ 1～2m の炭層が 1 層挟まれている。炭質は無煙炭の粉炭である。[出典：京都府レッドデータブック 2015]
漣痕化石	漣痕はリップルマークと呼ばれ、河川や海域で水の流れが砂粒を底面に沿って移動させるときに底面にできる模様（形態）である。志高層群の含礫砂岩層の上面に発達した漣痕は、国指定の他県の天然記念物に匹敵する規模と形態をもっている。三畳紀の舞鶴帯の環境と発達史を解明するための貴重な資料である。[出典：京都府レッドデータブック 2015]
ピカリア等化石群包蔵地	昭和 49 年（1974）夏、舞鶴市栢尾細野の舞鶴カントリークラブの造成工事で、黒色頁岩層から保存のよいピカリア化石が大量に産した。それには現在、奄美大島より南のマングローブ沼に生息するマングローブシジミとキバウミミナをとまっていた。この地層は内浦層群下累層塩及礫岩砂岩部層で、ピカリア化石など 14 種を産した。そしてピカリアの幼貝から成貝までの各成長段階の個体が産し、マングローブ沼泥底付近の群集であるという。舞鶴市指定天然記念物。[出典：京都府レッドデータブック 2015]
オオミズナギドリ繁殖地（冠島）	オオミズナギドリは、全長 49cm。頭部は白色地に黒褐色の斑が散在し、背面は褐色。尾、風切は黒褐色、腹部は白色。太平洋やインド洋を生活の場としており、繁殖のために 2 月下旬頃、日本へ飛来し、6 月中旬頃に卵を一個産卵、8 月中旬頃孵化、11 月上旬に、島を離れる。その数、約 20 万羽と推定されている。京都府下で唯一生息している冠島は、面積 22.3ha、最高地点の標高 169.7m の無人島で、国の天然記念物に指定されており、許可なく無断で上陸することはできない。[出典：京都府 HP]
ウミネコ・ヒメクロウミツバメ繁殖地（沓島）	ウミネコは、全長 47cm。翼開長 120cm。背や翼の上面は濃青灰色で初列風切の先は黒く、尾の基部は白くて先は黒い。足は黄色。国内に留鳥または漂鳥として生息する。舞鶴市沓島には数千巣の集団営巣地がある。近年、舞鶴市冠島に集団営巣地が一時的にでき、丹後半島の漁港の防波堤にも約 100 巣の集団営巣地がある。ヒメクロウミツバメは、絶滅危惧Ⅱ類（VU）。全長 19cm。翼開長 45cm。全身くすんだ黒褐色で白色部はなく、翼の上面には淡色帯がある。翼はやや短く、尾の切れ込みは浅い。夏鳥として日本近海に渡来し全国の離島で繁殖し、非繁殖期は東南アジアの海域やインド洋で越冬する。沓島の尾根を中心に集団営巣している。日本国内で最大規模の集団営巣地である。いずれも舞鶴市指定天然記念物。[出典：京都府レッドデータブック 2015]
青葉山のオオキンレイカ	青葉山にのみ自生する固有植物のオミナエシ科多年草。高さ 30～60 cm、花は鮮黄色で、7 月下旬から 8 月頃開花。昭和 3 年（1928）8 月 14 日、青葉山で初めて採取された。北方・高地型との中間的存在として大変興味深い。舞鶴市指定天然記念物。[出典：京都府レッドデータブック 2015]
三浜海蔵寺のシイ林	ブナ科シイ属。日本の暖帯林の最重要樹種の一つ。本州（福島・新潟以西）、四国、九州に分布する常緑高木。雌雄同株。海蔵寺裏山には、スダジイを主木とする自然林が多く残っている。舞鶴市指定天然記念物。
多祢山のイヌシデ巨木林	カバノキ科クマシデ属。若手県～新潟県以南の山地に分布する落葉高木。雌雄同株。多祢山の標高約 520m 地点に群生し、高さ約 18m の巨木を中心とした面積約 2,000m のイヌシデ林。出現種数は 64 種、胸高直径 20 cm 以上のものが 26 本確認され、そのうち 1m を超えるものも 1 本確認され、これほど群生しているのは珍しい。舞鶴市指定天然記念物。
成生岬のスタジイ巨木	ブナ科シイ属。日本の暖帯林の最重要樹種の一つ。本州（福島・新潟以西）、四国、九州に分布する常緑高木。雌雄同株。成生岬には平成 10 年に調査され、樹齢 300 年以上、胸高周囲 13.8m もある日本最大クラスの巨木。舞鶴市指定天然記念物。
松原神社のウラシマソウ群落	サトイモ科テンナンショウ属。4 月下旬から開花し、肉穂花序の先端の付属体が釣り糸状に長く伸びているのが特徴。松原神社の境内に数百個体が存在。本州や四国などに生育するが、これほど群生しているのは珍しい。舞鶴市指定天然記念物。
特別天然記念物 二ホンカモシカ オオサンショウウオ	二ホンカモシカは個体数の激減が報告されており、目撃が極端に減ってきている。主にブナ、ミズナラなどの広葉樹林針広交林に生息し各種木本類の枝、葉、草本類などを食べる草食性であり、二ホンジカと共通するものも多い。オオサンショウウオは限定された環境を生息場所としているため環境変化に弱く減少傾向にある。低山から平地にかけての流水中に生息し岩石の間や河岸の穴に潜む。開発により繁殖の為の移動が阻止されており、また、外来種のチュウゴクオオサンショウウオの遺伝子汚染が進み種数が急増している。二ホンカモシカとオオサンショウウオは個体数の激減により、地域を定めぬ国指定特別天然記念物に指定されている。[出典：京都府レッドデータブック 2015]





石炭層（舞鶴炭田）



漣痕化石



ピカリア等化石群包蔵地



オオミズナギドリ繁殖地 冠島



ウミネコ繁殖地 沓島



青葉山のオオキンレイカ



三浜海蔵寺のシイ林



松原神社のウラシマソウ群落

図 3-3 歴史文化遺産（多様な自然に育まれた関連文化財群）



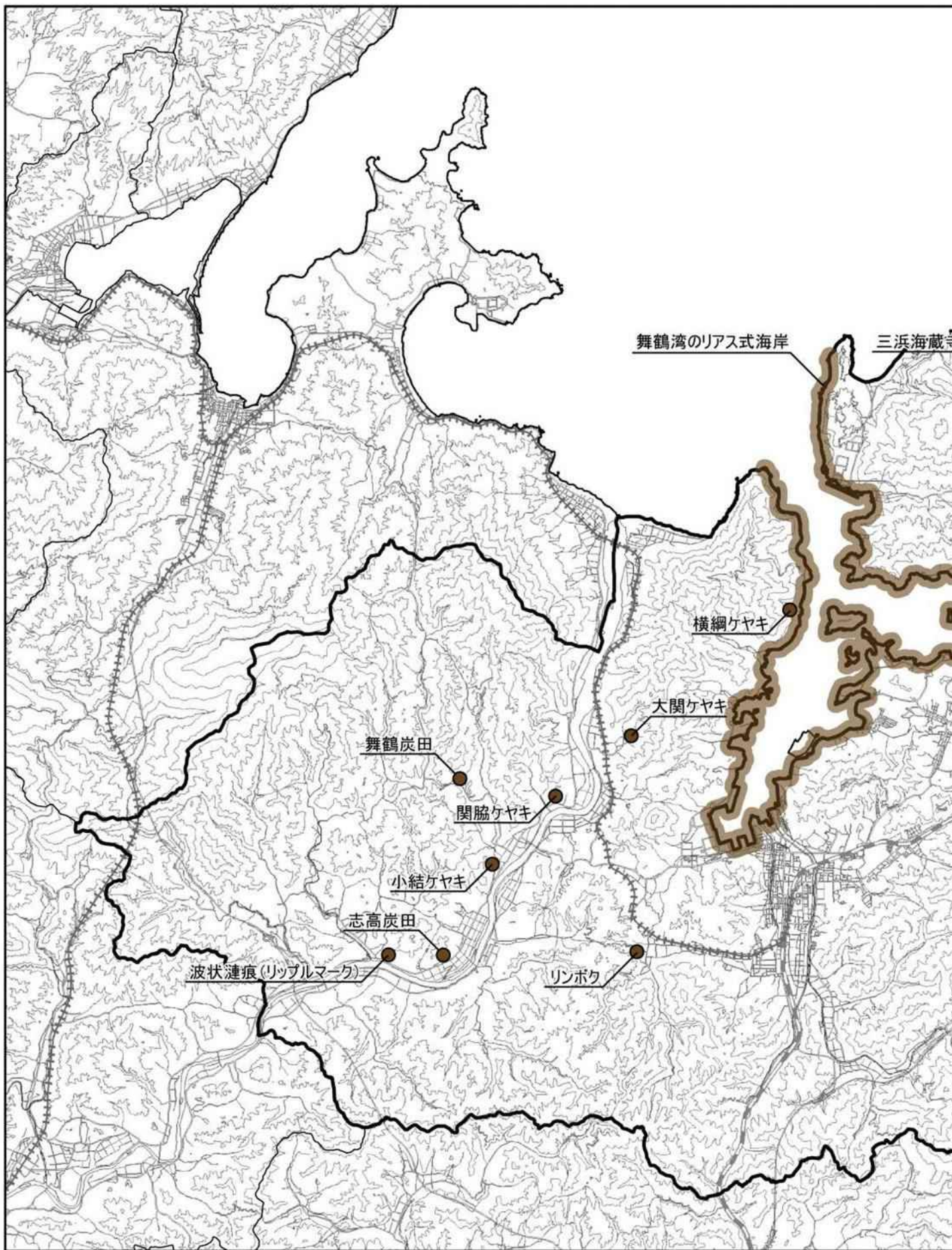
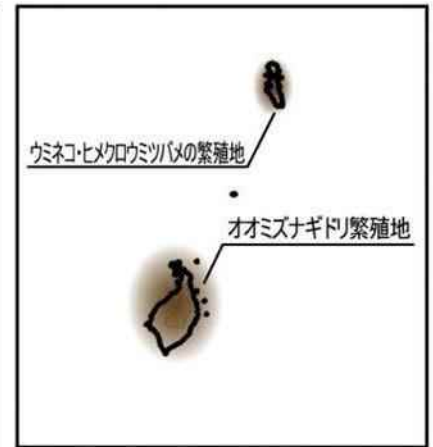
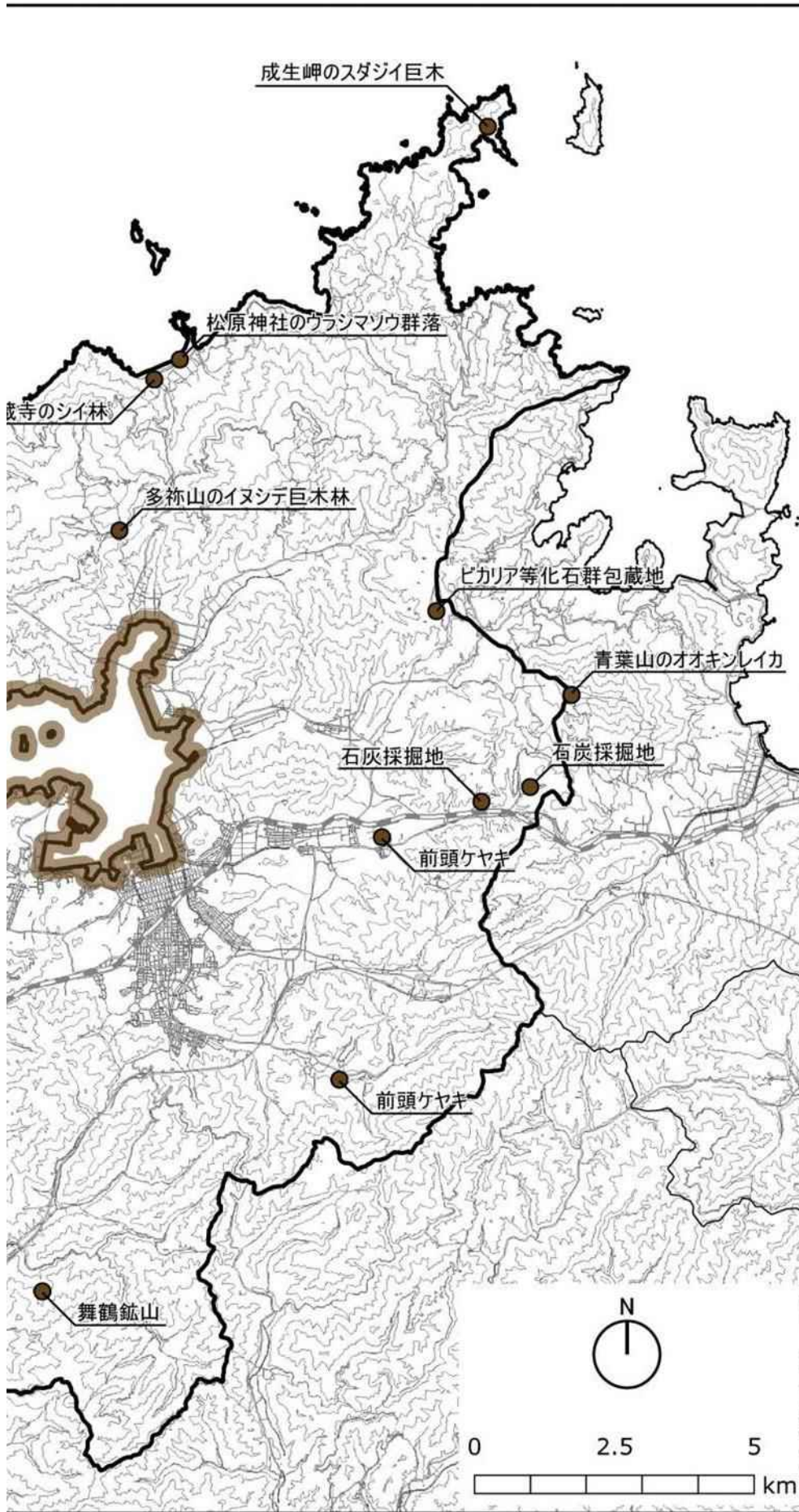


図 3-4 多様な自然に育まれた歴史文化





(2) 人と海との関わりが息づく関連文化財群

海に面する舞鶴は、海と深い関わりをもって、古代から発展し、日本海と瀬戸内海をつなぐ由良川から加古川への道を含め、水上交通により外の世界とつながっていた。縄文時代に日本海へ漕ぎ出した浦入遺跡の丸木舟、弥生時代の船着場のある志高遺跡などは古代からの海から発展した交流を伝える貴重な歴史文化遺産になっている。また、78基からなる朝来の大波・奥原古墳群は、古墳時代末期の貴重な歴史文化遺産である。

また、舞鶴の代表的な祭りには海との関わりを伝えるものもある。現在も吉原や成生などの特徴的な漁村集落のたたずまいや、集落で営まれ続ける祭礼行事の雄島まいりや伝統行事の吉原の方灯笼、小橋の精霊船行事などの祭礼につながっている。

古代には都に貢納した「カワハギ」をはじめ、江戸時代に将軍に献上した「丹後ぶり」などの海の恵みである魚介類やかまぼこ生産は、古代から現代へと続く人々の暮らしが豊かな海の恵みを余すことなく活かしていることを示している。

さらに、舞鶴の多くの地域では、祭りや行事でばら寿司やかまぼこが食されるなど、食文化の面でも海との関わりを継承している。

このように、舞鶴では、海との関わりが現代も息づいている。

ストーリーを構成する歴史文化遺産			
浦入遺跡	吉原の景観	吉原万灯笼	舞鶴かまぼこ
志高遺跡	成生の景観	小橋の精霊船行事	カワハギ
桑飼下遺跡	田井の景観	雄島まいり	丹後ぶり
千歳下遺跡	舟屋	神崎の扇踊り	舞鶴かに
大波・奥原古墳群		安寿と厨子王伝承	へしこ
白杉古墳		八百比丘尼伝承	など
田井古墳・ニイザ古墳			
湊十二社奉納和船			
老人嶋神社			



## ものがたり 2 : 人と海との関わりが息づく関連文化財群

### ○海とともに育まれた歴史

日本海に面した穏やかな舞鶴湾は絶好の港であり、古より、漁や塩づくりなど、海を生活の場とする人びとによって開かれていった。

アンジャ島で発見された乳棒状蛤刃石斧は、縄文時代に丸木舟が製作されていたことを示し、浦入遺跡で発見された、わが国最古の丸木舟は、その大きさや出土状況から 5300 年前に外洋に漕ぎ出したことを示している。桑飼下遺跡からも海に関わる品が出土しており、長い年月をかけて、高度な海洋文化が築かれていたと考えられる。

さらに舞鶴の海洋文化は発展していき、日本海と瀬戸内海をつなぐ由良川などの水上交通と、天然の良港を日本海沿岸の交易起点のひとつとして、国内をはじめ、大陸との交流が活発に行われた。

浦入遺跡から発見された、隠岐の黒曜石や北陸産の土器などは、国内での交流を示しており、千歳下遺跡から発見された破鏡や鑄造の鉄斧は、大陸との交流を示すと同時に大和盆地の勢力が朝鮮半島と関係を保つための窓口として重要視したことの裏付けともいえる。

6 世紀後半から 7 世紀前半につくられた三浜丸山古墳群、田井古墳、白杉古墳などもまた、海と関わりのある一族が集落を形成したことを示している。

室町時代以降、舞鶴湾内の島や沿岸にも城が築かれるようになり、水軍に関わる地名が残っていることから、これらは水軍の城だと考えられている。戦国時代末期になると、田辺城の築城や城下町の形成により、海上交通はさらに重視された。

江戸中期頃、舞鶴は北前船の寄港地となり、日本海交易によって多くの富を築いた。高野川沿いに倉庫群が建ち並ぶ風景は、今も往時の雰囲気を与えている。また、城下の漁師町として発展した吉原は、江戸時代の町割りや情緒あるまちなみを残している。

成生岬付近の漁村、成生・田井には、海に面して舟屋が建ち並んでおり、生活の息吹を感じるたたずまいとなっている。また、成生・田井の森林は、魚つき保安林として漁師が大切に守っており、樹々と海が織り成す景観は、自然の豊かさを表す舞鶴市の特徴的な景観となっている。

### ○信仰と祭礼芸能・伝統行事

生活の糧を恵む海。海とともに生きていくなかで、様々な信仰や伝統行事を生みだした。

千歳下遺跡は、鏡や玉の他にも大量の鉄を使い、航海の安全を祈った海辺の祭祀遺跡である。

若狭湾に浮かぶ冠島は、古より神の島として漁民のあつい信仰を集める。今でも、海の安全と豊漁を祈願する雄島まいりが行われ、大漁旗をなびかせた漁船が疾走し、太鼓と笛で祭囃子を奏でながら老人嶋神社にむかう姿は迫力があって雄々しい。

毎年 10 月、湊十二社に奉納される神崎の扇踊は、危険をともなう舟運を生業としてきたこの土地ならではの祭りである。太鼓に合わせて扇がひらめく舞は、周りの空気を華やかにするものであり、風流踊の特徴が伝承されている。

また、盆行事として毎年 8 月 15 日、祖先の霊を海へ送る小橋の精霊船が継承され、現在も厳かな気持ちで祈りが捧げられている。16 日には、300 年の歴史を誇る吉原の万灯籠が行われる。海神様の怒りを静め、海上安全と大漁、魚の鎮魂を祈願する勇壮な火祭りは、水面に炎が映り込み、幻想的な情景をつくりだしている。

今でも舞鶴市内の各地で多くの祭礼芸能・伝統行事が脈々と受け継がれている。これは、海と海がもたらす恵みに対する深い敬意や感謝の心の表れといえよう。

### ○海に関わる食文化

舞鶴は昔から新鮮な海の幸の宝庫であり、大きな恩恵を受けてきた。

藤原京の時代には、カワハギの干物が都に貢納され、江戸時代には、「丹後ぶり」が御用鯛や献上鯛として将軍家に献上されており、都の食文化や時の権力者の食を満たしてきた。

塩づくりが盛んな時期もあり、浦入遺跡からは、製塩土器を支える脚が発見され、製塩技術の進歩がみられる。

また、海の恵みは、舞鶴伝統の食文化を生み、育んできた。

へしこは、魚をぬか漬けにしたもので、吉原を中心に生産され、酒の肴やおかずとして、市内外から親しまれている。また、豊富な日本海の魚を材料としたかまぼこ生産が盛んで、現在、「舞鶴かまぼこ」は地域ブランドとなっている。

### ○人と海との関わりが息づく関連文化財群

このような舞鶴の歩みは、海を介し接する新しい文物や交流によって文化を育み、海から陸へ、そして陸から海へと広がりながら混ざり合うことで文化が形成された。今もなお、その歩みは続いている。

表 3-2 歴史文化遺産の概要（人と海との関わりが息づく関連文化財群）

<b>浦入遺跡</b>	浦入遺跡は舞鶴湾口の東側に位置する。日本最大級・最古級の丸木舟や漁労具など、縄文時代からの海辺の人々の暮らしを伝える貴重な資料が出土している。また、隠岐で産出された黒曜石、北陸方面から入手した琥珀玉などは、舟を利用して交易が行われていたことを示している。
<b>志高遺跡</b>	由良川の自然堤防の上に立地する縄文時代から江戸時代にわたる大規模な複合遺跡で、弥生時代中期の住居跡や貼石墓や方形周溝墓群が検出されるなど、京都府北部を代表する遺跡である。
<b>桑飼下遺跡</b>	由良川右岸の自然堤防上に営まれた集落遺跡である。特に縄文時代後期から晩期の集落跡からは、サハ科やアシ科などの海の魚の骨をはじめ、海と関わる出土品が確認されている。
<b>千歳下遺跡</b>	舞鶴湾岸から東約 100mにある古墳時代から平安時代の複合遺跡。5 世後半の鉄製品、鉄片など祭祀関連遺物が多数出土した。古墳の副葬品以外に鉄製品が出土した例は全国的に珍しい。
<b>田井古墳</b>	八幡神社の裏山の丘陵地に立地する。墳形は円墳で、径 20m、高さは下方斜面から 6mを測る。耕地の乏しい地域にかなり大型の古墳が築かれており、漁労社会との関係が深い墳墓と考えられる。
<b>老人嶋神社</b>	若狭湾の冠島に鎮座する神社。若狭湾沿岸の漁民の崇敬が篤く、とくに野原・小橋・三浜 3 区の氏神として祀られてきた。祭神は天火明命・日子郎女命とされる。
<b>三浜の景観</b>	日本海から吹き寄せられた砂がつくった砂丘の馬背状の部分が三浜集落内の東西をつなぐ道となっている。40 年程前の写真をみるとほとんどの建物は茅葺で、入母屋造りの妻を浜にむけている。このような伝統的な茅葺・入母屋造りの住宅は、建て替えが進み、現在では海蔵寺本堂のみとなった。
<b>吉原の景観</b>	伊佐津川尻右岸に立地し、城下の漁師町として、領内自由操業の特権を有し栄えた。昭和期に入ると、漁業関連施設の建築により、京都府下最大の漁港となった。現在は水産加工も行われている。吉原は今でも江戸中期に移転されたままの町割りを残しており、水路に面した舟屋など漁師町特有の家屋が立ち並んでいる。
<b>成生の景観</b>	大浦半島の最先端東側に位置する。若狭湾に面した漁業を中心とする海岸集落である。鰯漁が盛んであった明治末から大正年間にかけて建てられた 2 階建ての主屋や付属屋が、大小 2 つの緩やかな傾斜地に建つ。また、海沿いには連棟式を含む舟屋がつくられて、集落景観を形成している。
<b>吉原の万灯籠</b>	この行事は盆の火祭りで、毎年 8 月 16 日の夜に行われる。伊佐津川河口で、マンドロと呼ばれる魚形を思わせる巨大な竹の組み物に、愛宕権現(圓隆寺)から受けた神火をつけ、回転させるもので、火の粉が舞い立ち、川面に映る様子は勇壮で美しい。
<b>小橋の精霊船行事</b>	この精霊船行事は、小橋の子供組が中心となって行う盆行事である。8 月 13 日に船作り、14 日に飾り付け、15 日に子ども達の家々のカドに設けられたショウライダナを片付け、供物を集め、施餓鬼のハタや供物と一緒に船に乗せ、はるか沖まで曳航して海に流す。行事のなかで、浜での塩焼きや、子どもが主体であることなど、他にはみられない。
<b>雄島まいり</b>	老人嶋神社の祭祀権を共有する大浦半島の野原、小橋及び三浜の各漁港から出た漁船が大漁旗をなびかせ、笛と太鼓で祭囃子を奏でながら賑やかに雄島にむかい、上陸後、赤い幟を老人嶋神社の社殿に立て、豊漁と海上安全の祈願祭を古式豊かに行う。
<b>神崎の扇踊り</b>	湊十二社の祭礼に奉納される。本祭の行事は昼過ぎの宮入で始まる。「お庭入り」「練込太鼓」「東西口上」のあとに「扇踊り」が奉納される。東西屋の口上から、この踊りが丹後に広く流布した笹ばやしの一節であることがわかる。
<b>八百比丘尼伝承</b>	八百比丘尼は、娘のときに不老不死の薬といわれる人魚の肉を食べ 800 歳の長寿を保ったとされ、全国を旅したという伝説が各地に残る。八百比丘尼伝承は、特に北陸を中心とした日本海側に残ることから、日本海側各地の交流を示す伝承のひとつ。舞鶴では、鹿原に庵を結び住んだとされ、八百比丘尼が植えたと伝わる「逆さ杉」が今も残る。また、浮島にも八百比丘尼の織った祭礼幕があったと伝わる。
<b>舞鶴かまぼこ</b>	平成 18 年(2006)に特許庁の地域団体商標を取得して「舞鶴かまぼこ」と呼ばれている。舞鶴かまぼこ協同組合の研究室で高度な検査に合格した良質な原料のみを使用しており、近海でとれた鮮魚の生すり身を 4 割以上使用し、舞鶴独自の 2 段階蒸し上げ方法を採用している。[出典：京都府 HP]
<b>へしこ</b>	さかなのぬか漬けのこと。舞鶴では昔から一般の家庭で作られていた。現在では、舞鶴の吉原地域の代表的水産加工品であり、さばが一番脂ののった秋につくられる。[出典：舞鶴水産流通協同組合 HP]





浦入遺跡から出土した丸木舟



吉原の景観



成生の景観・連棟形式の舟屋



吉原の万灯笼



小橋の精霊船行事



雄島まいり



神崎の扇踊り



舞鶴かまぼこ

図 3-5 歴史文化遺産（人と海との関わりが息づく関連文化財群）



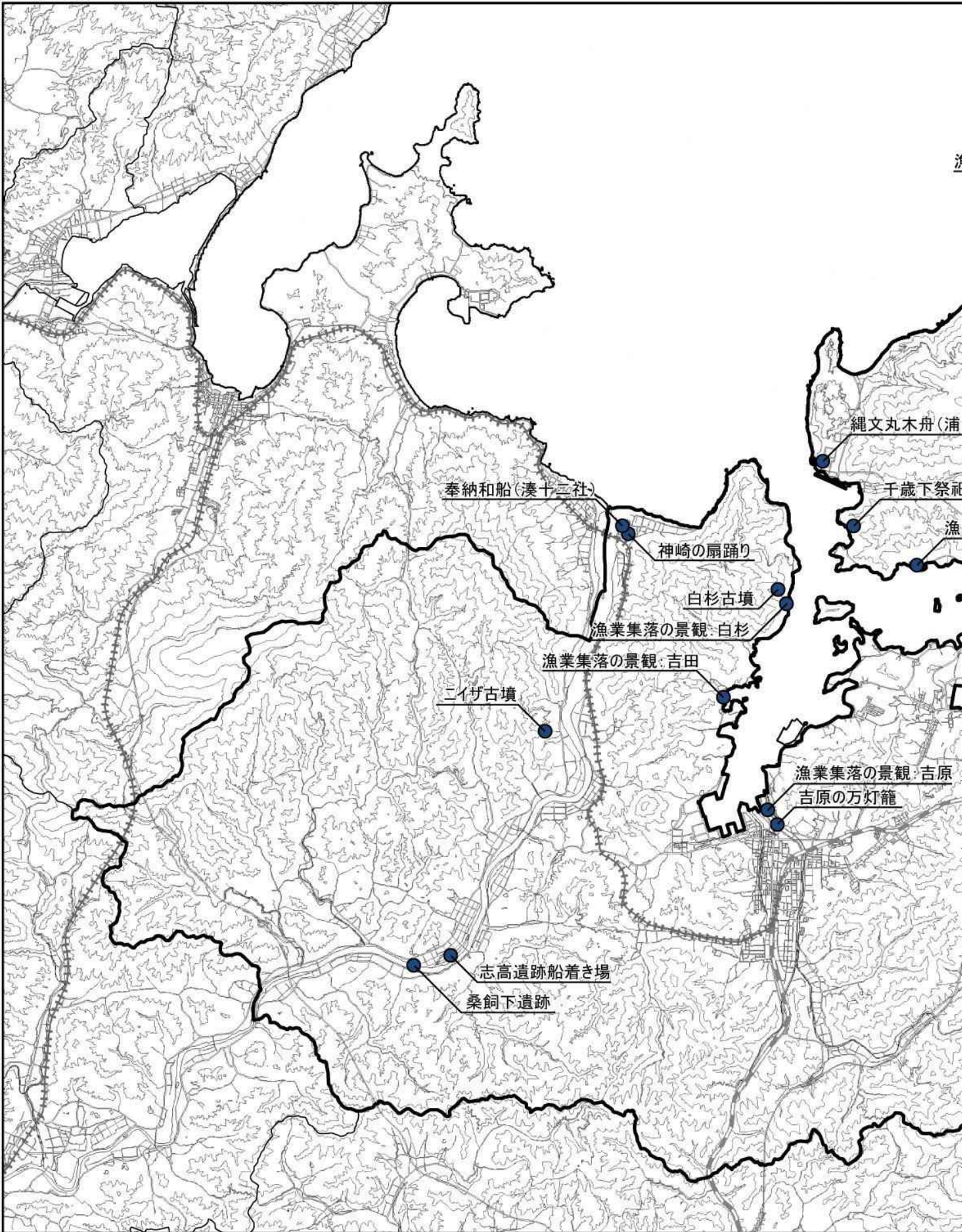


図 3-6 人と海との関わりが息づく歴史文化





(3) 山と里の信仰と交流が培った関連文化財群

丹後地方唯一の国宝絵画の普賢延命像<sup>ふげんえんめいぞう</sup>などを所蔵する松尾寺や重要文化財の三重塔が存在感をみせる金剛院など内外から多くの参拝者を数える寺社、そこでの祭礼などが現在も継承されている。

一方、田口神社や弥加宜神社<sup>みかげ</sup>など複数の村々にまたがる氏子圏をもつ、地区の中心的な神社では京都府指定・登録の本殿や拝殿が残り、そこで繰り広げられる仏事や祭礼芸能も深い信仰を物語っている。

各集落では、山や里の収穫の豊穰を祈り、産土<sup>うぶすな</sup>の神社の祭りを持続している。加えて、地藏盆が継承され、どんど焼（とんど焼）や虫送りなど季節毎の行事や、仏像を祀った辻堂での交流が連綿と続いている。

また、地域ごとに語り継がれてきた「むかしばなし」は村々の伝承を次世代へと伝える役割を果たすなど人々の深い信仰のなかで守られ、培われてきた歴史文化が今も継承されている。

このように舞鶴は、山と里の信仰と交流が培った歴史文化ストーリーを市内各地で紡ぎだしている。

ストーリーを構成する歴史文化遺産		
松尾寺及び国宝絵画・彫刻・庭園	松尾寺の仏舞	瀬崎ミカン
金剛院塔婆及び重文絵画・彫刻	産土神社の祭礼	万願寺甘とう
圓隆寺重文彫刻	集落の地藏盆	佐波賀だいこん
辻堂の彫刻・工芸品	虫送り・どんど焼き	京田めし
田口神社等の本殿・拝殿	月待ち・お日待ち	など
伝 安寿姫塚などの宝篋印塔	宮講	
油江・二ノ宮経塚	城屋の揚松明	
旧上野家住宅	お松行事	
行永家住宅	糸井文庫	
水口家住宅	安寿と厨子王伝承	
福谷家住宅	地頭太鼓・大俣太鼓（酒吞童子伝承）	
西野家住宅	きつね狩り	
荒木家住宅	山の神祭り	
	大蛇退治	
	蛇切岩伝説	



## ものがたり 3 : 山と里の信仰と交流が培った関連文化財群

### ○信仰が育んだ歴史

舞鶴市の大部分は山地や丘陵によって占められ、河川や街道に沿って農村集落が展開している。市内に現存する歴史文化遺産の数々は、自然に対する信仰が形を成したのもも多く、その時代を映し出す貴重な資料である。

舞鶴の信仰の歴史は、桑飼下遺跡から埋甕や岩版・土偶が発見されたことから縄文時代後期に遡る。大陸から水稻耕作が伝わると、豊作や収穫を祝う祭りが行われるようになり、志高遺跡からは、祭りに使用されたとみられる銅剣形石剣が出土しており、祭りを司る巫女のような存在が推測される。

飛鳥時代から続く薬師信仰に加え、平安時代には観音信仰が広まり、西国三十三所巡礼のもととなる霊場巡りが始まった。多禰寺は用明天皇第3皇子麻呂子親王の開基と伝え、金剛院は高岳親王の開基、鳥羽天皇の篤い信仰を受けたと伝えている。また、圓隆寺は皇慶（谷阿闍梨）が中興したとされ、重要文化財に指定される平安時代の阿弥陀如来坐像などを伝える。

市内の神社は、式内社をはじめ1000年以上の歴史をもつものも多く、信仰の対象として地域の人々に守られてきた。1300年余りに草創されたとされる田口神社の本殿は、明和3年（1766）に藩主牧野氏の寄附により建立され、舞鶴を代表する神社建築として貴重である。

金剛院の執金剛神立像、深沙大将立像、松尾寺の阿弥陀如来坐像は、快慶作のものである。その他、多禰寺の金剛力士立像、圓隆寺の毘沙門天立像など、鎌倉時代を代表する仏像が多く残されている。

金剛院には後醍醐天皇の皇子護良親王が近隣の武士が境内の木を伐採することを禁じた制札が残され、登尾八幡神社には南朝年号が刻まれた御正体鏡がある。岡田由里の荒針城では南朝・北朝の軍勢が合戦したことが史料に記され、南北朝時代の動乱に巻き込まれた当地の様子を伝えている。

また、道端にある阿弥陀の板碑などの石造物は、民衆によって守り残されたものも多い。各地に辻堂が残り、現在も地域の交流の場として、儀礼の場として利用され、地域の人々の生活一部として根付いていることは、舞鶴の大きな魅力といえよう。

### ○各地域が継承してきた祭礼芸能・伝統行事と昔話

市内には各地域に先人から受け継いできた数多くの祭礼芸能や伝統行事が残されている。松尾寺に伝わる「仏舞」は、釈尊の降誕日である旧暦の4月8日（現在は5月8日）に行われ、仏面をつけた舞手が典雅でゆるやかな舞を繰り返す。京都府では舞楽つき法会の流れを伝える唯一のもので芸能史にとって高い資料的価値をもつ。雨引神社の「城屋の揚松明」は、盆の精霊火のひとつとされ、その起源は大蛇退治伝説とも雨乞い説ともいわれている。約16メートルの大松明に小松明を投げ入れ、火の粉の舞う光景は勇壮である。西飼神社に奉納される「地頭太鼓」、同じく嶽神社の「大俣太鼓」は、源頼光の大江山鬼退治伝説に由来する太鼓芸である。

地域には、生活の一部として継承されている行事も多い。盆行事、地藏盆、どんど焼きや虫送りなど季節ごとの行事のほか、災いに見立てた狐を集落から追い出す「きつね狩り」、山の神に無病息災を祈る「山の神」など、山と里との関わりから生まれた行事も受け継がれている。

また、各地域では特色ある昔話が伝承され、地域のアイデンティティとなっている。糸井文庫には三庄太夫や酒呑童子など丹後地方にまつわる伝説を主題とした錦絵や書籍があり、その他にも西国三十三所巡礼関係の資料など、当時の世俗・風俗を知ることができる。

これらの多種多様な祭礼芸能・伝統行事を継承するために、各地域では宮講が組織されており、地域コミュニティの強さを物語っている。

### ○里の生活

舞鶴の古民家からは、祖先から受け継いできた生活の知恵を窺うことができる。小倉村の大庄屋行永家の住宅は、丹後地方における棧瓦葺き民家の初期の遺構として貴重である。江戸時代中期に建築された荒木家住宅や江戸時代後期に建築された水口家住宅など今も貴重な民家が保存されており、往時の生活を感じることができる。また、江戸時代後期に建築された西方寺村の大庄屋上野家の住宅「大庄屋上野家」は、地域の活動の拠点として活用されている。

また、舞鶴には、豊かな自然が育んだ里の幸がある。100年程前に万願寺で誕生したとされる「万願寺甘とう」、舞鶴固有の特産物であり、京の伝統野菜である「佐波賀だいこん」などがあげられ、舞鶴で収穫される食の魅力や、全国へむけて発信している。

### ○山と里の信仰と交流が培った関連文化財群

舞鶴の人々は、山と里の恵みを受け、地域内外と交流を育みながら歩み続けてきた。自然に対する深い感謝の心が生み出した信仰は、祭礼芸能や伝統行事として数多く伝承されており、舞鶴の魅力や創出している。

表 3-3 歴史文化遺産の概要（山と里の信仰と交流が培った関連文化財群）

松尾寺の国宝絵画及び彫刻・庭園	丹後と若狭を隔てる霊峰青葉山の中腹にあり、西国三十三所巡礼 29 番札所の観音霊場。威光上人が和銅元年(708)に開山したと伝え、泰登上人の白山信仰の伝承をもつ。さらに正暦年間(990~995)に、春日為光が本尊馬頭観音を刻んだといわれている。令和元年(2019)に日本遺産「1300年つづく日本の終活の旅〜西国三十三所観音巡礼〜」の構成文化財に認定された。
金剛院塔婆及び重文絵画・彫刻	平城天皇の皇子高岳親王によって平安時代初頭に開かれたと伝えられる。金剛院塔婆は、柿葺きの三重塔で総高 24m を測る。永保 2 年(1082)高岳親王の菩提のため白河天皇が建立、久安 2 年(1146)美福門院が平忠盛の奉行により修復したと伝え、現在の塔は室町時代の再建。近くに高岳親王の墓と伝わる供養塔がある。
圓隆寺の重文彫刻	長徳年中(995~999)天台宗の谷流の祖・皇慶上人が開基。この地方の豪族田辺小太夫秀武が上人を敬って 70 の院坊や三重塔などを整えたが、文祿 4 年(1595)の大雨による山崩れで一山は薨滅、わずかに 4 坊を残すのみとなった。さらに万治 2 年(1659)門前からの出火によって堂塔を失ったが再建し、草創に近い時期の仏像を今に伝えている。
田口神社等の本殿・拝殿	本殿は、明和 3 年(1766)田辺藩主牧野惟成を大檀那として造立された。三間社流造、正面軒唐破風付、柿葺で、装飾の彫り物や、木組みの技巧など代表的建物である。拝殿は舞殿とも呼ばれ、棟札によると寛政 8 年(1796)に完成した。桁行 2 間、梁行 1 間、一重、入母屋造、棧瓦葺である。本殿同様この地方の代表的建物である。
伝 安寿姫塚の宝篋印塔等の石造物	市指定文化財。日引石製の宝篋印塔。総高 163cm で、欠損している相輪上部を推定すると総高 180cm を超す大型の石塔である。室町時代の秀作で、下東では、この塔を安寿姫供養塔として手厚く守ってきた。地元には江戸時代初期より説教節「さんせう大夫」が伝えられており、石塔本来の価値に加えて民俗的にも貴重である。その他、海蔵寺・久田美の宝篋印塔、安岡十三仏笠塔婆などの市の文化財に指定される中世の石造物や未指定の板碑等が残されている。
旧上野家住宅	江戸後期建築の農家の住宅。主屋を中心に納屋と数棟の土蔵群からなり、屋敷地正面から東側面にかけて長大な堀が巡らされている。東北後方には屋敷神(荒神さん)が祀られている。外観は主屋は茅葺きで棧瓦葺きの下屋庇が四周する。奥座敷は大正時代の増築。国登録有形文化財。
松尾寺の仏舞	松尾寺に継承されてきた会式で、釈尊の降誕日である旧暦の 4 月 8 日(現在は 5 月 8 日)に行われる。大日・釈迦・阿彌陀の各如来 2 人ずつの仏面をつけた舞手が典雅でゆるやかな舞を繰り返す。京都府では舞楽つき法会の流れを伝える唯一のものであり、芸能史にとって高い資料的価値をもつ。
城屋の揚松明	城屋の氏神である雨引神社で 8 月 14 日に行われる。境内に柱状の大松明を立て、中央に据えた逆円錐状のオガラの束に小松明を投げ入れ点火する。御幣の倒れる方向で稲の豊凶を占ったとも。このような柱松明式の火祭りは府内各地で見られる、多くが愛宕信仰と関連するが、城屋の揚松明は雨乞の習俗と習合して氏神行事となったもので貴重である。
地頭太鼓・大俣太鼓	地頭太鼓は、地頭の西飼神社で奉納される。大江山の鬼退治に向かった源頼光一行の戦勝を祈願して打ったといわれる太鼓芸で、戦勝を祈る意味からブチ(擁)は下へは向けず、上へ上へと打ち上げる。大俣太鼓は、大俣の嶽神社に奉納され、頼光一行の凱旋を祝ったといわれている。伝統芸能と鬼退治伝説が太鼓という形で定着したものである。
虫送り・どんと焼き	虫送りは、ズイムシの最も発生する 7 月初旬の夕方に稲の虫送り、虫供養といって、村中で松明をともし、鉦・太鼓・柏子木・笛などを鳴らし、村外れまで行進し、虫を送った。どんと焼き(とんど)は、1 月 15 日の朝、注連縄や松飾りなどを各戸から持ち寄り、地区の決められた場所で燃やす。灰はもち帰って、魔除けのまじないとして使われる。
月待ち・お日待ち	月待ち・お日待ちは、1 月・5 月・9 月に、講仲間が集まってお籠りする行事。氏神か寺を宿に定めて集まる。日の出、月の出を拝むもので、一夜眠らずに精神潔斎に基づくお籠りであり、禁忌が厳しく定められている。
宮講	村の氏神祭りを中心とする。戸主の集まりで多くの地区に組織されている。
きつね祭り	とんどの後、14 日夜から 15 日朝にかけて行われる行事。昔から害虫を除く目的で行う予祝行事である。「狐がえり候…」と大声で怒鳴りながら地域を回る。男の子の行事である。
山の神祭り	山の神は、山を支配する神のこと。各地で祭りの内容は異なる。山の産物を神前に備え、貧乏な山の神を山に返すものや、ケンチンや大根の味噌だきで会食するものなどがある。
大蛇退治	城屋の揚松明の起源のひとつが大蛇退治伝説である。弘治 2 年(1556)一色氏の家臣・森脇宗坡は、娘を飲み込んだ大蛇を討ったあと、これを 3 つに切断。そのうち、頭部を祀ったのが城屋の雨引、胴部を祀ったのが野村寺の中ノ森、尾部を祀ったのが高野由里の尾の森の各神社といわれる。揚松明はこの大蛇の供養、または大蛇の物妻さを象徴したものとされるが、この起源説は揚松明に付会したものと思われる。
糸井文庫	丹後地方に関する錦絵や古文書、絵図、書籍、郷土玩具など約 2200 点におよぶ地域資料。丹後地方の伝説に関する錦絵や書籍等の総合的蒐集にかけては全国に匹敵するものがない。三庄太夫や酒呑童子など舞鶴に関わる伝説を題材としたものも多い。また西国三十三所巡礼 29 番札所松尾寺に関する資料や田辺藩の家老で儒学者の野田笛浦や蘭学医新宮涼庭、いちばやく海防の必要を説いた額田楓江など舞鶴に関係する人物の典籍や関連書籍なども多数収蔵されている。
万願寺甘とう	大正末期に万願寺で栽培されたのが始まりと伝えられ、長い間主に農家の自給用であったのを昭和 58 年(1983)から販売を始め、平成元年(1989)には特に優れた京都の伝統野菜として「京のブランド産品」第 1 号に認証された。さらに平成 29 年(2017)「地理的表示(GI)保護制度」に京都府内で初めて、野菜としては近畿圏で初めて登録された。
佐波賀だいこん	昭和 30 年代には舞鶴市の特産物として盛んに栽培されたが、次第に生産者が減少し、ほとんど生産されなくなった。在来作物の良さや伝統を守り続けることの大切さを伝えていくため、平成 22 年(2010)から京都府が保管していた種子を用いて、生産を復活させる取り組みを開始。本格的に生産・販路の拡大、情報発信等に取り組んでいる。





金剛院塔婆（三重塔）



伝 安寿姫塚の宝篋印塔等の石造物



西国三十三所巡礼 第29番札所松尾寺



松尾寺の仏舞



旧上野家住宅



城屋の揚松明



地頭太鼓（左）・大俣太鼓（右）



万願寺甘とう・佐波賀だいこん

図 3-7 歴史文化遺産（山と里の信仰と交流が培った関連文化財群）



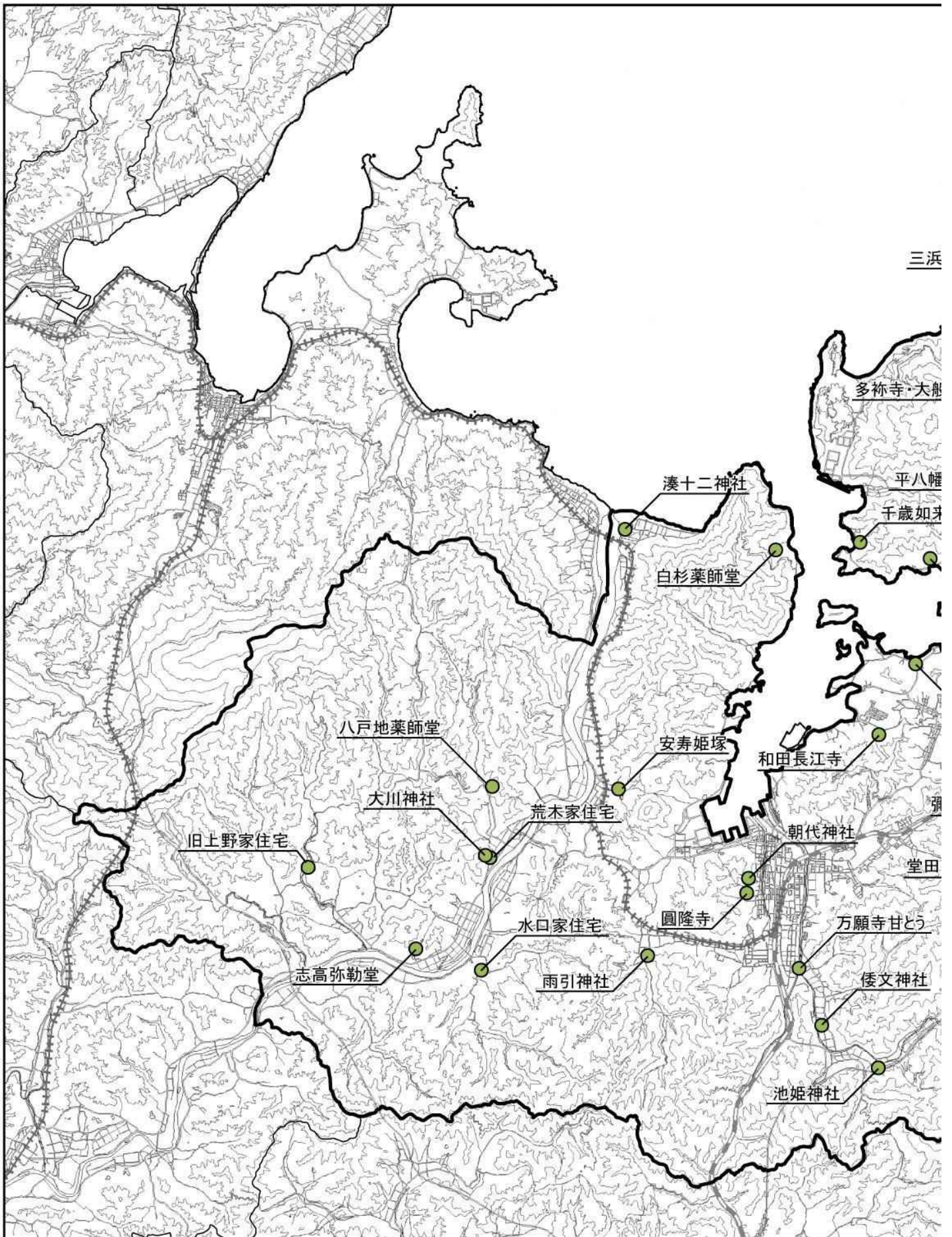
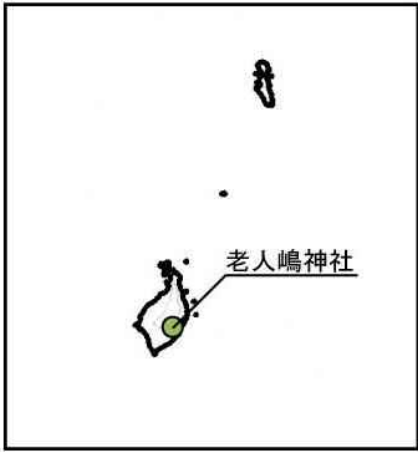
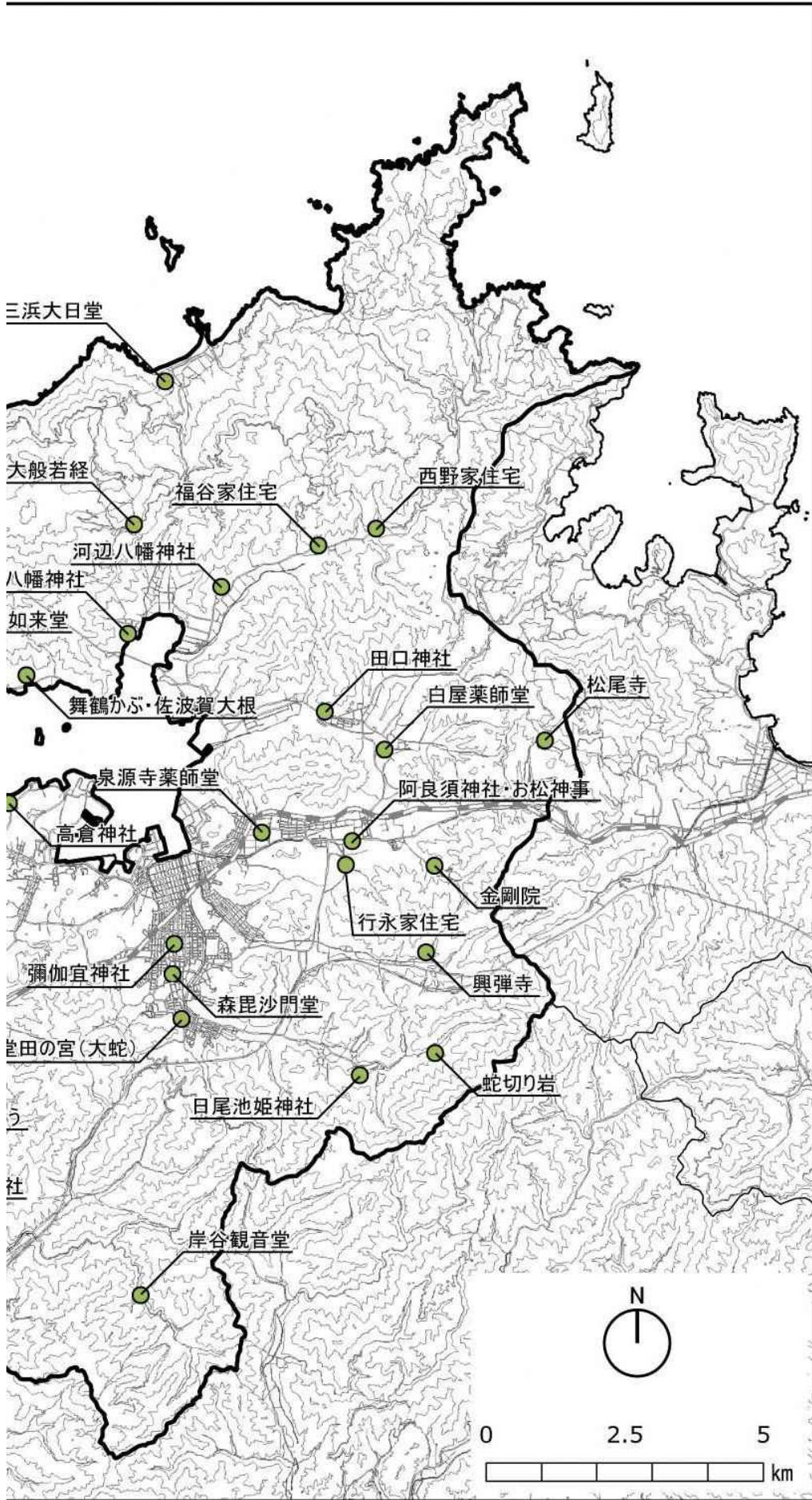


図 3-8 山と里の信仰と交流が培った歴史文化





#### (4) 田辺城下町と里によって形づくられた関連文化財群

海に面した城下町としての舞鶴の歴史は、細川氏による田辺城の築城と城下町建設に始まる。その後、京極氏による田辺城拡張と破却、牧野氏による再築を経て、城下町が発達した。

近世には、高野川に架かる田辺大橋を起点として京街道・若狭街道・宮津街道・河守街道の4街道が整備され、陸上交通が発達した。また、海上・河川交通も発達し、藩領の経済の中心地として物資が集積した竹屋町など高野川沿いには商家が立ち並び、日本海交易の拠点としても賑わいをみせた。

一方で田辺藩領の村々は計8組の大庄屋組に組織され、各組には大庄屋が任命された。大庄屋のもと、村ごとに庄屋・年寄といった村役人が置かれ、各村では村役人を中心に共同で年貢納入の責任を負い、寄合で村の重要事項を協議決定するなど自治的な共同体運営を行っていた。

城下町と陸海上交通の発達にともない、内外との交流が進展し、朝代神社の芸屋台などの町人文化が花開いた。また、瀬崎の人形浄瑠璃にみられるよう、周辺の村々でも近世の町人文化や文芸を受け入れ、それぞれに展開させていった。このように、田辺城下を中心に周辺の村々において発展した関連文化財群が現在の地域の特色につながっている。

ストーリーを構成する歴史文化遺産			
田辺（舞鶴）城址	朝代神社の祭礼	宮津街道	高野川
城下の町割り	平野屋太神楽	京街道	真名井の清水
江戸時代の町名	芸屋台	若狭街道	伊佐津の御水道
渡邊家住宅	田辺城まつり	河守街道	宮谷神社の吐月水
林田住宅	吉原の太刀振	一里塚・道標	など
土井家住宅	瀬崎の人形浄瑠璃		
今安家住宅			
水島家住宅			



## ものがたり 4 : 田辺城下町と里によって形づくられた関連文化財群

### ○田辺城築城

舞鶴の西地区は、東は伊佐津川、西は高野川、南は湿地、北は海に面する天然の要害であった。戦国時代、京滋と丹後との地理的位置の優位性から、天正10年(1582)頃から細川氏によって田辺城の築城が始まり、城下町が形成された。丹後と若狭の国境に位置する加佐郡では、丹後守護の一族氏と若狭守護の武田氏の絶え間ない争乱を象徴するように、溝尻城に代表される山城が多数分布しているが、満々と水をたたえた堀と、高く築かれた石垣、漆喰塗りの白壁で構成された新しい時代の城郭の突然の出現に、当時の人々は大変驚いたであろう。完成した田辺城は、その優美な姿から「舞鶴城」とも呼ばれ、現在の市名の由来となっている。

慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いの前哨戦として、徳川家康に加勢した細川氏と石田軍による攻防戦が、田辺城にて繰り広げられたが、「古今伝授」を伝える細川幽齋の討ち死にを惜しんだ後陽成天皇によって、50日余りにわたる田辺籠城戦は終わりを告げた。田辺城跡からは、多数の鉄砲玉のほか、天守台跡が確認されており、籠城戦の凄まじさを肌で感じることができる。また、舞鶴公園には、古今伝授の碑が建てられ、幽齋の命を懸けた決意を伝えている。

その後、細川氏、京極氏、牧野氏の3氏によって、舞鶴を含む加佐郡は統治された。明治6年(1873)、田辺城は廃城となり、本丸付近は舞鶴公園として整備された。公園内では田辺城門が復元され、近世城郭の雰囲気を残しつつ、美しい庭園や公園が整備され、市民の憩いの場として親しまれている。また、田辺城資料館では、細川幽齋を中心とした歴代城主や、城下町田辺の歴史に触れることができる。

### ○城下町の成立

田辺城の築城と同時に、周辺地域は町割りをもとに城下町が形成され発展した。

まず、城内や城の近辺に上士が、城から離れるに従って、中・下士がそれぞれ屋敷を構えた。

次に、城下の繁栄を図るため、丹波・若狭方面から商人・職人を招き、本町・平野屋町に商人・職人を住ませることで中核が築かれ、その後、丹波町・竹屋町がつくられたことによって、城下町の骨格が形成された。

江戸時代には、北前船など日本海交易の拠点として、また、整備された諸街道が集まる陸の要所として、商工業を中心とする産業港湾都市としても栄えた。高野川河口に位置する竹屋町は、藩内の商品流通を全国の市場へと結びつける交易の要であり、竹屋町にある渡邊家住宅、丹波町にある今安家住宅など、重厚な町屋の点在する風景は、城下の商人町の面影を今に伝えている。

山沿いには、城や商人町を守るように、寺院や神社が数多く建築され、寺町が形成された。

城下町の産土神である朝代神社の祭礼では、「朝代神社祭礼絵巻」にみられるように、城下町の人々が一斉にくりだし、芸屋台をひき、太鼓を打ち、祭りを楽しんだ。瀬崎には人形浄瑠璃の道具が伝存しており、昭和初期まで神社の舞堂で盛んに演じられていた。

歴代の藩主との関わり深い寺社も多く残されている。このうち、松尾寺は、織田氏の兵火をはじめ、度重なる火災にあったが、細川幽齋や京極家、牧野家によって復興、修築され、今もその姿を残している。

西地区に残る寺社は、民衆の信仰の場であり祭礼を楽しむ場として親しまれ、歴代藩主からの崇拝が厚く、その寄附を受け崇高な場として大切に守られてきた。

江戸時代中期・後期になると、年貢を増やす目的で、藩は新田開発に力をいれた。東地区では浮島周辺に大規模な新田開発が行われ、西地区では喜多村の海面を埋め立てて新宮新田が造成された。

新田開発によって農業生産力が向上し、経済的に豊かになった民衆は、旅や祭りといった娯楽や教養を求めた。その頃の流行であった、西国巡礼や伊勢参宮などの信仰の旅を通して教養(農業改良の情報収集など)を仕入れ、都市の文化を地方へ伝播する役割をも果たした。

舞鶴港(西港)は、昭和に入ると、北海道、樺太、朝鮮、大連、天津間にそれぞれ定期航路をもつ商港となり、舞鶴市のなかでも特徴的な発展を成し遂げてきた。

現在でも、西地区では近世に形成された城下町が基盤となっており、往時を偲ぶことのできる風情ある都市の景観が、舞鶴の魅力となっている。

### ○近世城下町と里によって形づくられた関連文化財群

西地区は、田辺城の築城と城下町の形成によって、海と陸の要所として商工業を中心にした独自の発展を遂げ、周辺の里とともに現在のまちづくりの土台をつくり上げた。現在も城下町の風情を感じさせる町並みや周辺の里山の風景が広がっており、城下町と里を活かした観光の躍進へとつながっている。

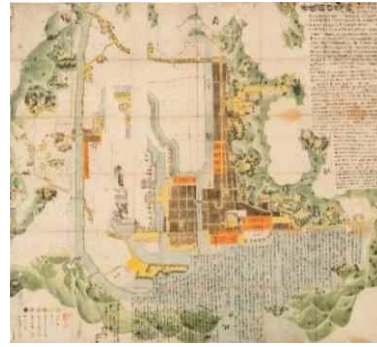
表 3-4 歴史文化遺産の概要（田辺城下町と里によって形づくられた関連文化財群）

<b>溝尻城 (矢野山城)</b>	祖母谷川中流、堂奥集落北の山塊の山頂部に位置する。城域は東西 260m・南北 400mを測り、市内でも最大規模の山城である。城主は矢野氏・桜井氏と伝わり（『獄家文書』）、近世地誌類では矢野備後守あるいは矢野蒔俊（藤平）などとされている。麓の山口神社の棟札には天文 23 年（1554）に若狭方との合戦で粟屋軍数千騎が「此要害」に攻めかかり、社殿が放火されたことが記される。また、永正 14 年（1517）に丹後守護一色氏家臣の延永春信が立て籠もり、若狭守護武田氏を支援する朝倉孝景の軍勢によって攻められ、落城した「倉橋城」に比定される。[出典：『舞鶴の山城』]
<b>田辺（舞鶴） 城址</b>	天正 8 年（1580）に入国した細川藤孝（幽斎）によって築城された。本丸を中心に、二の丸、三の丸がある輪郭式の平城で、東に伊佐津川、西に高野川、南は湿地、北は海に接した要害の地に築かれた。城址からは、天守台跡、鉄砲玉などが検出されている。現在この城の本丸跡には、舞鶴公園が整備され、復元された田辺城城門、彰古館、幽斎ゆかりの心種園もある。[出典：（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター資料]
<b>城下の町割り</b>	城下町は、城内や城の近辺に上土、城から離れるごとに中、下土が屋敷を構えた。領内外の商人・職人は城下に集住させられ、職種ごとに町を形成した。町外縁部に寺院を配置し、河川・堀・土居で城下を囲んだ。江戸時代に描かれた田辺籠城図から、細川幽斎の時代には東西 5 筋・南北 4 筋の道路により長方形に区画されていることがわかる。
<b>江戸時代の町名</b>	魚屋・丹波・本・平野屋・竹屋・職人・吉原など、西地区の字名には、江戸時代から使われてきた城下町の町名が今も残されている。
<b>丹後国田辺之図</b>	牧野氏時代の田辺城下とその周辺を描いた絵図。田辺城の大部分は雲で隠され、本図の主題が城下町を描くことにあったことがよくわかる。城下町は、町屋（茶）・武士屋敷（オレンジ）・道（黄）など色分けの凡例に従い、街区が詳細に描かれている。
<b>渡邊家住宅</b>	竹屋に建つ幕末から明治初期の建築。城下町の町家。屋号は「安久屋」。外観は、切妻造り、棧瓦敷き、2 階建て。渡邊家は廻船問屋を開業したのちに蠟燭、石炭、煉瓦なども手掛けた。高野川に面して、煉瓦で高い基底部を築いた近代的な意匠の新蔵が建っている。国登録有形文化財。
<b>水島家住宅</b>	伊佐津に建つ、明治 31 年（1898）に大滝種造棟梁の手によって建築された元舞鶴町長・市長水島彦一郎氏宅。周囲に石垣を積み、東に薬医門を開く。長大でゆるい反り屋根の主屋を中心に、周囲に茶亭や離れ座敷、土蔵などを配し、塀で囲まれた、旧庄屋の風格が漂う屋敷構えである。
<b>朝代神社祭礼</b>	朝代神社は、城下町田辺の氏神である。祭礼には、城下の吉原から太刀振が、平野屋から太神樂がそれぞれ奉納される。江戸時代に描かれた「朝代神社祭礼絵巻」では、武士も町民も城下あげて祭りが行われ、城下各町は太刀振、太神樂、芸屋台での子ども歌舞伎などの出し物を競い合い、町人文化の華が咲いた様子が描かれている。
<b>芸屋台</b>	朝代神社の祭礼で使用された、子ども歌舞伎用の舞台のこと。昭和初期まで毎年、芸屋台を所有する地区が年番を決め、装飾や子ども歌舞伎をおこなった。江戸時代に制作された芸屋台もあり、現在も祭礼で使用されている。
<b>平野屋太神樂</b>	朝代神社祭礼で奉納される太神樂。元禄年間（1688～1703 年）には、すでに祭礼の主要な部分となっていた。平野屋には、太神樂で使用される獅子頭・太鼓・輿のほか、囃し唄の唄本や「傘の曲」に使われる傘など、江戸時代より伝わる資料が残されている。
<b>吉原の太刀振</b>	朝代神社の祭礼などで奉納されるもので、2 人 1 組で刀や棒で激しく打ち合う勇壮な「組太刀形式」の太刀振（振物）。田辺城籠城戦の際、吉原の漁民もこれに加わり、その奮戦の様を武道の型として伝えたものといわれている。舞鶴地域には江戸時代から各村で太刀振が盛行したが、吉原のものが最も形として整い、代表的なものである。
<b>田辺城まつり</b>	舞鶴公園一帯とその周辺で開催されている、田辺城の歴史を知るイベント。細川幽斎の田辺城籠城戦をまつりの柱として構成されており、幽斎歌舞伎、武者行列、和太鼓演奏、おみこし、芸屋台の展示などもみられる。
<b>瀬崎の人形浄瑠璃</b>	瀬崎では、江戸末期から大正期まで人形浄瑠璃が行われていた。当初は、若中(青年団)によったが、明治以降は有志による芸团的な組織になった。今も人形浄瑠璃の用具が残されており、40 点を占める首には、阿波の名人人形師人形忠(清水忠次郎)などのものもある。
<b>宮津街道</b>	大手門から中山村で大雲川（現由良川）の右岸に達し、ここから対岸の和江村に渡り、田辺領と宮津藩領の境にある長尾峠を越えて、宮津藩に入る。この道は、幕府巡見使の通る道であり、成相寺から松尾寺への巡礼の道でもあった。
<b>京街道</b>	田辺から京都への道。田辺大橋から真倉村に入り、丹波国黒谷村（現綾部市）、園部（現南丹市）、亀山（現亀岡市）を通り、老の坂を越えて京都に入った。この道は、参勤交代の道筋でもあった。
<b>若狭街道</b>	田辺城下から若狭国へ通じる道。城下大内の二ツ橋より白鳥峠を越え、丹後・若狭国境の吉坂峠に達し、若狭へ入る。別名北国街道とも呼ばれた。青葉山の中腹に建つ松尾寺への巡礼者の道としても知られ、巡礼道を裏付ける道案内の道票が今も街道筋に数多く残り、往時の賑わいを感じさせる。
<b>河守街道</b>	田辺城下引土より八田峠を越え、高野谷に入り、真壁峠を越え、由良川筋を遡上して河守（現福知山市）に至る街道。幕府巡見使の通る道であった。
<b>一里塚・道標</b>	江戸時代、五街道が整備され、路傍に一里塚が設けられた。また、一里塚以外の道標、街道追分口の石柱や庚申塔・道祖神碑・地藏・石灯籠など、安全な交通を祈る信仰を兼ねた道標が建てられた。
<b>高野川</b>	全長 5,536m。かつての河道は、茶臼山以北において今の河道よりやや東寄りを流れていたようである。近世においては、田辺城の総堀としても用いられた。また、河口部には港が置かれており、各地より運ばれてくる産物の保管倉庫も建てられていた。





田辺城址（舞鶴公園）



丹後国田辺之図



芸屋台



朝代神社祭礼絵巻（平野屋太神楽部分）



吉原の太刀振



瀬崎の人形浄瑠璃用具



一里塚・道標



高野川倉庫群

図 3-9 歴史文化遺産（田辺城下町と里によって形づくられた関連文化財群）



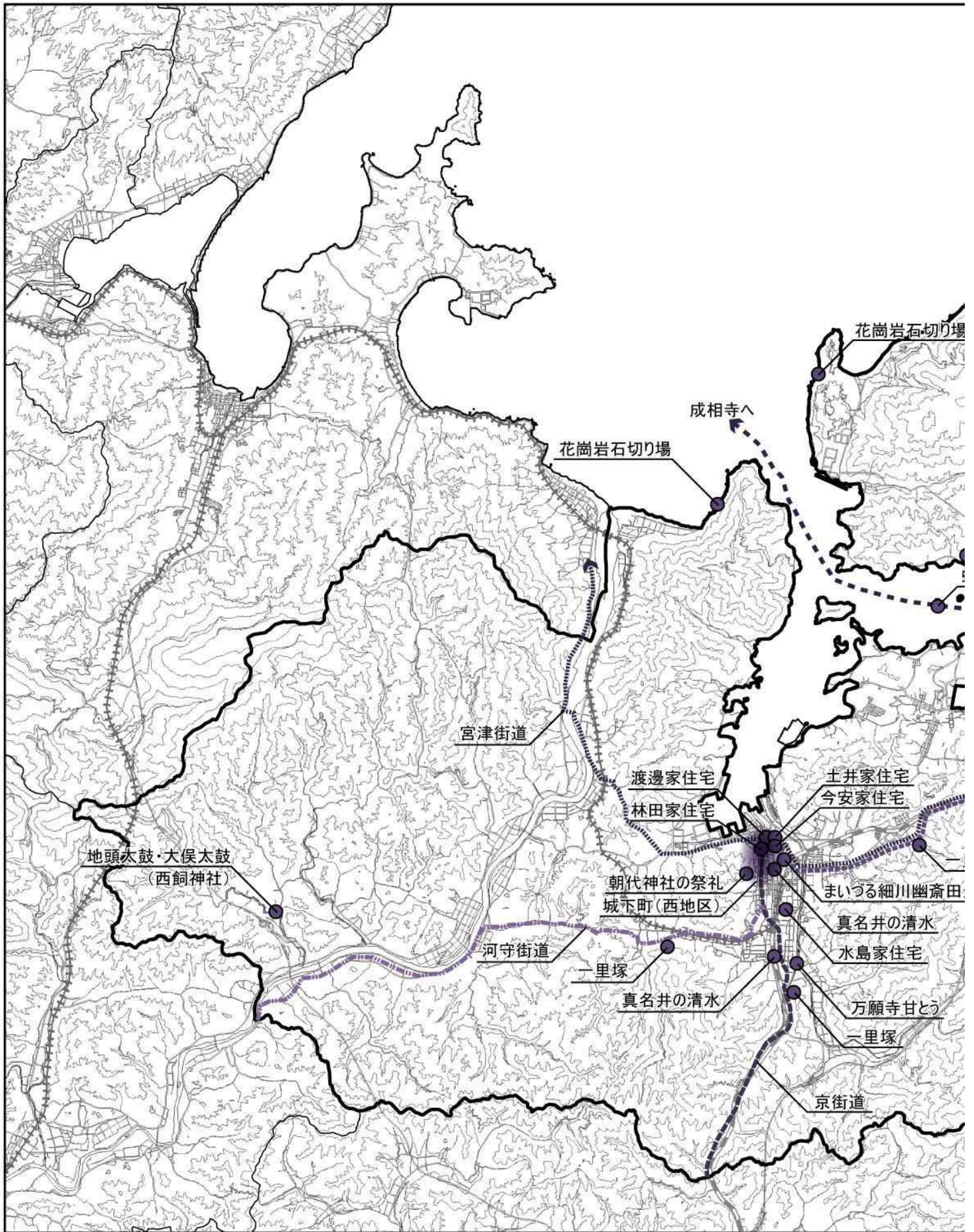
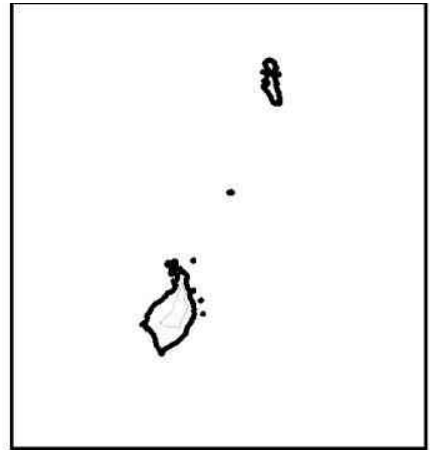
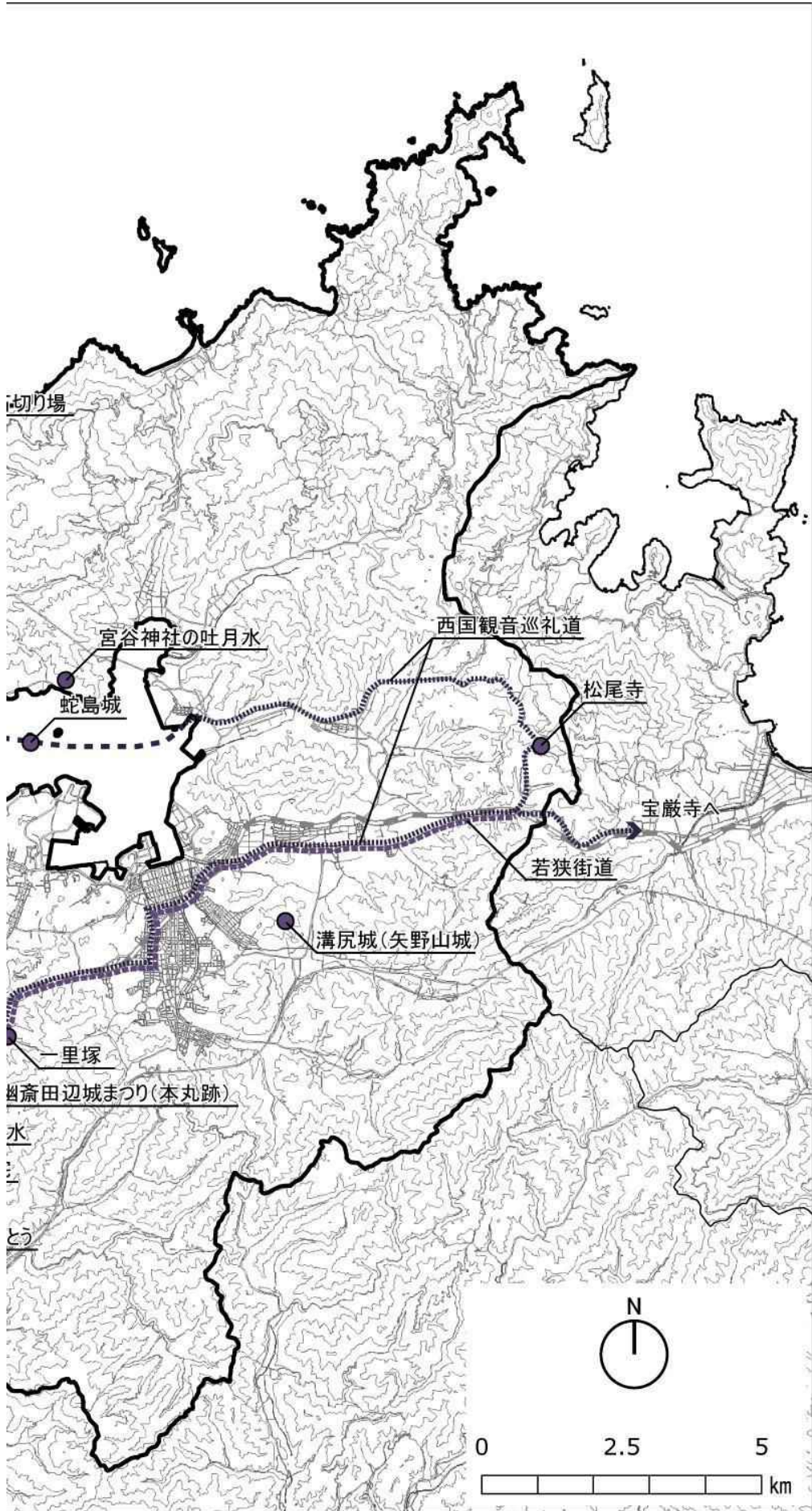




図 3-10 田辺城下町と里によって形づくられた歴史文化



**(5) 舞鶴鎮守府開庁によって築かれた関連文化財群**

旧海軍舞鶴鎮守府開庁を契機に造られ、日本遺産の構成文化財にもなっている赤れんが造りの舞鶴旧鎮守府倉庫施設などの建造物、JR舞鶴線の<sup>ずいどう</sup>隧道（トンネル）・橋梁や国の登録有形文化財の北吸トンネルなどの官設鉄道施設、近代水道技術を導入した水道施設、海軍軍人やその家族のために整備された中・東地区の市街地などは、舞鶴の近代化を支えてきた。

これらの施設を活用して、芸術文化の拠点や「肉じゃが」をはじめとした特色あり海軍ゆかりの食文化を楽しむ取り組みによって築かれた関連文化財群は、舞鶴の未来を照らす物語となっている。

ストーリーを構成する歴史文化遺産		
舞鶴赤れんがパーク 1～5号棟	市道北吸・桃山線北吸トンネル	艦船名をつけた通り名
旧舞鶴鎮守府軍需部倉庫	旧北吸浄水場配水池施設	舞鶴要塞堡壘・砲台群
海上自衛隊舞鶴造修補給所	舞鶴市水道施設桂貯水池・岸谷貯水池	海軍割烹術参考書
JMU(株)舞鶴事業所施設	鎮守府周辺の石積み護岸	海軍厨業管理教科書
東郷邸（舞鶴地方総監部会議所）	JR 舞鶴線隧道・橋梁施設	肉じゃが
神崎煉瓦ホフマン式輪窯	JR 小浜線松尾寺駅旧本屋	海軍カレー
旧舞鶴鎮守府乙号官舎（旧市長公舎）	京都丹後鉄道宮舞線隧道・橋梁施設	など



## ものがたり 5 : 舞鶴鎮守府開庁により築かれた関連文化財群

### ○舞鶴鎮守府開庁による施設整備

日本の近代化にともない、政府は清国・ロシアを意識した軍備の増強に努め、明治22年(1889)、海軍の根拠地となる鎮守府を舞鶴に設置することを決定した。明治34年(1901)に鎮守府が開庁したことで、舞鶴は日本で4番目、日本海側で唯一の軍港として重要な海軍の拠点となり、軍港都市として急速な発展を遂げていった。

鎮守府では、明治26年(1893)、石炭貯蔵庫の建設を皮切りに、大正期にかけて、舞鶴海軍兵器工廠、舞鶴海軍工廠、旧舞鶴鎮守府軍需部倉庫などの海軍施設が建設された。

また、鎮守府設置が決まると、物資輸送に必要な道路や京阪神と舞鶴を結ぶ鉄道などの交通網が整備され、明治37年(1904)の福知山・新舞鶴間の官設舞鶴線開通以降、小浜線、宮津線が順次開通した。現在も、JR舞鶴線の橋梁施設やトンネルなどの鉄道施設が使用されており、近代化の礎をみることができる。交通網の整備によって、山陰線や北陸線が結ばれ、未開通部分は海舞鶴駅から鉄道連絡船で補うことで、日本海側の交通は確保された。また、昭和元年(1926)に、ウラジオストックと舞鶴を結ぶ航路が開通したことで、人や物資が行き交う十字路の要となった。

その他、艦艇用の補給用水の確保を目的に、貯水池や浄水場などの水道施設が整備された。石張りコンクリートでつくられた堰堤は、今も静かな自然のなかで落ち着いた風景を創出している。

近代化遺産の象徴ともいえるべき「れんが」は、由良川河口にある神崎ホフマン式輪窯で製作された。天にむかって伸びる数本の煙突をもつ建物は、全国で4基のみが残る貴重なものであり、舞鶴の近代化を支えた象徴的な建物となっている(現在、煙突は倒壊を防ぐため短くして地上に保存)。

現在、舞鶴には、赤れんがの建造物が約120件確認されており、旧海軍の主要施設などれんが造の近代化遺産が群を成して現存していることは、大変貴重なことである。こうした建造物によって、欧米の雰囲気と和の趣向をあわせもつ、舞鶴市の特徴的な町並みをつくりだしている。

戦後、鎮守府や海軍工廠は解体されたが、舞鶴市では平成5年(1995)の赤れんが博物館開館以降、順次、市役所に隣接する赤れんが倉庫群の活用を推進し、平成24年(2012)には「舞鶴赤れんがパーク」としてグランドオープン、のちに日本遺産の構成文化財となるこれらの建築物を最大限に活用し、多くの市民や観光客に利用されている。

### ○鎮守府設置にともなう市街地の形成

東地区は、かつては小さな半農半漁の村であったが、海軍の鎮守府開設にともなって、軍港都市として計画的なまちづくりが行われた。

河川は流路を変え、艦艇が接岸する場所には、すべて石積みの護岸が築かれた。寺川石積護岸や榎川石積護岸など、現在も造成当時の様相をとどめている。

軍港設置にともない多くの海軍軍人と海軍関係者、その家族の移住に対応するべく、浜・余部下・余部上は新たな市街地の中心として造成されることとなった。明治36年(1903)、市街地は碁盤目状に整備された。通りには軍艦の名前がつけられ、海軍との密接な関わりを色濃く残す全国でも珍しい特徴がみられる。市街地には全国から商業者等が集まり賑わいをみせ、昭和20年(1945)の終戦まで「海軍のまち」として特異な発展をみせた。今も東地区には、かつて軍港を中核として整備された都市基盤が残されており、市民生活のなかに生き続けている。

### ○海軍が生んだ食文化

舞鶴市では、海軍にちなんだ料理が開発されている。その代表料理が、「肉じゃが」である。明治34年(1901)、舞鶴鎮守府司令長官・東郷平八郎の命を受けて、ビーフシチューを日本の調味料で再現したのが肉じゃがのルーツとされており、今では家庭の味として、全国に広まっている。

また、海軍の料理教科書である『海軍厨業管理教科書』や『海軍割烹術参考書』が舞鶴の海上自衛隊第4術科学校に残されており、海軍で食されていた料理の数々を知る手がかりとなる。

他にも旧海軍では長い艦上生活で曜日感覚を失わないため週末にカレーライスが出されており、現在も海上自衛隊で金曜日の昼食にカレーが食べられることから、「海軍カレー」が商品化されたほか、海軍のレシピをアレンジした「海軍ロールケーキ」なども開発され、全国にむけて発信されている。

### ○海軍鎮守府開庁により築かれた関連文化財群

舞鶴は、海軍鎮守府開庁によって、海軍施設と都市インフラが整備され、軍港都市として発展を遂げた。戦後、鎮守府や海軍工廠は解体したが、海軍によって築かれた近代化の歴史や文化、地域資源等を最大限に活用する取り組みがなされており、平和産業港湾都市にふさわしいまちづくりが推し進められている。

表 3-5 歴史文化遺産の概要（舞鶴鎮守府開庁によって築かれた関連文化財群）

舞鶴赤れんがパーク1～5号棟	北吸赤れんが倉庫群は舞鶴鎮守府の軍需品の保管倉庫として、大正10年(1921)までに順次建設された。鎮守府開庁の草創期のものは、大正時代に建てられた倉庫と比べ、外観に意匠が凝らされている。特に、舞鶴海軍兵器廠魚形水雷庫は、現存最古級の鉄骨造建築であり、建築技術史上高い価値がある。平成24年(2012)5月に舞鶴赤れんがパークとしてオープンした。赤れんが1号棟は舞鶴市立赤れんが博物館、2号棟は舞鶴市政記念館、3号棟はまいづる智恵蔵、4号棟は赤れんが工房、5号棟は赤れんがイベントホールとして活用されている。国指定重要文化財。
旧舞鶴鎮守府軍需部倉庫	北吸赤れんが倉庫群は舞鶴鎮守府の軍需品の保管倉庫として明治33年(1900)に建設に着手され、大正10年(1921)までに次々と建てられたものである。鎮守府開庁の草創期に建てられた需品庫3棟は、舞鶴海軍の需品庫として海軍鎮守府の施設構成を理解するうえで重要である。国指定重要文化財。
海上自衛隊舞鶴造修補給所	明治34年(1901)に舞鶴海軍衣糧庫被服庫として、れんが造2階建の建築物が2棟建てられ、大正8年(1919)に軍需部第一需品庫、大正10年(1921)に軍需部第三被服庫が建てられた。ともにれんが造2階建である。現在は、海上自衛隊舞鶴造修補給所の倉庫として使用されている。
ジャパンマリンユナイテッド(株)舞鶴事業所施設	明治36年(1903)海軍工廠条例により、舞鶴に小型艦艇建造と水中兵器を特色とする海軍工廠が設置された。終戦後、昭和21年(1946)4月1日、海軍工廠は飯野産業株式会社舞鶴造船所として再スタートし、幾多の変遷を経て、平成25年(2013)、ジャパンマリンユナイテッド株式会社の舞鶴事業所となった。工場の敷地内には数多くの近代化遺産が残っており、工場や倉庫等として現役で使用されている。
海軍記念館(旧海軍機関学校大講堂)	昭和8年(1933)に旧海軍機関学校の大講堂として建築された鉄骨平屋建の建物。海軍記念館は、昭和39年(1964)5月27日に旧海軍の史実と伝統を後世に伝えるとともに、隊員の教育に資することを目的として大講堂の一部に設立されたもので、旧海軍関係の資料約200点余りが展示されている。
海上自衛隊舞鶴地方総監部会議所(東郷邸)	舞鶴鎮守府初代司令長官であった東郷平八郎が、明治34年(1901)10月1日の開庁以来、同36年(1903)10月19日常備艦隊司令長官になるまでの2年間を過ごした官邸であり、以来、歴代長官の官邸として終戦時まで使用された。建物は、建築面積311㎡、木造平家建で一部洋館となっている。裏庭には、長官が「一心池」と命名した心の字の形をした池がある。
神崎煉瓦ホフマン式輪窯	明治30年(1897)、由良川右岸の西神崎に登り窯が建設され、舞鶴軍港建設に必要なれんがを製造し海軍に納入した。れんが需要の高まりによって、大正末期にホフマン窯に改造され、昭和33年(1958)まで稼働した。焼成室ごとに小煙突を11基設けているところに特徴がある。国登録有形文化財。
旧北吸浄水場配水池施設	明治34年(1901)に、第一配水池(容量2,400㎡)、第二配水池(容量2,460㎡)が建設され、昭和39年(1964)11月に廃止されるまで65年間稼働した。配水池本体は、コンクリート造であり、西側の第一配水池の内側は石張りとなっているが、東側の第二配水池には石張りはみられない。大正15年(1926)に配水池上屋が建てられた。ともにれんが造で、屋根は鉄骨トラス組でトタン葺である。正面中央入口は、上部にアーチを施したロマネスク風のデザインになっている。国指定重要文化財。
舞鶴市水道施設桂貯水池	明治33年(1900)、与保呂に築造される。貯水池の堰堤は石張コンクリート造で、高さ12.4m、天端幅2.2m、堰堤延長515m、貯水量8,000㎡の貯水池である。水門には舞鶴市出身で海軍の水路測定の先駆者である海軍中將で男爵の伊藤雋吉が揮毫した「清徳霊長」の文字が刻まれている。昭和60年(1985)5月に近代水道100選に選ばれ、清浄でおいしい水の水源地となっている。国指定重要文化財。
鎮守府周辺の石積み護岸	新造の陸地と海面の境界線は、埋立て土砂の崩壊防止や艦艇の接岸のため、すべて石積み護岸を築いた。重要な箇所は丹後経ヶ岬の堅石を使用している。
JR舞鶴線隧道・橋梁施設	明治34年(1901)の鎮守府設置にともない、軍港建設に必要な資材運送のため、同37年(1904)10月に福知山～新舞鶴間の官設舞鶴線が完成した。また、舞鶴～海舞鶴、新舞鶴～余部間も同時に開通した。この官設舞鶴線の隧道(トンネル)・橋梁等の施設は現在も使用されている。
艦船名をつけた通り名	新市街工事の完成にともない、明治35年(1902)11月、倉梯村大字浜を中心に新市街の通り名がつけられた。市街地は軍港都市にふさわしく軍艦の名前がつけられた。軍艦名がつけられた通りは、八重山・富士・八島・敷島・朝日・初瀬・三笠・吾妻・磐手・出雲・浪速・千早・千歳・高千穂・巖島・松島・橋立・高砂・宮古・曙・千代田・和泉・秋津洲・須磨・明石・筑波・武蔵・高雄・比叡・天竜・葛城・大和・八雲の計33本である。
肉じゃが	海軍舞鶴鎮守府初代司令長官として赴任した東郷平八郎は、料理長に、留学先の英国で食べたビーフシチューを作るように命じた。当時の舞鶴にはワインやバターなどの調味料がないため、料理長は、醤油、砂糖、胡麻油で味付けをして料理をつくった。これが肉じゃがである。栄養価も高く、艦上食(軍艦での食事)として食べられるようになり、ビタミン不足が原因で起こる脚気や壞血病から水兵を救った。[出典：まいづる肉じゃがまつり実行委員会HP]





舞鶴赤れんがパーク



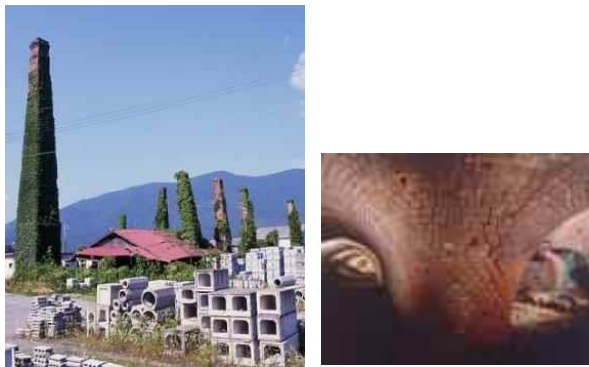
旧舞鶴鎮守府軍需部倉庫



ジャパンマリンユナイテッド(株)舞鶴事業所施設



海上自衛隊舞鶴地方総監部大講堂



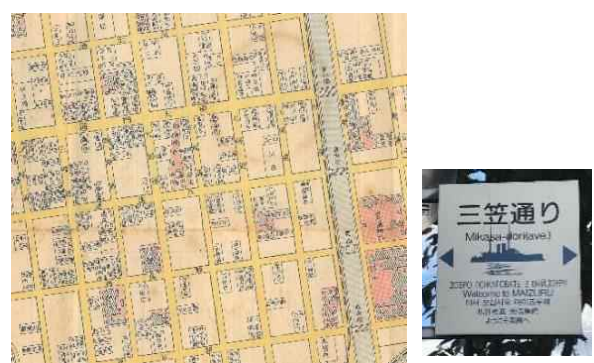
神崎煉瓦ホフマン式輪窯（旧状）



舞鶴旧鎮守府周辺の石積み護岸



京都丹後鉄道宮舞線施設（左）・北吸トンネル（右）



艦船名をつけた通り名

図 3-11 歴史文化遺産（海軍鎮守府開庁により築かれた関連文化財群）



舞鶴東港周辺の拡大図

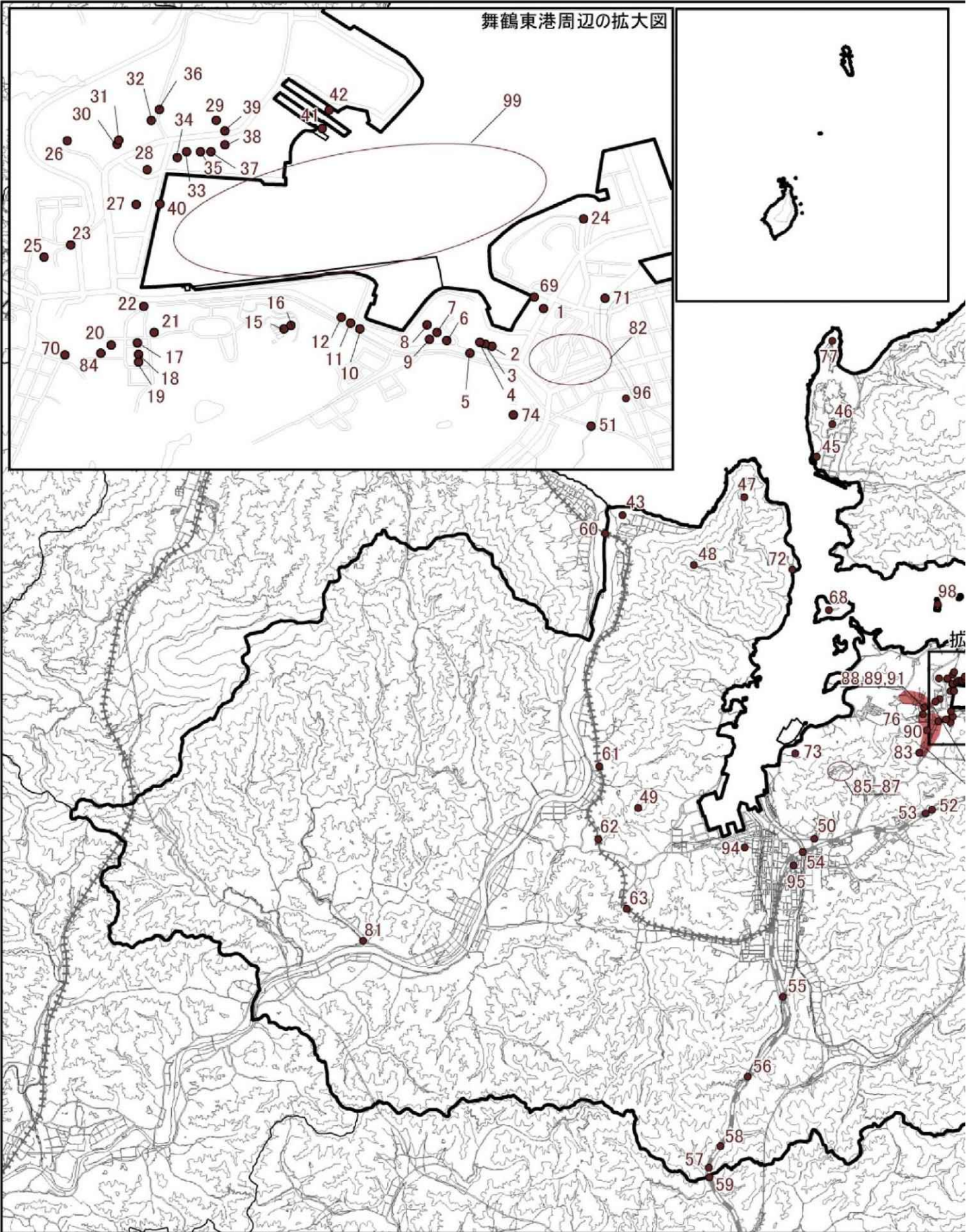
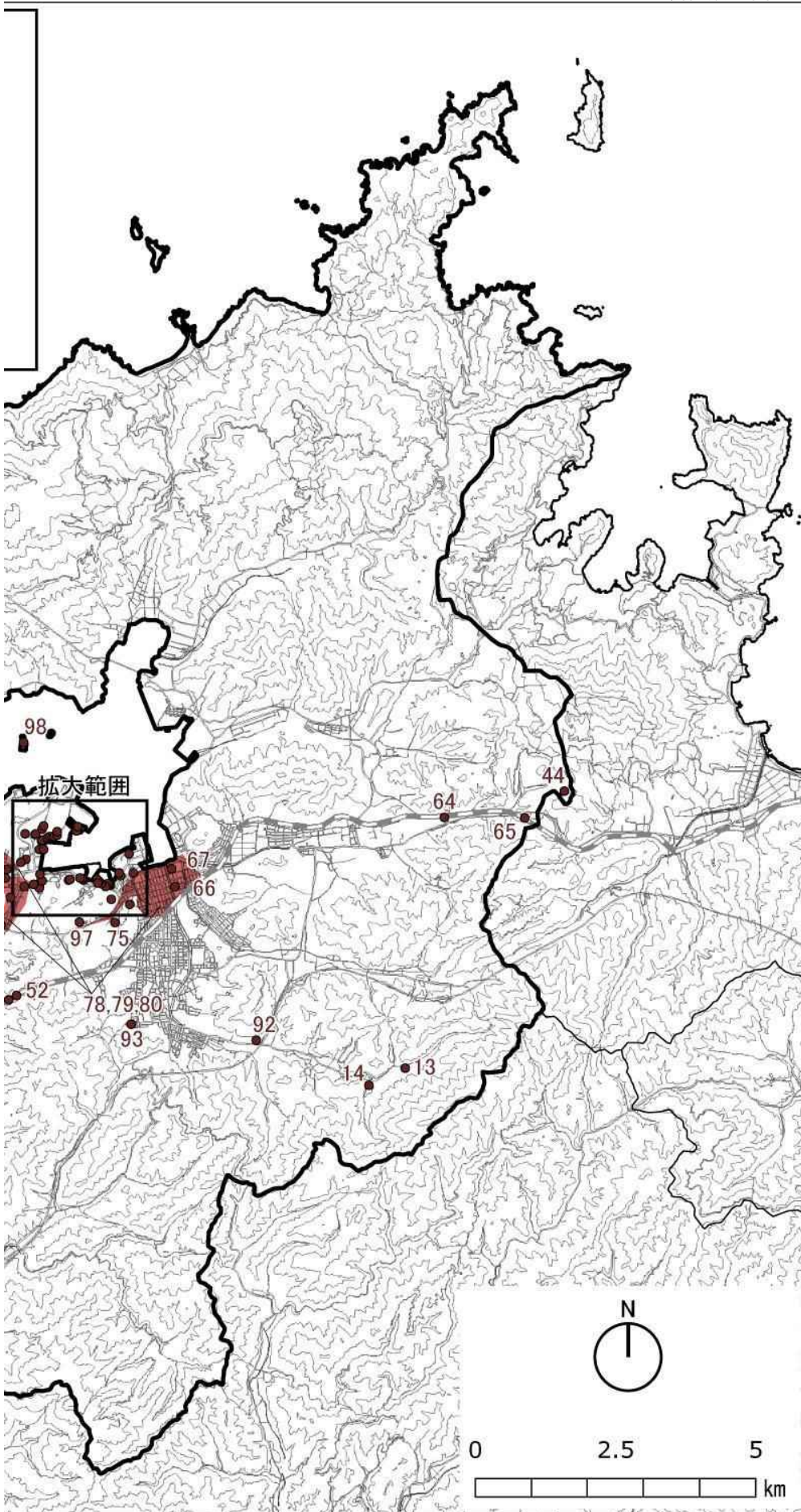




図 3-12 舞鶴鎮守府開庁によって築かれた歴史文化



番号	名称
1	舞鶴赤れんがパーク 赤れんが1号棟(舞鶴市立赤れんが博物館)
2	舞鶴赤れんがパーク 赤れんが2号棟(舞鶴市政記念館)
3	舞鶴赤れんがパーク 赤れんが3号棟(まいつる宮蔵)
4	舞鶴赤れんがパーク 赤れんが4号棟(赤れんが工房)
5	舞鶴赤れんがパーク 赤れんが5号棟(赤れんがイベントホール)
6	旧舞鶴海軍軍需部第二水雷庫
7	旧舞鶴海軍軍需部第一水雷庫
8	旧舞鶴海軍軍需部電機庫
9	海上自衛隊舞鶴造修補給所No17倉庫
10	海上自衛隊舞鶴造修補給所No2倉庫
11	海上自衛隊舞鶴造修補給所No3倉庫
12	海上自衛隊舞鶴造修補給所No4倉庫
13	舞鶴市水道施設 桂野水池
14	舞鶴市水道施設 岸谷貯水池
15	旧北吸浄水場第1配水池
16	旧北吸浄水場第2配水池
17	海上自衛隊舞鶴地方総監部 第一庁舎
18	海上自衛隊舞鶴地方総監部 第二庁舎
19	海上自衛隊舞鶴地方総監部 第三庁舎
20	海上自衛隊第四科学学校庁舎
21	海上自衛隊 舞鶴地方総監部大講堂・海軍記念館
22	海上自衛隊舞鶴地方総監部正門
23	海上自衛隊 余部宿舎正門
24	海上自衛隊舞鶴警備隊 正門
25	海上自衛隊舞鶴地方総監部会議所
26	JMU舞鶴事業所 舞鶴館
27	JMU舞鶴事業所 第二倉庫
28	JMU舞鶴事業所 第1HMW工場、第2HMW工場(消滅)
29	JMU舞鶴事業所メカロ工場、機装工場(消滅)
30	JMU舞鶴事業所危険物屋内貯蔵庫(消滅)
31	JMU舞鶴事業所塗装要員庫(消滅)
32	JMU舞鶴事業所複写室
33	JMU舞鶴事業所 第三繰機工場
34	JMU舞鶴事業所 第三繰機工場
35	JMU舞鶴事業所 第二繰機工場
36	JMU舞鶴事業所 長浜トンネル
37	JMU舞鶴事業所 第一繰機工場
38	JMU舞鶴事業所 第4修理工場
39	JMU舞鶴事業所 第2電気工場
40	JMU舞鶴事業所 13号クレーン
41	JMU舞鶴事業所 2号ドック
42	JMU舞鶴事業所 3号ドック
43	神崎煉瓦ホフマン式輸送及び漢十二柱手洗所
44	吉坂聖母台
45	旧舞鶴要塞 浦入砲台
46	旧舞鶴要塞 峯谷砲台
47	旧舞鶴要塞 金岬砲台
48	旧舞鶴要塞 横山砲台
49	旧舞鶴要塞 瑞部山保砲台
50	日星高等学校正門
51	市道北吸・桃山線北吸トンネル
52	JR舞鶴線白鳥トンネル
53	JR舞鶴線清道トンネル
54	JR舞鶴線第六伊佐津川橋梁
55	JR舞鶴線第五伊佐津川橋梁
56	JR舞鶴線第四伊佐津川橋梁
57	JR舞鶴線第三伊佐津川橋梁
58	JR舞鶴線第二真倉トンネル
59	JR舞鶴線第一真倉トンネル
60	京都丹後鉄道宮津線由良川橋梁
61	京都丹後鉄道宮津線打越山トンネル
62	京都丹後鉄道宮津線大船山トンネル
63	京都丹後鉄道宮津線補修山トンネル
64	JR小浜線松尾寺駅
65	JR小浜線吉坂トンネル
66	白糸浜神社
67	至徳寺
68	旧海軍工廠戸島大砲発射場標的
69	東地区石積護岸
70	横川石積護岸
71	寺川石積護岸
72	白杉弾丸庫
73	下安久弾丸庫
74	三宅神社
75	出雲神社
76	靈門寺
77	博奕碑電灯
78	計画的軍港都市
79	艦船名を名付けた市街地
80	艦船名を名付けた市街地の景観
81	旧岡田橋
82	旧海軍北吸官舎群
83	旧飯野官舎
84	海軍制憲術参考書
85	倉梯防空砲台跡
86	梁石山防空砲台跡
87	五老防空砲台跡
88	共楽公園(海軍墓地)
89	舞鶴海軍工廠殉職者鎮魂碑
90	忠魂碑(西面山)
91	忠魂碑(共楽公園)
92	忠魂碑(木ノ下)
93	第21駆隊日露戦役記念碑(東舞鶴公園)
94	忠魂碑(神明山)
95	慰魂碑(舞鶴公園)
96	得月寺(舞鶴水雷団)
97	大聖寺
98	蛇島ガソリン庫
99	鎮守府のラッパ

※網掛けは、日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」の構成文化財  
 ※JMUはジャパンマリンユナイテッドの略。

#### (6) 引揚者を迎え入れた関連文化財群

第2次世界大戦後、海外に残された多くの日本人が日本へ引き揚げてきた。引揚者を受け入れる港は全国にあったが、昭和20年(1945)から昭和33年(1958)までの13年間にわたり引揚者を迎え入れたのは舞鶴だけであり、大陸で苦労を重ねた同胞を温かく迎え入れ、自分たちができる限りのおもてなしをした市民の活動、引揚者の記憶やそれを示す各種資料はユネスコ世界記憶遺産（世界の記憶）に登録され、戦争の悲惨さと平和への祈りを今日に伝えている。

#### ストーリーを構成する歴史文化遺産

引揚記念館

引き揚げの記録

引揚記念公園

五条栈橋

平引揚栈橋（復元）

三条通

など



## ものがたり 6 : 引揚者を迎え入れた関連文化財群

### ○帰還の一步を記したまち、舞鶴

昭和 20 年 (1945) 8 月 15 日、第 2 次世界大戦が終結した。国内では戦後の混乱のなか、復興にむけて歩きはじめていたが、旧満州(現中国東北部)や朝鮮半島をはじめ、海外には多くの日本人が取り残されていた。その数、約 660 万人ともいわれている。

それらの人々を速やかに日本へ帰国させるため、引き揚げが開始された。舞鶴も引揚港のひとつに指定され、主に旧満州や朝鮮半島、シベリアからの引揚者・復員兵を迎え入れた。昭和 20 年 (1945) 10 月 7 日、韓国釜山から、陸軍兵士を乗せた最初の引揚船が入港後、昭和 25 年 (1950) に、函館・佐世保が受け入れを終了してからは、舞鶴が国内唯一の引揚港となった。昭和 33 年 (1958) 9 月、最後の船である白山丸を受け入れ、その役目を終えるまでの 13 年間で、延べ 346 隻の引揚船を受け入れ、66 万人余りの引揚者と 1 万 6269 柱の遺骨を迎え入れた。

舞鶴西港や東港は、多くの引揚者が、夢にまでみた祖国への第一歩をしるした場所であり、五条海岸は、帰りを待つ妻や子どもたちが入港してきた引揚船を見守る場所であった。舞鶴は引揚者と家族が感激の再会を果たした喜びの場所であるとともに、「岸壁の母・妻」と呼ばれる帰らぬわが子や夫との再会を果たせない女性のはるか北方の空を仰ぎ、肉親の帰りを待ち続けた場所でもあった。平成 6 年 (1994)、忘れてはならない引き揚げの記憶を後世に継ぐため、平引揚棧橋が復元された。

### ○引揚者へのおもてなしの心

引揚者の多くは、家財を失い、抑留生活での重労働や飢えによって、精神的、肉体的に耐えがたい苦痛を味わっていた。そのような人々の心が、少しでも癒えるように、舞鶴市民と行政が一丸となつて、心に灯りがともるように、いたわりの心をもって出迎えた。

舞鶴湾内の蛇島、平引揚棧橋、三条大門角、東舞鶴駅には、帰国歓迎の看板や塔が建てられ、五条棧橋から東舞鶴駅まで続く三条通に国旗を掲げて、引揚者を温かく出迎え、故郷へと続く国鉄沿線上には、労をねぎらう看板を建て、引揚者を見送った。

引揚者が上陸する埠頭や東・西舞鶴駅などでは、空腹に耐えて帰還した人々のために、温かい湯茶、蒸かし芋、炊き出しなどをふるまい、着の身着のまま引き揚げてきた女性には、衣料品を支給した。引揚者の一時収容所では菓子や果物をふるまったほか、入院患者には花束や果物を送り慰問を行った。こうした温かく出迎える市民のおもてなしの心は、辛い経験味わった人々の心に灯りをともすものであった。引揚者からは、深い感謝の意が表わされ、感動で涙する引揚者もいたという。

### ○引き揚げの歴史を後世に伝えるために

引き揚げとシベリア抑留の歴史を後世に語り継ぐため、昭和 45 年 (1970)、岸壁の母の舞台となった引揚棧橋を見下ろす丘陵地に引揚記念公園が整備された。公園内には、異国の地で命を落とした方々への哀悼の意を表し、世界平和を願う碑が建立されている。

「あゝ母なる国」碑は、引揚者有志によって建てられ、引き揚げに携わった人々の愛情に感謝するとともに、帰らぬ同胞の望郷の御霊を慰めるものである。「平和の群像」およびソ連引揚者で組織する朝北会によって建立された「望郷慰霊之碑」には異境に倒れた戦没者への哀悼の気持ちと世界平和の願いが込められている。「異国の丘」の歌碑は、極寒のシベリアの地で遙か祖国に想いを馳せる望郷の心を表現しており、「岸壁の母」の歌碑は、わが子の帰りを信じて待ちわびた母の深い愛情と悲痛な思いを表している。

昭和 63 年 (1988)、引揚記念公園のなかに「舞鶴引揚記念館」が開館した。引き揚げに関わる資料を展示する日本唯一の施設であり、再び繰り返してはならない引き揚げの史実を未来に伝え、「平和の尊さ、平和への祈り」を発信する施設として、その役割を果たしている。収蔵されている資料の一部は、特に希少性が高く、世界的にも重要性をもち、広く世界の人々が共有すべき資料として、平成 27 年 (2015) 10 月 10 日、ユネスコ世界記憶遺産に登録されており、人々に平和の尊さを語り継ぐ場所として、平和への祈りを捧げる場所として今も多くの人々が訪れている。

### ○引揚者を迎え入れた関連文化財群

戦後 70 年以上を経て、戦争を知らない世代の増加とともに引き揚げやシベリア抑留の史実、また、博愛の精神をもって引揚者を迎え入れた本市の歴史を次世代へ継承するとともに、平和に対する意識の高揚を図るさらなる取り組みを進めていくことが重要であるとして、舞鶴市では令和元年 (2019) に「舞鶴引き揚げの日」条例を制定し、舞鶴港に引き揚げ第 1 船「雲仙丸」が入港した 10 月 7 日を「舞鶴引き揚げの日」と定めた。本市の歴史文化は、引き揚げの史実を末永く後世に継承し、平和の尊さを国内外に発信していく役割を担っているのである。

表 3-6 歴史文化遺産の概要（引揚者を迎え入れた関連文化財群）

舞鶴引揚記念館	昭和 20 年(1945) 第 2 次世界大戦後、海外に残された日本人を帰国させるために、引き揚げが開始された。舞鶴港も引揚港のひとつとしてその役割を担い、13 年間、約 66 万人もの引揚者（主に旧満州や朝鮮半島、シベリアからの引揚者・復員兵）を迎え入れた。舞鶴引揚記念館では、引き揚げの歴史を学び、シベリアでの過酷な抑留生活の史実など後世に語り継いでいくため、1000 点を超える貴重な資料を展示している。
引揚記念公園	昭和 44 年（1969）、舞鶴引揚援護局跡地を見下ろす丘陵地に公園が整備された。引揚浅橋を見下ろす展望広場には、戦没者への弔意と世界の恒久平和を訴える「平和の群像」や、当地と深い関わりのある「異国の丘」「岸壁の母」の歌詞を刻んだ歌碑などが建てられている。
平引揚浅橋（復元）	引揚者は、舞鶴湾口に近い大丹生沖の検疫錨地で船上検疫後、引揚船からはしけ（小舟）に乗り換えて平浅橋に上陸し、祖国への第一歩をしるした場所である。平成 6 年（1994）、舞鶴引揚記念館の「屋外資料」として、長さ 15m、幅 4m の平引揚浅橋が復元されている。
引き揚げの記録	舞鶴引揚記念館に収蔵するシベリア抑留と引き揚げ関係資料『舞鶴への生還 1945-1956 シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録』が、平成 27 年（2015）10 月 10 日にユネスコ世界記憶遺産に登録された。
五条浅橋	引揚援護局からの引揚者着船場であった。引き揚げ者の帰郷の際は、この場所で舞鶴市民による湯茶の接待と歓送が行われ、歓迎のための国旗が掲げられた。
三条通	昭和 20 年(1945) 第 2 次世界大戦後、引揚者は舞鶴港に上陸し、故郷へ帰るために東舞鶴駅へとむかった。その道筋であった三条通には、帰国歓迎の看板が建てられ、国旗が掲げられた。
西港（第 2 埠頭）	舞鶴への最初の引揚船雲仙丸は、昭和 20 年（1945）10 月 7 日に西港へ入港した。以降、引揚船は昭和 21 年（1946）7 月までは西港に入港し、同年 12 月末に宇連からの引き揚げが開始されてからは東港へ移った。西港では吉田沖の検疫錨地で船上検疫ののち、第 2 埠頭に接岸・上陸した。



舞鶴引揚記念館



舞鶴引揚記念館（展示室）



平和の群像：引揚記念公園



平和を象徴するカリヨン：引揚記念公園



平引揚棧橋（復元）



棧橋のそばに建てられた歓迎塔



引揚船を迎える舞鶴市民



引き揚げの記憶：白樺日誌・千人針

図 3-13 歴史文化遺産（引揚者を迎え入れた関連文化財群）



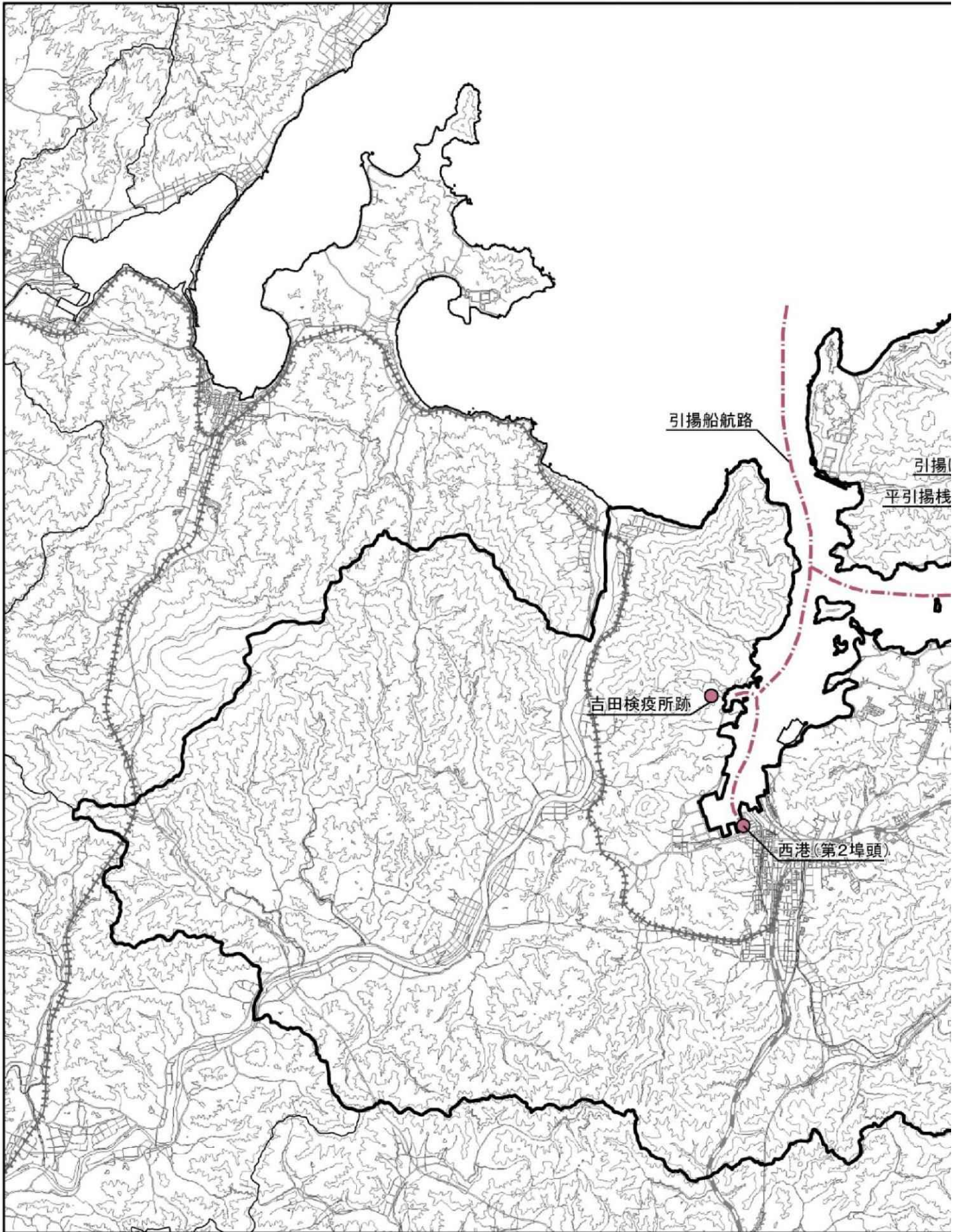
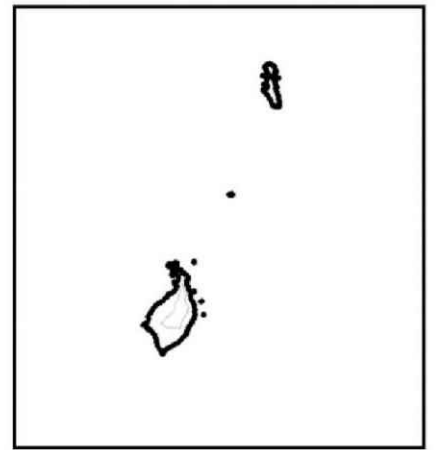
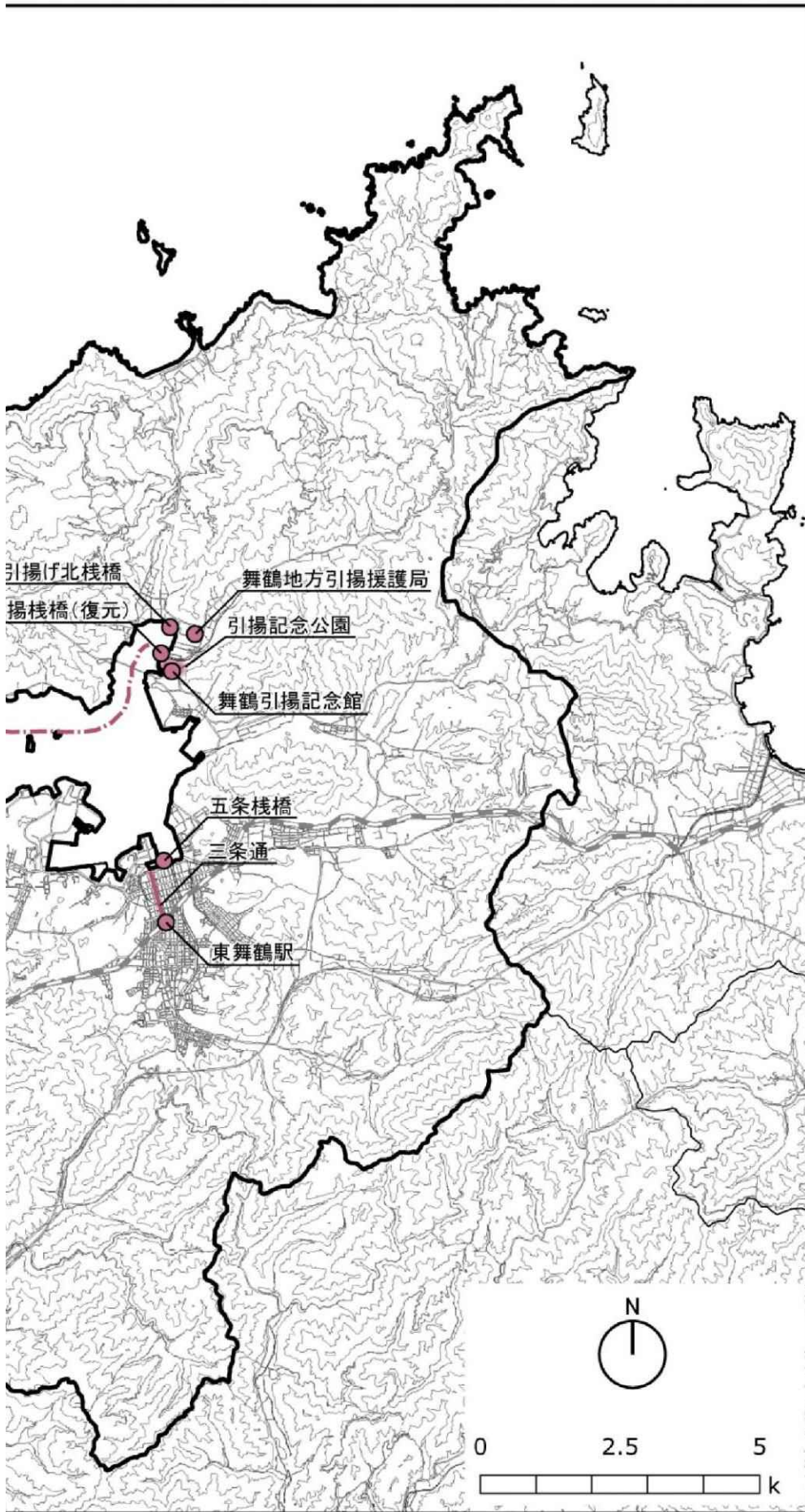


図 3-14 引揚者を迎え入れた歴史文化





## 第4章 歴史文化遺産の把握調査

### 1. 既存の歴史文化遺産調査の概要

#### (1) 地域のたからものアンケート調査

舞鶴市では、歴史文化基本構想策定時の平成28年（2016）に全自治会・区を対象として、「地域のたからもの」アンケート調査を実施した。同調査は、建造物、古文書、城跡、古墳、古道、景観、祭り、伝統行事、石造物、食文化、伝説・昔話など、有形・無形、指定・未指定を問わず、地域で大切にし、残していきたいと考える「たからもの」について把握するもので、191の自治会・区より回答を得た。

「地域のたからもの」アンケート調査では、地域の神社や寺、大日堂・辻堂や阿弥陀堂などの小さな堂や祠とそこで行われる祭礼や講の各種行事、虫送り・どんどこなどの民俗行事、にしめや豆腐味噌、けんちゃん、万願寺甘とうなどの食文化があげられ、市内の各地域で多くの歴史文化遺産が「たからもの」として継承されていることが判明した。

#### (2) 指定等文化財調査

市内では歴史文化基本構想を策定した平成28年（2016）以降も、指定等文化財を中心に歴史文化遺産把握のための調査を進めてきた。以下、一覧を表に示す。

まず、市指定文化財としては、明倫小学校正門ほそかわふじたかや細川藤孝・忠興連署寺領充行状ただおきれんしよじりようあておこないじょうなど10件の市指定に向けた学術調査を大学教員等の研究者の協力を得て実施した。

また、京都府指定文化財として、東山寺本堂・鐘楼・山門、志高遺跡跡出土の広口壺及び貝製品の学術調査を京都府文化財保護課と大学教員等の研究者と実施した。

表4-1 平成28年以降に実施した市指定文化財調査

	区分	名称	実施年
1	建造物	明倫小学校正門（伝・旧明倫館正門）	平成28年
2	古文書	細川藤孝・忠興連署寺領充行状	平成30年
3	古文書	多禰寺文書	平成30年
4	古文書	細川幽齋禁制	平成30年
5	古文書	桂林寺文書	令和元年
6	考古資料	小橋遺跡出土有舌尖頭器	平成29年
7	考古資料	女布遺跡出土有舌尖頭器	平成29年
8	歴史資料	舞鶴幼稚園資料	平成28年
9	歴史資料	國松家大砲関係資料並びに鋳物師関係資料	平成29年
10	有形民俗文化財	朝代神社祭礼平野屋太神楽関係用具	平成28年

表4-2 府指定文化財調査

	区分	名称	実施年
1	建造物	東山寺本堂・鐘楼・山門	平成30年
2	考古資料	広口壺及び貝製品（志高遺跡出土）	平成29年



さらに、京都府独自の制度である京都府暫定登録文化財については、<sup>あまびき</sup>雨引神社本殿他 19 件、<sup>えんりゅうじ</sup>圓隆寺の  
<sup>けんほんちやくしよくしやくさんぞんじゅうろくぜんしんぞう</sup>絹本著色釈迦三尊十六善神像他の美術工芸品調査を 7 件、その他、書跡・典籍、古文書、考古資料、有  
 形民俗文化財、史跡・名勝などについて、合計 42 件の学術調査を実施し、うち 38 件が京都府の暫定登  
 録文化財となった。

このほか、国登録有形文化財の登録に向けて、若の湯や旧舞鶴鎮守府乙号官舎など、5 件の近現代の  
 建造物調査を大学等研究機関や市内在住のヘリテージマネージャーの協力を得て実施した。

表 4-3 平成 28 年以降に実施した京都府暫定登録文化財調査 (1/2)

	区 分	名 称	実施年
1	建造物	雨引神社本殿	平成 30 年
2	建造物	阿良須神社本殿	平成 30 年
3	建造物	伊智布西神社本殿	平成 30 年
4	建造物	猪蔵神社本殿	平成 30 年
5	建造物	倭文神社本殿	平成 30 年
6	建造物	松林寺本堂	平成 30 年
7	建造物	松林寺観音堂	平成 30 年
8	建造物	瑞光寺本堂	平成 30 年
9	建造物	瑞光寺鐘楼	平成 30 年
10	建造物	瑞光寺山門	平成 30 年
11	建造物	西飼神社本殿	平成 30 年
12	建造物	八幡神社本殿	平成 30 年
13	建造物	般若寺本堂	平成 30 年
14	建造物	般若寺鎮守社	平成 30 年
15	建造物	般若寺楼門	平成 30 年
16	建造物	東山寺庫裏	平成 30 年
17	建造物	富留山神社本殿	平成 30 年
18	建造物	本行寺本堂	平成 30 年
19	建造物	本行寺惣門	平成 30 年
20	絵 画	絹本著色釈迦三尊十六善神像	平成 29 年
21	絵 画	絹本著色釈迦三尊十六羅漢像	平成 29 年
22	絵 画	絹本著色薬師三尊十二神将像	平成 29 年
23	絵 画	絹本著色尊勝曼荼羅図	平成 29 年
24	絵 画	絹本著色仏涅槃図	平成 29 年
25	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	平成 29 年
26	彫 刻	木造薬師如来坐像	平成 29 年
27	書跡・典籍	春屋宗園墨跡	平成 30 年
28	書跡・典籍	多禰寺大般若経	平成 30 年
29	書跡・典籍	河辺八幡神社大般若経	平成 30 年
30	古文書	春屋妙葩寄進状及び同状施入状	平成 30 年

表 4-3 平成 28 年以降に実施した京都府暫定登録文化財調査 (2/2)

	区 分	名 称	実施年
31	古文書	徳永重兵衛家文書	平成 30 年
32	古文書	河辺八幡神社棟札	令和 2 年
33	古文書	善福寺所蔵棟札類	令和 2 年
34	考古資料	石斧 アンジャ島遺跡出土	平成 29 年
35	考古資料	製塩土器支脚「笠百私印」刻印浦入遺跡出土	平成 29 年
36	考古資料	須恵器特殊扁壺 大川遺跡出土	平成 29 年
37	有形民俗文化財	朝代神社祭礼絵巻	平成 29 年
38	有形民俗文化財	松尾寺奉納船絵馬	平成 29 年
39	有形民俗文化財	湊十二社奉納和船	平成 29 年
40	史 跡	田辺藩主牧野英成墓所	令和元年
41	名 勝	心種園	平成 30 年
42	名 勝	東山寺庭園	令和元年

表 4-4 平成 28 年以降に実施した国登録文化財調査

	区 分	名 称	実施年
1	建造物	若の湯	平成 29 年
2	建造物	旧舞鶴鎮守府乙号官舎	平成 29 年
3	建造物	J R 小浜線松尾寺駅旧本屋	平成 29 年
4	建造物	茶又旅館 主屋・土蔵・塀及び門	平成 30 年
5	建造物	日の出湯	平成 31 年

### (3) その他の学術調査

その他の学術調査として、まず田畔遺跡第 2 次発掘調査や田辺城跡第 31 次発掘調査などの埋蔵文化財調査を舞鶴市ならびに（公財）京都府埋蔵文化財調査研究センターが主体となって実施した。

また、京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）調査として舞鶴幼稚園資料調査、多門院区有文書調査、井上奥本家文書調査が実施された。

加えて、京都府が国庫補助を得て進める「祭り・行事調査」において、市および府文化財保護指導委員が調査員として、小橋の精霊船行事、旧城下町地区の地蔵盆行事、城屋の山の神、平の村祈禱などの無形民俗調査を実施した。

さらに、無形の民俗文化財については、令和元年（2019）には文化庁の文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を得て、「城屋の揚松明記録作成事業」を実施した他、市独自でも、蒲江の振物・踊り太鼓、田中の三番叟・姫三社・徳若万歳等の祭礼・民俗芸能の映像記録作成を進めた。

表 4-5 平成 28 年以降に実施したその他の学術調査

埋蔵文化財発掘調査		
1	田畔遺跡第 2 次発掘調査	平成 29 年
2	田辺城跡第 31 次発掘調査	平成 30 年
3	女布遺跡第 4 次発掘調査	令和元年
4	松尾寺遺跡発掘調査	令和 2 年
5	東光寺跡発掘調査	平成 28 年
6	菖蒲谷口遺跡発掘調査	令和元年
7	満願寺跡第 1 次発掘調査	令和元年
京都市立大学地域貢献型特別研究 (ACTR) 調査		
1	井上奥本家文書調査	平成 28 年
2	舞鶴市立舞鶴幼稚園資料調査	平成 29 年
3	多門院区有文書調査	平成 29 年
京都市祭り・行事調査 (詳細調査)		
1	雄島参り	令和元年
2	小橋の精霊船行事	令和元年
3	旧城下町地区の地藏盆	令和元年
4	城屋の揚松明	令和元年
5	城屋の山の神	令和元年
6	平の村祈祷	令和 2 年
祭礼・民俗芸能記録作成調査		
1	蒲江の振物・踊り太鼓	平成 28 年
2	松尾寺仏舞	平成 29 年
3	雄島参り	平成 30 年
4	地頭太鼓・大俣太鼓	平成 30 年
5	田中の三番叟・姫三社・徳若万歳	平成 30 年
6	城屋の揚松明	令和元年
7	小倉のお松行事	令和 2 年

#### (4) 調査成果の公開

こうした調査の成果は、『舞鶴の絵地図』等、写真を多用した図録にまとめ刊行しており、市民等が舞鶴の歴史文化を学ぶうえでの基礎資料となっている。その他、各種調査成果として行政・研究者・個人等が発表した刊行物を参考として巻末に示した(資料編「調査成果文献一覧」参照)。

さらに、令和元年(2019)度に文化庁の文化芸術振興費補助金を活用して実施した「城屋の揚松明記録作成事業」では、普及目的に web 版を作成し、YouTube に公開した。今後も祭礼や民俗芸能の記録撮影を継続し、その成果の公開を予定している。

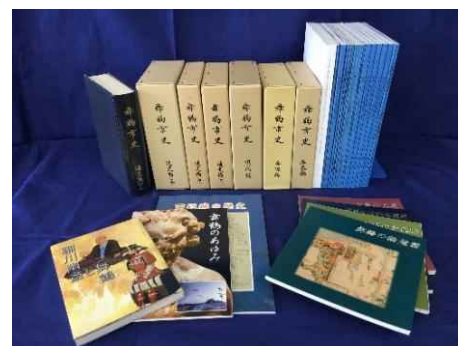


図 4-1 市が発行した刊行物



## 2. 歴史文化遺産調査の課題


### (1) 歴史文化遺産調査の分布と傾向

舞鶴市における歴史文化遺産調査の実施状況は、表 4-6 のとおりである。表 4-6 は、指定等文化財（第 2 章参照）の件数を類型ごとに地区・時代別に整理したものである。文化財の指定等を行う際には詳細調査もしくは一定の把握調査を行っていることから、調査の実施状況を測る指標とした。

表 4-6 から、西地区では城下町の繁栄を示すように近世の建造物・有形民俗文化財が多数伝存し、その調査が進んでいることがわかる。東地区では松尾寺・金剛院が所蔵する古代から中世にかけての絵画や彫刻といった仏教美術が多く残り、調査も進んでいる。大浦地区は、天然記念物の多さに豊かな自然環境が現わされおり、工芸品の優品が地域の寺社に伝えられている。一方で、中地区の指定等文化財の件数が少ない。また、全体的な特徴であるが、書籍典籍と遺跡・名勝地の指定等の件数が少なく調査が進んでいないことがわかる。さらに加佐・大浦地区では、大規模開発等を契機として実施された発掘調査から考古学上の大きな成果が得られ、考古資料の指定等と学術調査が進んでいるなどの地域的・時代的な傾向が読み取れる。

表 4-6 既存の歴史文化遺産調査の実施状況

地区	時代	建造物	美術工芸品						民俗		記念物			環境保全地区	地区計	
			絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	有形の民俗	無形の民俗	遺跡	名勝地			動物・植物
加佐地区	先史								3							
	古代			1					1							
	中世	2									4					
	近世	14									3		1			
	近現代	4									1					
西地区	先史								1							
	古代			8					1							
	中世		7	4	2		1	1			5			2		
	近世	15	1				3		7	11		2	2			
	近現代	8							1	1						
中地区	先史															
	古代															
	中世		1	1				1								
	近世	1			1	1										
	近現代															
東地区	先史															
	古代		1	7												
	中世	3	8	10	6	1	8				3	2	4	3		
	近世	10	2				2		1	1						
	近現代	5														
大浦地区	先史							3								
	古代			3		2		1								
	中世	1	3	3	5	1		1			5			7		
	近世	1			1		2			2						
	近現代								1	1						
合計		64	23	37	15	4	18	11	11	20	17	2	5	13	3	243

 …調査が進んでいる分野


 …比較的調査が進んでいる分野

表 4-7 必要な歴史文化遺産把握調査の概況

地区	建造物	美術工芸品							民俗		記念物				文化的景観 伝統的建造物群	その他
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	有形の民俗	無形の民俗	遺跡	名勝地	動物・植物	地質・鉱物		
加佐地区	△	△	△	★	★	★	△	★	★	★	△	★	○	★	★	
西地区	△	○	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	★	
中地区	△	△	△	★	★	★	△	★	△	★	△	★	★	★	★	
東地区	△	○	○	○	★	★	△	△	△	★	△	★	○	★	★	
大浦地区	△	△	○	○	△	★	○	★	○	△	△	△	○	△	★	
指定候補件数 (令和3年3月現在)	21	8	25	7	6	4	5	1	6	6	24	5	14	2	147	

○…把握できており順次詳細調査を実施中（確認調査は継続して実施する必要あり）

△…一定把握できているが追加の把握調査が必要    ★…新規把握調査が必要

## （２）歴史文化遺産調査の課題

表 4-7 は、第 2 章の表 2-3 に示した未指定の歴史文化遺産について、文化財の類型ごと、地区別に整理し、把握調査の概況を示したものである。表 4-7 から舞鶴市における歴史文化遺産の把握調査の課題および今後必要な調査を整理すると以下のとおりである。

### ア. 建造物

市内の建造物の把握調査は一定完了している。特に東地区を中心に近代化遺産の文化財指定等が比較的進んでいるが、一方で未指定の舞鶴鎮守府ゆかりの建造物も多数残っている。これらの歴史文化遺産は、研究者や個人・団体による分布調査の成果はあるが、その残存数と比較すると把握調査は十分とはいえない。また戦後 75 年以上を経過し、消滅の危険もある。特に旧舞鶴要塞施設の遺構については全くの未指定である。今後、保存のためにもこれらの舞鶴鎮守府関連の歴史文化遺産の分布調査および詳細調査の実施が課題である。

### イ. 美術工芸品

美術工芸品のうち、古文書および書跡・典籍、歴史資料の分野については『舞鶴市史』編纂の過程で一定の把握が行われて以降、把握調査が実施されておらず、市域全域で市史編纂以降の確認調査と新規の把握調査の必要がある。

### ウ. 民俗文化財

民俗文化財のうち、無形の民俗文化財について、近年の人口減少と少子高齢化により、祭礼や民俗行事の変容・消滅が進行しており、特に「えんとんびき」や「山の神」「きつね狩り」等、子どもが担う民俗の変容が著しい<sup>注1</sup>。今後、すでに文献等で把握している無形の民俗文化財の存続状態や形態変容に係る確認調査および新規の分布調査を進める必要がある。

### エ. 記念物

舞鶴市では指定等を受ける遺跡が少ないという課題がある<sup>注2</sup>。市内の埋蔵文化財分布調査は終了しており、遺跡について一定の把握は進んでいる。そのため、遺跡破壊の危険性は低いといえるが、埋蔵文

注1 第 2 章「未指定の歴史文化遺産の概要と特徴」(3) 民俗文化財 (40 頁) 参照。

注2 第 2 章「未指定の歴史文化遺産の概要と特徴」(4) 記念物 (40 頁) 参照。

化財はその性格上、開発行為を契機として文化財保護法に基づく発掘調査を実施することが多く、市内でもその傾向が強い。

引き続き、開発行為にともない文化財保護上必要な発掘調査を実施するとともに、今後は、開発行為にともなう発掘調査のみでなく、学術上価値の高い遺跡や地域の歴史にとって重要な遺跡については、史跡整備を見据えた学術調査も進めていく必要がある。

#### オ. 文化的景観・伝統的建造物群

吉原地区よしはらや成生地区なりゆう等、舞鶴市の歴史文化の特徴をなす海との関わりが深い漁業集落のほか、城下町に残る町並みなど市内には生業・生活が一体となった文化的景観が分布しており、これらの把握調査と学術調査の継続的な実施が必要である。

#### カ. その他

未指定の歴史文化遺産、特に文化財の種類に当てはまらない「その他」の分野に含まれる歴史文化遺産の把握調査が全地区にわたって十分ではないことが課題である。

歴史文化基本構想策定時に実施した「地域のたからもの」アンケート調査では、講や株の行事、「辻堂」などと呼ばれる堂や祠、道標等の石造物、祭囃子や太鼓、伝説・昔話など文化財の種類に当てはまらない歴史文化遺産が現在も地域で大切に保存・継承されていることが把握された。しかし、こうした歴史文化遺産は担い手の減少により、消滅の危機にあり、これらを次世代に向けて保存・継承していくためにも記録調査を進める必要がある。

また、上記の「地域のたからもの」アンケート調査成果の分析が進んでいないことも課題である。得られた成果を分析し、今後の歴史文化遺産の保存・活用に向けて施策展開に活用していく必要がある。



## 第5章 歴史文化遺産の保存・活用に関する基本理念・方針と措置

### 1. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

ここでは、舞鶴市の歴史文化を活かしたまちづくりに係る現状の課題を、「探る・学ぶ取り組みに係る課題」、「活用に係る課題」、「保存・防災に係る課題」、「保存・活用する仕組みづくりに係る課題」、「関連文化財群のテーマごとの課題」の5つの視点から課題の解決に向けた必要な視点を整理する。

#### (1) 歴史文化遺産を探る・学ぶ取り組みに係る課題

##### ア. 「探る」取り組みについて

###### ○歴史文化遺産の学術調査が不十分

指定等文化財の学術調査や未指定の歴史文化遺産を総合的に把握するための調査が十分でない。

###### ○史跡の指定・公開整備が進んでいない

史跡の指定件数が少なく、公開に向けた整備が進んでいない。

###### ○市民を巻き込んだ歴史文化遺産を把握する体制が不十分

子どもたちを含め、市民を巻き込んだ歴史文化遺産を把握する体制の構築が十分でない。

##### イ. 「学ぶ」取り組みについて

###### ○歴史文化遺産の価値が周知されていない

過疎化・少子高齢化とともに若年層を中心にふるさとの歴史文化に対する関心の希薄化が、担い手減少や歴史文化遺産消滅の一因となっており、市民への歴史文化遺産の価値の周知・共有が必要。

###### ○ふるさと学習の拡充

歴史文化遺産の将来の担い手となる小中学生が自ら「地域のたからもの」を発見する取り組みである「ふるさと学習」や学校給食を通じた歴史・文化・農林水産業についての理解を深める食育を継続的に進めるとともに、高校生等、若者層への「ふるさと学習」を拡充する必要がある。

###### ○学ぶ機会と場の提供

同一や類似の「地域のたからもの」を有する地区の連携による活動を推進すること、市民・行政・関係機関の連携、子どもたちによる地域発見の取り組みも含め、幅広い活動支援の拡充により、歴史文化遺産を学ぶ機会や場の創出が必要である。

#### (2) 歴史文化遺産の活用に係る課題

##### ア. 歴史文化遺産の魅力発信への活用について

###### ○日本遺産・世界記憶遺産等のさらなる活用

赤れんが倉庫群など市を代表する歴史文化遺産を観光振興等の魅力発信に活用しているが、日本遺産・世界記憶遺産・20世紀遺産のブランド力のさらなる活用の余地がある。一例として、令和2年(2020)日本遺産の構成文化財に追加認定された舞鶴鎮守府島嶼施設(蛇島ガソリン庫<sup>じゃじま</sup>)は、遺構の劣化のみならず、渡航手段の整備等、今後の公開・活用のための方策の検討が必要である。

###### ○歴史的建造物の活用

若の湯や旧舞鶴鎮守府乙号官舎など現役で使用している歴史的建造物が舞鶴の特徴であり、これらの保存とともに活用の拡充が必要である。

###### ○地域による魅力発見・発信に係る取り組みの継続

総合学習の時間に小学生が地域住民とともに校区の課題を発見し、「藤ノ森」の保存と活用を考え

た中舞鶴小学校の取り組みなど、地域や子どもたちによる歴史文化遺産の魅力の発見・発信に係る取り組みは、これまでも活発に進められてきた。しかし、活動の継続が課題であり、市民・団体と専門家、行政が連携し、こうした活動の支援が必要である。

#### ○周遊・アクセス手段の確保

歴史文化遺産は市内に点在しており、これらの周遊・アクセス手段の確保が課題となっている。

#### ○歴史的・文化的・自然的な地元の資源の魅力発信

森林荒廃や遊休農地化が進んでおり農林水産業や伝統産業が魅力発信に十分に活用されていない。

### イ. 歴史文化遺産の情報発信について

#### ○市民との歴史文化遺産の価値・魅力の共有

本市の歴史文化遺産の魅力や価値が市民に共有されていない。

#### ○多言語表記による案内板・観光マップ等の整備

多言語表記による案内板の整備や観光マップの作成・更新が必要である。

#### ○先端技術を活用した多様な情報発信ツールの活用

観光客を呼び込むツールやプロモーションに関して、近年、先端技術を利用した多様な情報発信ツールの活用が進んでいるが、これらを活用が十分でない。

#### ○歴史文化遺産の情報検索サイトの確立

舞鶴を訪れたい人がアクセス可能な歴史文化遺産の情報検索サイトが十分に確立していない。

#### ○博物館施設の連携

市内の歴史文化遺産にふれることができる博物館施設としては、郷土資料館・田辺城資料館・引揚記念館・赤れんが博物館があるが、それらの施設間連携や情報発信が十分でない。施設連携による舞鶴市の多様な歴史文化遺産そのものを見て・聞いて・学ぶ機会と場の充実が必要である。

### (3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る課題

#### ○指定等文化財の適切な保存

指定等文化財のなかには美術工芸品など脆弱なものも含まれ、その適切な保存が引き続き必要である。また、指定等文化財の保存のための保存活用計画の作成が進んでいないことも課題である。

#### ○指定等の継続

歴史文化遺産の保存に向け、文化財保護法令に基づく文化財指定等の取り組みの拡充が引き続き必要である。

#### ○保存のための財政支援

財政的負担から保存のための取り組みが進んでいない歴史文化遺産もみられる。所有者の負担軽減と持続可能な歴史文化遺産保存のため支援策の検討等が必要である。

#### ○市所蔵資料の収蔵施設の確保

近年増大する市所有の歴史文化遺産の保管場所の確保が必要である。

#### ○歴史文化遺産と周辺環境の総合的整備

舞鶴らしい歴史文化遺産について、その周辺環境や景観の総合的な整備が必要である。

#### ○歴史文化遺産のデータベース化

歴史文化遺産の総合的なデータ把握とデータベースの構築が不十分。

#### ○歴史文化遺産の防災・防犯対策

自然災害や盗難等の被害に対応した、歴史文化遺産の防災・防犯体制は十分に確立していない。

#### (4) 歴史文化を保存・活用する仕組みづくりに係る課題

##### ア. 歴史文化遺産保存・活用に向けた体制の充実について

###### ○専門的な人材の確保

舞鶴市では、専門的な人材と市民・専門家との協働により、赤れんが倉庫群の価値の発見・再認識が進められてきたが、今後、発見・研究・活用・保存のサイクルを市全域に浸透させるためには、歴史文化遺産に関する専門的な人材の確保が必要である。

###### ○市民活動の支援

市民による歴史文化遺産の保存やまちづくりへの活用に向けた取り組みが活性化するように、市民活動等の支援体制の拡充が必要である。

###### ○地域による見守りの継続

防災・防犯の視点から、地域による歴史文化遺産の見守り活動の継続的な取り組みが必要である。

###### ○保存のための新たな制度や仕組みの検討

指定等文化財に準ずる価値ある歴史文化遺産の保存のための取り組みとして新たな制度や仕組みづくりの検討が必要である。

##### イ. 多様な主体との連携について

###### ○多様な市民との協働

海上自衛隊員・海上保安官とその家族、海上保安学校の学生等、市外から転入し一時的に在勤・在学し、再び市外に転出する人々は舞鶴の歴史文化を学んだうえで全国に広がり、その魅力を発信する主体となり得るが、これら多様な市民との協働による情報発信などの事業展開が十分でない。

###### ○市役所内の連携の推進

景観・まちづくり・観光・農林水産等の関連分野を所掌する部署との庁内連携が必要である。

###### ○広域連携の推進

周辺市町や日本遺産推進協議会との連携、姉妹都市を含めた海外交流、まちづくり団体や大学等研究機関との連携の推進が必要である。

#### (5) 関連文化財群のテーマごとの課題

##### ア. 多様な自然に育まれた歴史文化の課題

###### ○自然環境・周辺環境の保全

豊かな自然環境および歴史文化遺産の周辺環境の保全が継続して必要である。

###### ○自然環境の保全に関わる市民・団体の高齢化

冠島や青葉山等、豊かな自然環境は舞鶴の持続可能な地域基盤といえるが、これらの自然環境の保全に取り組む市民や団体の高齢化と後継者不足による活動の停滞が懸念される。

##### イ. 人と海との関わりが息づく歴史文化の課題

###### ○祭礼芸能の記録化

海との関わりが息づく歴史文化遺産のうち、雄島まいり・精霊船行事・吉原の万灯籠等の祭礼や伝統行事は順次、文化財等の指定により保存策が進められているが、保存・継承のための記録化ならびに地域での担い手育成や学校教材への活用などの措置が必要である。

###### ○漁業集落の景観保全

吉原や成生などの漁業集落の景観保存のための取り組みが進捗していない。また、地域のなかで保



存・継承されてきた漁業など生業に関わる技術や衣食住・年中行事等の記録保存と魅力発信が十分でない。

#### ウ. 山と里の信仰と交流が培った歴史文化の課題

##### ○特徴的な民俗行事や民俗慣行の把握調査

山や里の集落で継承されてきた様々な民俗行事や民俗慣行の把握調査が進んでいない。

#### エ. 田辺城下町と里によって形づくられた歴史文化の課題

##### ○田辺城趾とその周辺の魅力発信

田辺城を核とした城下町らしい魅力発信のため、資料館の展示拡充、「歴史のみち」や休憩所等田辺城趾とその周辺の総合的な整備が必要である。

##### ○失われた伝統文化

城下町文化の興隆を示す芸屋台での子供歌舞伎など失われた文化芸術がみられる。

##### ○活用のための環境整備

田辺城趾とその周辺では、城下町ゆかりの町割りや町並み、糸井文庫の浮世絵や歴史資料等が継承されているが、それらの歴史文化遺産活用の推進のための利便性確保、施設整備などが課題である。

##### ○道標等の確認調査

田辺城下と各地を結ぶ主要街道や脇街道の道標についての調査成果はあるものの、その後の現状確認調査が進んでいない。

#### オ. 舞鶴鎮守府開庁により築かれた歴史文化の課題

##### ○赤れんが博物館の展示の拡充

赤れんが博物館では開館以来、小規模な展示改修以外行っておらず、施設の老朽化への対応とともに、新たな研究成果を含めた大規模な展示のリニューアルと拡充が必要である。

##### ○舞鶴鎮守府関連の歴史文化遺産の総合調査と整備および周遊ルート開発

明治・大正期に建設された赤れんが倉庫施設は赤れんがパークとして整備され、多くの観光客が訪れている。一方で舞鶴鎮守府関連の歴史文化遺産の総合調査は十分でなく、舞鶴の近代化を支えてきた近代化遺産のなかには、耐震補強など十分な保存や活用が進んでいないものもみられる。また、これらの歴史文化遺産を巡る周遊ルートの開発なども進んでいない。

#### カ. 引揚者を迎え入れた歴史文化の課題

##### ○近現代資料の保存

世界記憶遺産の引揚記念館収蔵資料に代表される近現代史料は、戦中・戦後の紙を使用しており、保存のための措置を施さなければ劣化が進行し、消滅してしまう危険性が高い。

##### ○次世代による継承の継続

子どもたちが引き揚げの史実を学び、語り部となって発信する「次世代による継承」および引き揚げの歴史を体感する「舞鶴引き揚げの日」給食を継続して実施する必要がある。

##### ○情報発信の継続

引揚記念館では入館者数が平成24年から平成27年にかけて約2倍に増加するなど、世界記憶遺産登録の効果が表れているが、一層の情報発信の強化が必要である。また、引き揚げの記憶を全国に発信するため、引き続き平和学習に関する教育旅行の誘致を進めていく必要がある。

##### ○収蔵資料の保存とデジタルアーカイブズ構築

引揚記念館収蔵資料の保存と引揚体験者の口述資料の記録保存とアーカイブズ構築、既存資料の整理が必要である。

## 2. 歴史文化遺産保存・活用の基本理念と基本方針

### (1) 基本理念

重要文化財であり日本遺産の構成文化財でもある赤れんが倉庫群は、かつてはその魅力が十分に把握されておらず、保存することが難しいと考えられてきた。しかし、市民と研究者等との協働によってその価値が見出され、光を当てることによって赤れんがの良さを確認し、活用を考える市民組織の発足と外部への発信・啓発、赤れんが建造物のまちづくりへの活用、さらには保存・活用という一連の活動を通じて、赤れんがに対する市民の愛着が醸成され、まちの賑わいを創出してきた。

歴史文化遺産の保存・活用に向けた「赤れんがモデル」とも称すべき舞鶴市のこうした取り組みは、文化庁長官表彰、日本イコモス賞の受賞など高い評価を受けており、文化財活用の成功事例として、舞鶴市民をはじめ全国にも広く浸透している。

本計画では、歴史文化遺産を活用したまちづくりを進めるうえでの課題を踏まえ、舞鶴のまちづくりの軌跡である「赤れんがモデル」を舞鶴市全域に波及させ、市民・団体、専門家、行政など様々な主体が協働して、単体の歴史文化遺産ではなく、多様な歴史文化遺産を群として保存・活用を進めるまちづくりを「舞鶴モデル」として深化させることを基本理念とする。

**<歴史文化遺産保存・活用の基本理念>**  
**歴史文化の魅力を探り、学び、活かし、引き継ぐ**  
**～歴史文化の保存・活用に係る「舞鶴モデル」の深化～**

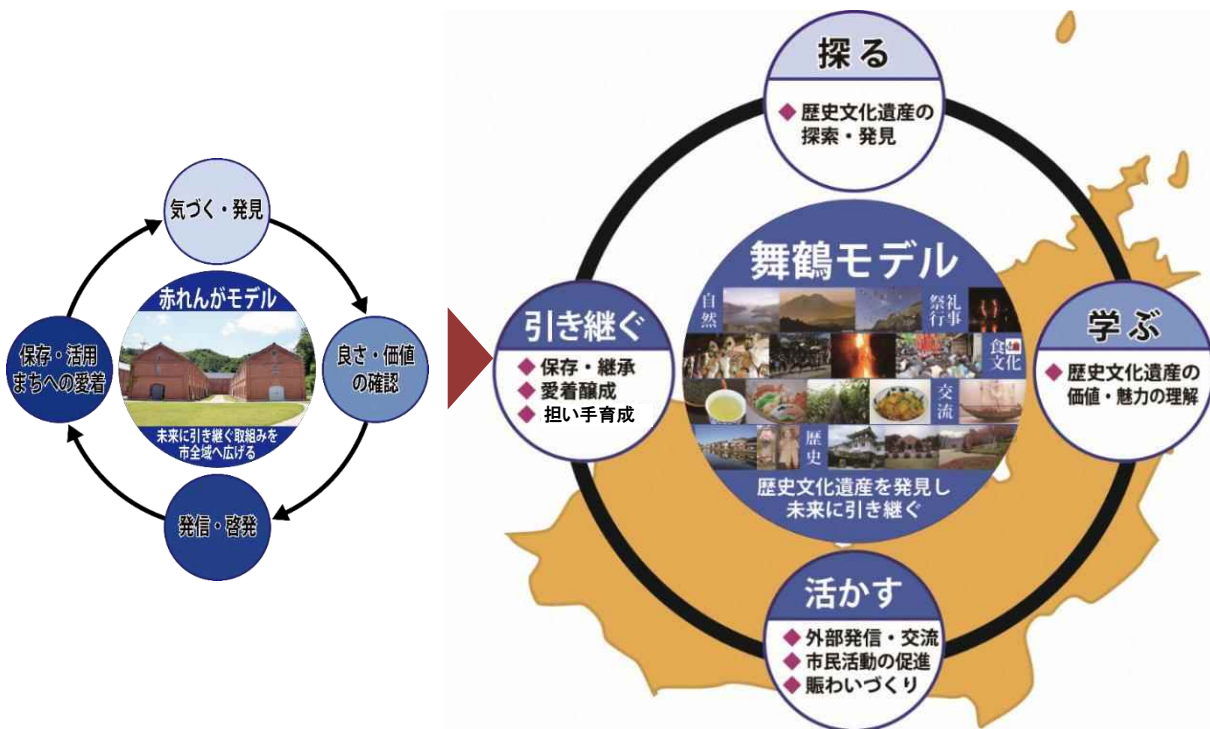


図 5-1 舞鶴市の歴史文化を活かしたまちづくりの基本理念

## (2) 基本方針

舞鶴市の歴史文化遺産を活かしたまちづくりを着実に進めていくために、次に示す5つの基本方針を設定する。

- ① 基本方針1：歴史文化の魅力を探る・学ぶ
- ② 基本方針2：歴史文化の魅力を活かす・発信する
- ③ 基本方針3：歴史文化の魅力を引き継ぐ
- ④ 基本方針4：歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みをつくりだす
- ⑤ 基本方針5：歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用を進める

### ①基本方針1：歴史文化の魅力を探る・学ぶ

#### 方針1-1. 歴史文化の魅力を探る

##### ○指定等文化財の継続的な学術調査の推進

舞鶴市の国・府・市の指定等文化財は、適切な保護と管理ならびに活用が進められているが、今後も舞鶴市の歴史文化を語るうえで必要となる指定等文化財の継続的な学術調査を進め、その価値の顕在化を進める。

##### ○未指定の歴史文化遺産の把握調査の実施

大学等研究機関の支援や市民・団体の協力のもと、指定等を受けていない近代以降の建造物や祭礼・伝統行事のほか、文化財の類型に当てはまらない歴史文化遺産についての把握調査を進める。

##### ○遺跡の調査の継続と史跡整備

遺跡の発掘調査等の学術調査を継続して進めるとともに白杉古墳や旧舞鶴要塞施設等、舞鶴を特徴づける遺跡の史跡指定および公開のための整備を検討する。

##### ○市民を巻き込んだ歴史文化遺産把握体制の構築

道標等の地域に身近な歴史文化遺産について、学校教育の場をはじめ、市民とともに掘り起こしに向けた取り組みを進める。

#### 方針1-2. 歴史文化の魅力を学ぶ

##### ○歴史文化遺産の価値の周知と担い手の育成

まちづくり出前講座や様々なツールを活用した情報発信を通じ、子どもたちに舞鶴の歴史文化遺産の価値を周知することで、ふるさとの歴史文化遺産に興味をもち、誇りと愛着を醸成し、住み続けたいと感じることができる機会を提供することで新たな担い手を育成する。

##### ○学校教育や生涯学習におけるふるさと学習の充実

舞鶴市がこれまで進めてきた学校教育や生涯学習におけるふるさと学習や学校給食を通じた歴史や文化、農林水産業についての理解を深める食育を一層充実させるとともに、義務教育を終えた高校生等、若年層へ向けてふるさと学習を拡充する。

##### ○まち歩き、講演会、市民講座などの地元学事業の継続的实施

専門家や行政、市民や団体が協働して新たな歴史文化遺産を発見し、その価値を再認識できるよう、まち歩き、講演会、市民講座などの地元学事業を継続的に実施し、歴史文化遺産の担い手育成につなげるとともに、生涯にわたって市民の歴史文化遺産を学ぶ場と機会を充実する。



## ②基本方針2：歴史文化の魅力を活かす・発信する

### 方針2-1. 歴史文化の魅力を活かす

#### ○歴史文化遺産を活用した観光振興

世界記憶遺産・日本遺産・日本の20世紀遺産等の登録・認定は、世界に舞鶴市の歴史文化を発信する絶好の機会となっている。これらの登録・認定の効果を活用し、世界記憶遺産や日本遺産の構成文化財以外の特徴的な歴史文化遺産を活用した観光振興を一層進める。

#### ○舞鶴らしい歴史的建造物の活用

舞鶴には、多くの歴史的建造物があるが、若の湯や旧舞鶴鎮守府乙号官舎など現役で使用されている建造物も多く、舞鶴らしい歴史的建造物の活用の推進ならびにこうした建造物の活用を通じて、市内に多く残る町屋や古民家等その他の歴史的建造物の保存を図る。

#### ○歴史文化を活用する市民活動の支援と活動推進

生涯学習の拡充などにより、地域公共人材の育成や、子どもたちと親世代、祖父母世代との世代間で舞鶴市の歴史文化を共有する取り組みを進める他、歴史文化を活用する市民活動への行政支援を推進する。

#### ○周遊ルートの開発・アクセス手法の検討

舞鶴市は東地区と西地区という2つの特徴的なまちが広がり、それぞれの地域では魅力的な歴史文化遺産が点在している。関連文化財群のストーリーなどを参考として市民や来訪者が歴史文化遺産を巡ることができるよう、周遊ルートの開発や歴史文化遺産へのアクセス手段確保の検討を進める。

#### ○地域素材を活かした特産品づくりなどの企画開発と6次産業化

舞鶴市は、内外からの来訪者を迎えるおもてなしの充実した都市であるといえる。こうした都市特性を活用し、海軍カレーやスイーツ等海軍ゆかりの食文化、とり貝や岩ガキなどの海産物、銘柄ブランド化された万願寺甘とう・佐波賀だいこん・舞鶴茶など農産物など地域素材を活かした農林水産業の6次産業化を目指し、見る・味わう・聴く・触れる・香りを楽しむという五感を使い、歴史文化遺産を活かした企画開発を進める。

### 方針2-2. 歴史文化の魅力を情報発信する

#### ○歴史文化ストーリーの発信（基本方針5で詳述）

舞鶴市の歴史文化遺産に関連するテーマを群としてとらえ、それらの群を歴史文化のストーリーとして構築したうえで、市民、来訪者がそれらの歴史文化遺産を回遊できるように、必要な情報を発信する。特に、漁業集落、西地区の城下町、祭礼芸能・伝統行事の公開・保存・継承については、重点的にストーリーに基づく保存・活用の取り組みを進める。

#### ○案内板の整備等を通じた国内外からの観光客への対応の充実

多言語表記による案内板の整備や案内マップを継続して作成・更新するとともに、また市民と協働して、地域の歴史文化遺産の説明板の整備を進める。

#### ○祭礼芸能・伝統行事の記録作成

魅力的な祭礼・伝統行事などの歴史文化遺産の記録保存を進め、子どもたちの教材とするとともに広くその魅力を発信する。

#### ○舞鶴の歴史文化遺産周知・認識・発信の多様なツール・プロモーションの拡充

舞鶴市の歴史文化の情報や学術調査結果などは、これまでもわかりやすい冊子として刊行されている。こうした成果をもとに、歴史文化遺産とその周辺環境が一体となった魅力をホームページや新たな冊子の刊行、ICT や VR・AR などの先端技術の活用や、SNS による魅力的な情報発信、web 等で祭礼動画を発信するなど多様なツールの拡充を進めるとともに、フィルムコミッションの継続的取り組みによって歴史文化の魅力を活かした観光振興の取り組みを進める。

#### ○歴史文化遺産の情報検索サイトの構築

総合的な歴史文化遺産データのふるさと学習教材としての活用を目指して、誰もが情報を検索し、共有できるような仕組みをつくりだす。

#### ○資料館等の連携による情報発信の強化

舞鶴市の文化財展示公開施設としては、郷土資料館や田辺城資料館、引揚記念館、赤れんが博物館、赤れんがパークなど特徴のある施設が整備されており、各施設の持ち味を活かした舞鶴の歴史文化の魅力を広げるために施設の相互連携を強化する。また、これらの資料館などを市民が気軽に利用でき、舞鶴市の歴史文化遺産を探り、学ぶ機会と場を充実させるため、各施設の展示内容や収蔵品などに関する情報発信の強化、音声ガイド・AI 等を活用したわかりやすい展示解説・館内案内手法の開発を進める。

### ③基本方針 3：歴史文化の魅力を引き継ぐ

#### ○指定等文化財の確実な保存

美術工芸品などに代表される繊細な指定等文化財については、今後の保存状況や公開についての課題などについて丁寧に検討したうえで確実な保存手法をとり、未来に引き継ぐ。

#### ○文化財保存事業の適切かつ計画的な実施

舞鶴市はこれまでに多くの歴史文化遺産を指定文化財として保存・活用を進めてきた。これらの文化財は、継続的に管理を進めていくことによってその価値を発揮するものである。このため、指定等文化財に係る保存活用計画の作成、文化財の修理、必要な設備更新など、指定等文化財の保存事業の適切かつ計画的な実施を進める。

#### ○文化財の新たな指定等の推進

市内には未指定の歴史文化遺産が多数所在することが確認されている。このため、学術調査によってその価値が明らかとなった歴史文化遺産については、新たな指定等を進め、その価値を次世代に継承していく。

#### ○保存のための各種支援の継続

所有者の負担軽減と持続可能な歴史文化遺産保存のため、財政支援を含めた各種支援を継続する。また、保存・活用のための新たな財源確保の仕組みづくりを検討する。

#### ○歴史文化遺産収蔵施設の集約化と拡充

歴史文化遺産の収蔵施設の拡充を図るとともに、分散する収蔵施設の集約化を検討する。

#### ○歴史文化遺産と周辺環境の総合的整備

田辺城趾や赤れんが倉庫群など舞鶴を代表する歴史文化遺産とその周辺環境や景観を総合的に整備し、歴史文化の魅力を次代に引き継ぐ。

#### ○歴史文化遺産のデータベース化

指定・未指定を問わず、総合的な歴史文化遺産データの把握とデータベースの構築に努め、災害等にも素早く対応できるようにする。

## ○防災・防犯設備の整備推進

自然災害や火災・盗難などで全国的に貴重な文化財がき損・滅失してしまう事態が相次いでいる。文化財を災害や人災から守るため、京都府と連携した防災体制の確立、必要な緩衝帯の整備、適切な機器の配備および文化財所有者や地域住民が連携した防犯体制の強化を推進する。

## ○大規模災害に備えた体制の構築

平成16年（2004）台風23号災害の水損史料救済の経験をふまえ、被災時の文化財レスキューのため、行政と大学や歴史資料保存ネットワーク等との情報共有、連携・協力体制を構築する。

# ④基本方針4：歴史文化の魅力を保存・活用するための仕組みをつくりだす

## 方針4-1. 歴史文化を保存・活用する体制を構築する

### ○専門的な人材の確保

舞鶴市の多様で豊かな歴史文化遺産を保存・活用するとともに舞鶴市文化財保存活用地域計画に示した取り組みを確実に進めていくため、文化財所管部署や資料館等に専門的な人材である学芸員や技術者の配置を進める。

### ○歴史文化を活かしたまちづくり活動に対する支援

市内には、歴史文化を活かした様々な地域活動や市民活動が展開されている。これらの活動が継続的に進められるとともに、新たな活動を誘発することを目的として、活動の顕彰や支援を推進する。

### ○地域による身近な歴史文化遺産の見守りの維持

地域の寺社・石造物等、身近な歴史文化遺産に対する市民による見守りを継続的に維持する。

### ○歴史文化遺産保護のための制度や仕組みづくりの検討

舞鶴市の貴重な歴史文化遺産を守り、引き継ぐためには、文化財指定などの制度を活用するほか、「舞鶴市市民遺産（仮称）」制度の創設による市民遺産の選定など、歴史文化遺産の保護継承のための新たな仕組みづくりを検討する。

## 方針4-2. 多様な主体との連携により広がりある事業を展開する

### ○多様な市民との連携事業の展開

舞鶴に住み、学び、働く、多様な市民との連携事業を積極的に展開し、歴史文化遺産の魅力を探り・学び・発信する。

### ○関係各課との連携事業の実施

まちづくり・景観・教育・生涯学習・防災・産業に係る関係各課との連携により、歴史文化遺産の保存・活用につながる事業を継続的に進めていく。

### ○国際交流の推進

姉妹都市をはじめ、海に開かれた舞鶴の都市特性を活かして、国際交流の取り組みや情報発信を拡充する。

### ○多様な主体との連携の促進

日本遺産関係自治体や海の京都関係自治体、NPOや文化財保存団体、大学など専門的知識を有する人材と連携を促進し、歴史文化遺産の保存・活用に取り組む。



## ⑤基本方針5：歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用を進める

歴史文化遺産の魅力の保存・活用を推進するため、基本方針の①から④の取り組みと関連させつつ、関連文化財群の歴史文化ストーリーの発信を進めるほか、テーマ別の各関連文化財群の保存・活用を重点的に進め、歴史文化遺産を活用したまちづくりのモデルである「舞鶴モデル」の深化につなげる。

### ア. 関連文化財群「多様な自然に育まれた歴史文化」の保存・活用

#### ○自然環境保全活動団体等への支援

冠島に代表される舞鶴の豊かな自然環境は、全国的にみても貴重である。これらの自然環境の保全に取り組む団体に対し、活動の継続と、より多くの市民が自然環境保全活動に参加できるよう庁内各部局と連携して支援する。

### イ. 関連文化財群「人と海との関わりが息づく歴史文化」の保存・活用

#### ○体験学習等を通じた国内外からの観光客への対応の充実

国内外からの来訪者は単なる名所旧跡の見学のみならず、その地域ならではの様々な体験を求めている。このため、舞鶴市の歴史文化の特徴である「海」に関わる歴史文化の体験学習を進め、おもてなしの充実を図る。

#### ○漁業集落の景観の保存と活用

海と深く関わってきた吉原や成生などの漁業集落の景観をその生業とともに保存・継承するため、文化的景観調査を進めるとともに調査に基づき、体験観光やまち歩き等での活用を進める。

#### ○海と関わる遺跡などの歴史文化遺産と周辺景観と一体となった活用方策の検討

古代から海と関わってきた舞鶴の歴史を示す遺跡などと周辺の山や海が一体となって活用できるよう、海沿いの散策路の整備などの活用方策を検討する。

### ウ. 関連文化財群「山と里の信仰と交流が培った歴史文化」の保存・活用

#### ○民俗調査

里の信仰の拠点である氏神祭礼や山の神・きつね狩りなどの年中行事、「辻堂」や「阿弥陀堂」を介した住民結合・民俗行事などの分布調査を進め、「山と里の信仰と交流が培った歴史文化」の保存・継承を図る。また、講や地藏盆などの民俗調査とを大学等の研究機関や市民と協働して進め、成果については報告書のみならず、webでの公開・配信等を活用し、広くその魅力発信に努める。

### エ. 関連文化財群「田辺城下町と里によって形づくられた歴史文化」の保存・活用

#### ○田辺城周辺の魅力発信

城下町周辺の魅力発信のため、「歴史のみち」整備をはじめ、糸井文庫の活用方法の検討や田辺城趾の総合的な整備を進め、舞鶴らしい城下町の景観を活かした歴史文化観光に活用する。

#### ○街道沿いの道標等の把握調査

街道沿いに残る道標や板碑・地藏など身近な生活の場にある石造物の把握調査を市民協働で進める。

#### ○伝統文化の担い手育成

地域で行われている各種の祭礼や芸能などの伝統文化を継承するため、学校教育や生涯教育と連携しながら、その担い手育成に向けた取り組みを進める。

## ○伝統文化等の復活

城下町文化を代表する芸屋台の保存と活用を進めるとともに、子供歌舞伎など、後継者不足により途絶えた伝統文化復活に向けた検討を進める。

## オ. 関連文化財群「舞鶴鎮守府開庁により築かれた歴史文化」の保存・活用

### ○旧舞鶴鎮守府関連文化財群の総合調査の実施

昭和期まで含めた旧舞鶴鎮守府関連の歴史文化遺産の総合的な把握調査を進める。

### ○赤れんが倉庫群の保存・活用

赤れんが倉庫群の歴史的価値を担保したうえで、活用のために必要なハード整備を進める。

### ○日本遺産構成文化財の活用

新たに日本遺産の構成文化財となった旧舞鶴鎮守府島嶼施設（蛇島ガソリン庫）へのアクセス手段の確保等、日本遺産構成文化財の活用を検討する。

### ○赤れんが倉庫群での展示拡充

赤れんが倉庫群での展示を拡充し、「舞鶴鎮守府開庁により築かれた歴史文化」を市民をはじめ、多くの来訪者にわかりやすく伝える。

### ○歴史的建造物活用機会の創出

舞鶴市の歴史的建造物の魅力発信のため、赤れんが倉庫等を活用したイベントを継続的に実施するとともに、ユニークベニューやサブカルチャー等新たな活用機会の創出に努める。

### ○赤れんが周辺の景観づくり

赤れんが建造物等、海軍ゆかりの近代化遺産が集積する町並み、眼前に広がる海を含めた景観づくりなど、まちづくり部局等との連携により、海軍ゆかりのまち舞鶴らしい景観づくりを進める。

## カ. 関連文化財群「引揚者を迎え入れた歴史文化」の保存・活用

### ○引揚関係資料調査の継続と記念館の展示内容の更新ならびに保存活用計画の改定

海外資料調査を継続して実施し、調査成果を含め、最新の学術調査成果を活用して、展示内容の更新を進める。また、「舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画」を見直し、必要な改定を行い、資料の確実な保存と活用を目指す。

### ○平和学習誘致の継続と平和学習教材の開発

これまでも進めてきた平和学習誘致を継続するとともに、サブカルチャーを活用するなど新しい効果的な平和学習教材の開発を進める。

### ○引揚記念館の語り部育成

学校教育と連携して、引揚記念館での語り部を育成し、子どもたちを中心とした次世代による記憶の継承を進める。

### ○食を通じた舞鶴引き揚げの日の歴史学習

子どもたちが舞鶴引き揚げの日の歴史を体感するための「舞鶴引き揚げの日」給食を継続して実施する。

### ○引揚記念館の資料の保存

引揚記念館に残る近現代の資料の劣化を防ぐため、デジタル化を含めた保存手法を検討する。また、引き揚げ体験者口述史料（オーラルヒストリー）の記録保存および既存データの整理を進め、デジタルアーカイブスの構築を目指す。

### 3. 歴史文化遺産の保存と活用に関する措置

本市の歴史文化の特徴、歴史文化遺産の保存・活用に係る課題、課題解決のための基本理念と5つの基本方針を受けて、本計画の計画期間である今後10年で優先的に実施する措置を次に示すとおり設定する。措置は、基本方針に基づき計画期間内に実施する取り組みの内容を指す。

措置の実施スケジュールは「短期」は1～3年（令和3～5年度）、「中期」は4～5年（令和3～7年度）、「長期」は6～10年（令和3～12年度）と設定する。なお、措置については市全体で取り組むものと関連文化財群のテーマ別に取り組むものに区分する。

措置のうち、「短期」で取り組むものについては、継続事業なども含まれることから、計画期間の初年度から開始して継続的に進めていくものとする。また、関連文化財群のテーマ別に取り組む措置については、短期に重点的に取り組み、今後の市域全域の取り組みを先導するものと位置づける。

措置の内容は、歴史文化遺産の保存・活用にあたっての基本方針毎に示す。

取組主体のうち、「市民」は、文化財所有者を含めた現在市内に居住する市民以外にも、在学・在勤者を含み一括して示す。「団体」は区・自治会、観光ボランティア、NPO等まちづくり団体、企業等を含む。「専門家」は大学等研究機関に所属する研究者やヘリテージマネージャー等を含むもので一括して示す。「行政」は文化財部局と、関連部局および京都府・近隣自治体なども含めた広域行政に区分する。

財源の「市費」の他、「府補助」は府の各種補助金、「国補助」は国の各種補助金（文化庁補助金・地方創生推進交付金等）、「団体費」は団体による活動費を指している。

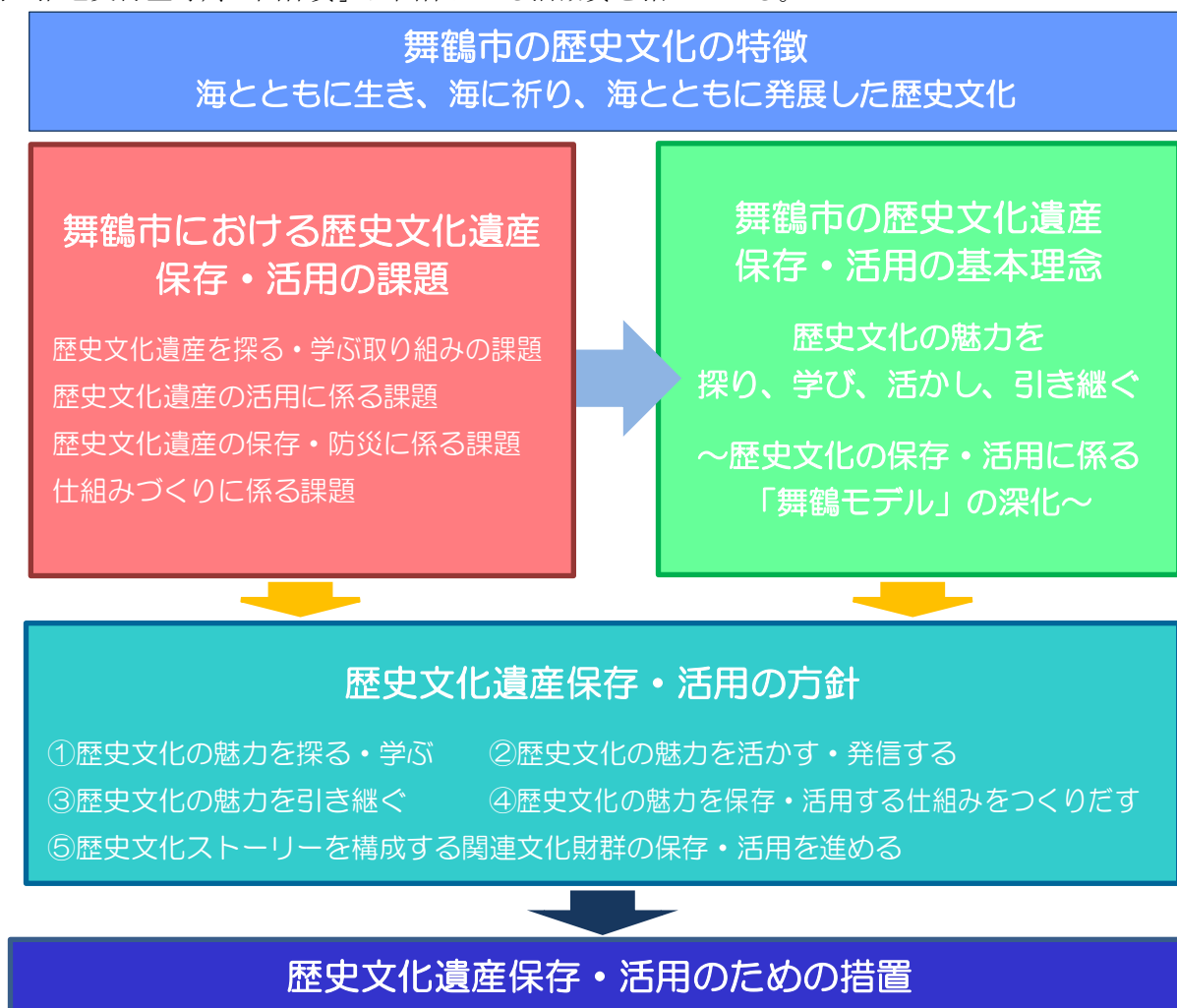


図 5-2 舞鶴市の歴史文化遺産保存・活用の課題—方針—措置



(1) 歴史文化遺産を探る・学ぶ取り組みに係る措置

■基本方針1 歴史文化の魅力を探る・学ぶ

◆方針1-1 歴史文化の魅力を探る

本市の歴史文化遺産の保存・活用のための担い手づくりなどに係る措置として、下記に示すように、歴史文化の魅力を探るための各種調査を専門家のみならず学校教育においても進める他、調査結果を図録にまとめて刊行するなど、多様な取り組みを推進する。

No.	事業名・事業内容	主な取組主体 <sup>注1</sup>	短期	中期	長期 <sup>注2</sup>	財源
1	<b>指定等文化財の学術調査の推進</b> 指定等文化財の学術調査を継続し、その価値の顕在化を進める	文化財部局 専門家 —				国補助 市費
2	<b>未指定の歴史文化遺産の把握調査の実施</b> 大学等研究機関の支援や市民・団体の協力のもと、指定等を受けていない近代以降の建造物や文化財の類型に当てはまらない歴史文化遺産についての把握調査や詳細調査を進める	文化財部局 市民・団体・専門家 —				国補助 市費
3	<b>遺跡の継続的な発掘調査</b> 遺跡等の発掘調査・学術調査を継続的に進める	文化財部局 専門家 —				国補助 府補助 市費 その他
4	<b>史跡整備に向けた取り組みの実施</b> 白杉古墳等地域の歴史を知るうえで重要な遺跡の史跡指定および公開のための整備に向けた検討を進める	文化財部局 専門家 —				国補助 府補助 市費
5	<b>「舞鶴歴史文化遺産叢書（仮称）」の刊行</b> 『舞鶴の〇〇』シリーズを「舞鶴歴史文化遺産叢書」として発展、特徴的な歴史文化遺産の学術調査を進め図録にまとめて刊行する	文化財部局・専門家 — 市民・団体				市費
6	<b>市民を巻き込んだ歴史文化遺産調査体制の構築</b> 石造物等地域に身近な歴史文化遺産について、市民と情報を共有し、その価値の掘り起こしに向けた体制を構築する	市民・団体 専門家・文化財部局 —				国補助
7	<b>学校教育における地域を探る取り組みの継続</b> 小中学生から高校生を含め、子どもたちが自ら地域を探り・学び・広く発信する特色ある取り組みを継続する	関連部局・市民・専門家 文化財部局・団体 —				市費

注1 上段が主として取り組む主体、中段が協力して取り組む主体、下段が一部に取り組む主体を示す。なお、表記はより主となる主体から順に示している。以下同じ。

注2 短期・中期・長期は目安として令和3～5年度・令和3～7年度・令和3～12年度に取り組むこととしているが、措置の内容によっては十分な検討期間を経て具体化させる必要があるため、中期（令和6～7年度）や長期（令和8～12年度）に取組みを進める。

◆方針 1-2 歴史文化の魅力を学ぶ

本市の歴史文化遺産の保存・活用のための学習の取り組みとして、下記に示すように、まちづくり出前講座やふるさと学習、食育、まち歩き、市民講座の開催など、市民や子どもたちが歴史文化の魅力を学ぶ機会と場を提供する。

No.	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
8	<b>まちづくり出前講座の開催</b> 市民を対象に歴史文化遺産に関する出前講座を引き続き開催する。また学校向け出前講座メニューを拡充する	文化財部局 — —				市費
9	<b>ふるさと学習の継続</b> 学校教育との連携により小中学生や高校生がふるさとの歴史文化を学ぶ機会を継続して実施する	関連部局・文化財部局・市民・団体・専門家 — —				市費
10	<b>郷土資料館展示・講演会の開催</b> 調査研究成果を踏まえた展示・講演会の開催や同好会の学習支援を通じ、市民に専門的な知識を学ぶ機会を提供する	文化財部局 市民 —				市費
11	<b>食育の推進</b> 京鮭や万願寺甘とう等の特産品を使った学校給食を通じ、ふるさとの農林水産業に対する理解を深めるための食育を継続する	関連部局・市民 — —				市費
12	<b>まち歩きの実施による新たな担い手育成</b> 地域単位のまち歩き等の実施を通じ、地域の歴史文化遺産を学ぶ機会を提供することで新たな担い手を育成する	関連部局・市民 文化財部局 団体・専門家				市費
13	<b>市民講座の開催などの地元学事業の継続的実施</b> 公民館等を拠点として歴史文化遺産の価値や魅力を伝える地元学事業を継続し、市民の学ぶ機会を充実する	関連部局・市民 文化財部局 団体・専門家				市費

(2) 歴史文化遺産の活用に係る措置

■基本方針2 歴史文化の魅力を活かす・発信する

◆方針2-1 歴史文化の魅力を活かす

歴史文化遺産の魅力を観光振興、まちづくり、市民活動に活かすために、下記に示す取り組みを計画的に進める。

No.	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
14	<b>世界記憶遺産・日本遺産等を活用した観光振興</b> 世界記憶遺産や日本遺産・日本の20世紀遺産等のブランドを活かした企画開発等の取り組みを進め、観光振興につなげる	関連部局・文化財部局・団体 — 専門家・市民				国補助 府補助 市費
15	<b>舞鶴らしい歴史的建造物活用の推進</b> 若の湯・旧舞鶴鎮守府乙号官舎や古民家や町屋等、舞鶴らしい歴史的建造物活用の拡充を図る	関連部局・文化財部局・団体 — 市民・専門家				国補助 市費
16	<b>歴史文化を活用する市民活動の拡充</b> 生涯学習の推進により地域公共人材の育成、子どもたちも含めた歴史文化の世代間共有の取り組みにより市民活動を拡充する	関連部局・団体・市民 文化財部局 —				市費
17	<b>歴史文化遺産周遊ルートの開発・アクセス手法検討</b> 市内の歴史文化遺産周遊ルートを開発するとともに、無人バスの運行など最新技術を用いたアクセス手法を検討する	関連部局・文化財部局・団体・市民 — 専門家				国補助 府補助 市費
18	<b>地域素材を活かした特産品づくりなどの企画開発</b> 歴史文化遺産を活かした特産品の開発など五感を使った新しい企画開発を進める	団体 関連部局・文化財部局・専門家・市民 —				団体費
19	<b>農林水産業第6次産業化</b> 舞鶴茶を活用したカフェ等、農林水産業の6次産業化を支援し、森林荒廃や遊休農地化を改善する	団体・市民 関連部局 —				団体費 市費



◆方針 2-2 歴史文化の魅力を情報発信する

本市の歴史文化の魅力を情報発信するため、下記に示すように広報や案内板のみならず、関連文化財群のストーリーの発信や歴史的建造物の活用なども含め、多角的な取り組みを進める。

No.	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
20	<b>広報・HP への定期的な情報発信</b> 市民に対し歴史文化遺産の周知や興味関心を高めるため、広報やHPで定期的な情報発信を行う	文化財部局 — —				市費
21	<b>案内板・案内マップの整備</b> 多言語表記による案内板の整備や案内マップの作成とともに、市民と協働し地域の歴史文化遺産の説明板の整備を進める	関連部局・団体 文化財部局 市民				国補助 市費
22	<b>歴史文化遺産周知・認識・発信の最先端ツールの拡充</b> 地図アプリやVR・AR等の先端技術を活用するほか、webやSNS等歴史文化の魅力を周知・発信のためのツールを拡充する	関連部局・文化財部局・団体 専門家 市民				国補助 府補助
23	<b>祭礼の動画作成</b> 魅力的な祭礼の動画を作成し、子どもたちの教材とする他、広くその魅力を発信する	文化財部局・団体 専門家・市民 —				国補助 府補助
24	<b>活用のためのプロモーションの推進</b> 価値や魅力を発信する多角的なプロモーションを企画・推進することで歴史文化遺産の活用を推進する	関連部局・団体・専門家 文化財部局 市民				国補助 府補助
25	<b>フィルムコミッションの継続</b> 舞鶴の歴史文化の魅力を内外に伝えるフィルムコミッションの取り組みを継続する	関連部局・団体・専門家 — —				市費 民間企業
26	<b>歴史文化遺産の情報検索サイトの構築</b> 市内外から舞鶴の歴史文化遺産に触れる機会となる情報検索サイトを構築する	文化財部局 — —				国補助 市費
27	<b>資料館等の連携による情報発信・展示開発手法の開発</b> 郷土資料館・田辺城資料館・引揚記念館・赤れんが博物館の連携による情報発信強化、音声ガイド・AI等を活用したわかりやすい展示解説・館内案内手法の開発を進める	文化財部局・関連部局・団体・専門家 — —				国補助 市費

(3) 歴史文化遺産の保存・防災に係る措置

■基本方針3 歴史文化の魅力を引き継ぐ

本市の歴史文化遺産の魅力を確実に次世代に引き継ぐために下記に示す取り組みを進める。

No.	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
28	<b>指定等文化財の確実な保存</b> 繊細な指定等文化財についてはその状況を丁寧に把握し、確実な保存を進める	文化財部局 専門家 市民				国補助 府補助 市費
29	<b>文化財保存事業の計画的実施</b> 指定等文化財に係る保存活用計画作成の他、歴史文化遺産の保存事業を計画的に進める	文化財部局 — 専門家				国補助 府補助
30	<b>新たな文化財の指定・登録等推進</b> 調査により学術的価値を明らかにし、歴史文化遺産の指定・登録等を推進する	文化財部局 専門家 —				市費
31	<b>文化財保全事業補助</b> 未指定を含めた有形・無形の歴史文化遺産保存のため、財政的支援を含めた各種支援を継続する	文化財部局 — —				国補助 府補助 市費
32	<b>歴史文化遺産収蔵施設の集約化</b> 市内に分散収蔵する考古・民俗資料等市所蔵資料の一元的な管理・保管のため、収蔵施設の拡充を図るとともに、収蔵施設の集約化を検討する	文化財部局 関連部局 —				市費
33	<b>施策連携による歴史文化遺産と周辺環境の一体的保存</b> 舞鶴らしい歴史文化遺産と周辺環境の一体的な保存により地域の魅力を引き継ぐ	関連部局・文化財部局 団体・専門家・市民 —				国補助 府補助
34	<b>歴史文化遺産のデータベース化</b> 歴史文化遺産のデータベース化を進め、誰もが情報を共有できる仕組みを整備する	文化財部局・関連部局 — —				市費
35	<b>財源確保の仕組みづくり</b> 歴史文化遺産保存・活用のための財源確保のため、ふるさと納税やクラウドファンディング活用等の仕組みづくりを進める	関連部局・団体 文化財部局・市民 —				寄付
36	<b>文化財ハザードマップ・危機管理マニュアルの作成</b> 災害危険個所の把握・共有および指定文化財を中心とした災害発生時の危機管理マニュアルを作成する	関連部局・文化財部局 — —				市費
37	<b>大規模災害に備えた体制構築</b> 大規模災害に備えた文化財レスキュー等のための体制を構築する	文化財部局 関連部局・団体・専門家・市民 —				国補助 市費
38	<b>指定文化財等の防災・防犯設備の整備推進</b> 歴史文化遺産を災害等から保存するため、防災・防犯設備の整備を推進する	文化財部局 関連部局 団体・市民				国補助 府補助 市費

(4) 歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みづくりに係る措置

■基本方針4 歴史文化の魅力を保存・活用する仕組みをつくりだす

◆方針4-1 歴史文化遺産を保存・活用する体制を構築する

歴史文化の魅力を確実に保存・活用するため、下記に示す体制を構築する。

No.	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
39	<b>歴史文化遺産の調査研究・保存・活用に係る専門的な人材の確保</b> 歴史文化遺産の専門的な人材である学芸員や技術者の配置を進める	関連部局 文化財部局 —				市費
40	<b>歴史文化に関わる地域活動支援制度の創設</b> 歴史文化に関わる地域活動・市民活動を支援する制度を創設する	文化財部局 関連部局・団体 専門家・市民				市費
41	<b>府文化財保護指導委員による巡視</b> 歴史文化遺産の保存管理、普及のため京都府文化財保護指導委員が巡視を行う	文化財部局・市民・専門家 — —				府費
42	<b>地域による歴史文化遺産の見守り活動の維持</b> 本計画の周知に努め、地域の寺社等、身近な歴史文化遺産について市民による見守り活動を継続的に維持する	市民 文化財部局・関連部局 団体				市費
43	<b>「舞鶴市民遺産制度（仮称）」創設</b> 歴史文化遺産継承のための「市民遺産制度（仮称）」の創設を検討する	文化財部局・団体・市民 関連部局 —				市費



◆方針 4-2 多様な主体との連携により広がりある事業を展開する

本市の歴史文化の保存・活用をより一層展開するため、下記に示すように多様な主体との連携を推進する。

No.	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
44	<b>多様な市民との協働事業の展開</b> 舞鶴に学び、働く学生や社会人とその家族などを含め多様な市民との協働による歴史文化の保存・活用事業を展開する	市民・団体・関連部局・文化財部局 — —				市費
45	<b>関係各課との連携事業の実施</b> まちづくり・景観・観光・防災・産業に係る関係各課との連携による事業を実施する	文化財部局・関連部局 — —				市費
46	<b>歴史文化を通じた国際交流の推進</b> 海に開かれた舞鶴の特性を活かし、姉妹都市も含めた青少年国際交流の取り組みや情報発信を継続して進める	関連部局・市民・団体 — —				市費 団体費
47	<b>他の自治体との連携の促進</b> 日本遺産協議会、海の京都関連自治体と連携した取り組みを促進する	関連部局・文化財部局 — —				市費 府補助
48	<b>まちづくり団体との連携促進</b> ワークショップの開催等、NPOや文化財保存団体等と連携し、歴史文化遺産のまちづくりへの活用に取り組む	団体・文化財部局・関連部局 — —				市費 団体費
49	<b>大学等との連携の持続的推進</b> 京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）の活用等、大学など専門的知識を有する人材との連携を継続し、歴史文化遺産の保存・活用に取り組む	文化財部局・関連部局・専門家 団体 —				市費 団体費

(5) 歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用に係る措置

■基本方針5 歴史文化ストーリーを構成する関連文化財群の保存・活用を進める

本市の歴史文化の特徴を活かした関連文化財群とそのストーリーをより一層展開するため、下記に示す取り組みを重点的に進める。

No.	関連文化財群のテーマ	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
50	全体	<b>歴史文化遺産と周辺の海や山が一体となった活用方策の検討</b> 舞鶴湾に関わる歴史文化遺産と周辺の海や山が一体となって活用できるよう、散策路整備やマップ作成等の活用方策を検討する	関連部局 文化財部局 団体・専門家				国補助 府補助 市費
51	全体	<b>関連文化財群の歴史文化ストーリーの発信</b> 市民や来訪者が関連文化財群を周遊できるよう、SNSなどを活用して、必要な情報発信を進める	関連部局・文化財部局・団体 — —				市費
52	1. 多様な自然	<b>自然環境保全活動団体等への支援</b> 講師派遣や市の顕彰制度および外部の助成制度の活用等、自然環境保全に取り組む団体の支援を進める	関連部局・文化財部局 団体・市民 —				国補助 市費 財団補助
53	2. 人と海	<b>海にまつわる祭礼芸能・伝統行事等の記録作成</b> 雄島まいり等舞鶴に特徴的な海にまつわる祭礼芸能・伝統行事の記録保存を進め、その魅力を学び発信する素材とする	団体 市民・専門家・文化財部局 —				国補助 府補助
54	2. 人と海	<b>特徴的な漁業集落の町並み・文化的景観調査</b> 吉原や成生などの特徴的な漁業集落の町並み、生業と生活と景観が一体となった文化的景観調査を進める	専門家 文化財部局・関連部局 —				国補助 府補助 市費
55	2. 人と海	<b>体験学習推進による観光対応</b> 海とともに生きてきた舞鶴の特性を活かし、観光客にも対応した海の歴史文化学習体験の取り組みを拡充する	関連部局・団体 文化財部局 専門家				市費 団体費
56	3. 山と里	<b>民俗文化財の掘り起こしと調査記録事業</b> 「辻堂」「阿弥陀堂」等の舞鶴に特徴的な建造物・民俗慣行等の調査を大学や市民と協働で進め、webを活用した成果公開等、広くその魅力発信に努める	文化財部局・市民・専門家 団体 —				市費 団体費
57	4. 城下町	<b>街道沿いの道標等の把握調査</b> 街道沿いに残る道標や地藏などの身近な生活の場にある石造物の把握調査を市民協働で進める	市民・専門家 文化財部局 団体				国補助 市費
58	4. 城下町	<b>田辺城ガイド養成講座の拡充</b> 子どもたちを含めた市民を対象に田辺城の歴史を学ぶ機会を提供し、次世代の田辺城ガイドを養成する	団体・市民 文化財部局 —				市費
59	4. 城下町	<b>伝統文化の担い手育成</b> 地域の祭礼などの伝統文化を継承するため、祭礼の動画作成や後継者育成講座の開催など、担い手育成手法を検討する	文化財部局・関連部局 市民 団体・専門家				市費
60	4. 城下町	<b>田辺城趾とその周辺の魅力発信</b> 田辺城趾を核とした城下町らしい魅力発信のため、資料館の展示の拡充、「歴史のみち」や、休憩所等田辺城周辺の総合的な整備を継続して進める	関連部局・文化財部局 市民・団体・専門家 —				国補助 市費

No.	関連文化財群 のテーマ	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
61	4. 城下町	<b>糸井文庫活用事業</b> 展示施設の整備等、「糸井文庫」の魅力を活かすための活用方法を検討する	関連部局・文化財部局 専門家 —				国補助 市費
62	4. 城下町	<b>伝統文化等の復活</b> 城下町の町人文化である子供歌舞伎の復活など伝統文化等の復活に向けた取り組みを検討する	団体 関連部局・文化財部局・専門家・市民 —				国補助 府補助 市費
63	5. 鎮守府	<b>旧舞鶴鎮守府関連文化財群の総合調査</b> 舞鶴要塞群の史跡指定に向けて舞鶴鎮守府関連する歴史文化遺産群の総合的な把握調査を進める	文化財部局 専門家 団体・市民				国補助 市費
64	5. 鎮守府	<b>日本遺産構成文化財活用のための環境整備</b> 新たに追加認定を受けた舞鶴鎮守府島嶼施設の活用方法の検討やアクセス手段の整備等、日本遺産構成文化財の活用に向けた取り組みを進める	関連部局 文化財部局 —				国補助
65	5. 鎮守府	<b>赤れんが博物館の展示拡充</b> 舞鶴鎮守府の歴史文化を活かすため、赤れんが博物館の展示内容の充実や収蔵庫・バックヤードの確保も含め、リニューアルに向けた検討を進める	関連部局 文化財部局 団体・専門家				国補助
66	5. 鎮守府	<b>歴史的建造物の新たな活用機会の創出</b> 赤れんが倉庫等歴史的建造物活用イベントを継続的に実施するとともに、ユニークベニューやサブカルチャー等新たな活用機会の創出に努める	関連部局・団体・専門家 市民 —				団体費
67	5. 鎮守府	<b>赤れんが周辺の景観づくり</b> 赤れんが周辺等まちづくり基本計画に基づく赤れんがパークを核とした旧海軍ゆかりのまちらしい景観づくりを進める	関連部局・文化財部局 団体・専門家・市民 —				国補助 市費
68	5. 鎮守府	<b>重要文化財赤れんが倉庫群等耐震補強・修理工事</b> 文部科学省所管赤れんが倉庫群の活用を見据えた耐震補強や修理工事、設備更新を実施する	関連部局・文化財部局・専門家 団体 —				国補助 府補助 市費
69	6. 引揚者	<b>引揚関係資料調査の継続と展示内容の更新</b> 海外資料調査を継続して実施し、調査成果を含め最新の学術的成果を活用し展示内容の更新を進める	関連部局 文化財部局・専門家 —				国補助 市費
70	6. 引揚者	<b>平和学習教材の開発</b> サブカルチャーを活用するなど新しい効果的な平和学習教材の開発を進める	関連部局 — 専門家・団体				市費
71	6. 引揚者	<b>食を通じた舞鶴引き揚げの日の歴史学習</b> 子どもたちが舞鶴引き揚げの日の歴史を体感するための「舞鶴引き揚げの日給食」を継続して実施する	関連部局・市民 — —				市費



No.	関連文化財群 のテーマ	事業名・事業内容	主な取組主体	短期	中期	長期	財源
72	6. 引揚者	<b>舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用 計画の改定</b> 「舞鶴引揚記念館収蔵資料保存活用計画」 を見直し必要な改定を行う	関連部局・専門家 — 文化財部局				市費
73	6. 引揚者	<b>引揚記念館語り部の育成</b> 次世代による継承のため、子どもたちが引 き揚げの記憶を学び、語り部養成講座に参 加、語り部として引揚記念館で活躍する機 会を継続して進める	関連部局・文化財部局・団体・ 市民 — 専門家				市費
74	6. 引揚者	<b>近現代資料の保存の推進</b> 引揚記念館の資料など近現代資料の保存の ための最適手法を検討して未来に引き継ぐ	文化財部局 専門家 —				国補助
75	6. 引揚者	<b>引揚体験の記録保存</b> 引き揚げ体験者口述史料（オーラルヒスト リー）の記録保存および既存データの整理 を進め、デジタルアーカイブズの構築を目 指す	関連部局 専門家 文化財部局				国補助
76	6. 引揚者	<b>平和学習誘致の継続</b> 市外からの教育旅行による平和学習誘致を 継続する	関連部局 — —				市費

## 第6章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制

### 1. 舞鶴市の体制

歴史文化遺産の保存・活用所管課および関係部局・博物館施設における職員・専門人材の配置状況や、地方文化財保護審議会である舞鶴市文化財保護審議会、京都府文化財保護指導委員および外部の専門人材の配置状況は下記のとおりである。

表 6-1 歴史文化遺産の保存・活用の体制（令和2年4月現在）

市役所
<b>【歴史文化遺産所管課】</b>
<b>文化振興課</b> 業務内容：文化の振興に係る企画および調整に関する事。歴史文化遺産の保護および活用に関する事。 職員数：6名（うち専門職員3名、1名は引揚記念館と兼務）
<b>【関係課】</b>
<b>観光振興課</b> 業務内容：観光振興および観光関係団体の育成等に関する事。赤れんがによるまちづくりに関する事。
<b>都市計画課</b> 業務内容：景観行政に関する事。開発行為等に関する事。
<b>企画政策課</b> 業務内容：市総合計画に関する事。上位計画および市の他計画との調整に関する事。
<b>地域づくり支援課</b> 業務内容：地域コミュニティの振興に関する事。生涯学習の推進に関する事および公民館に関する事。
<b>学校教育課</b> 業務内容：教育課程および学習指導に関する事。ふるさと学習に関する事。
<b>消防本部予防課</b> 業務内容：消防用設備の設置指導に関する事。文化財の防火に関する事。
<b>【博物館施設】</b>
<b>舞鶴市郷土資料館</b> 業務内容：郷土の文化的遺産を収集・保存・展示。 職員数：3名（うち専門職員2名、1名は田辺城資料館と兼務） ※ 施設の職員数には臨時職員等を含む。以下、同じ。
<b>舞鶴市田辺城資料館</b> 業務内容：城下町に関する歴史資料、地理資料、民俗資料等の展示・保存等。 職員数：3名（うち専門職員1名、1名は郷土資料館と兼務）
<b>舞鶴市立赤れんが博物館</b> 業務内容：国内外のれんがおよびれんが建造物に関する現物および関連資料等の収集、展示、保存、研究等を行うとともに、れんがに関する情報の発信。 職員数：8名（うち専門職員1名、職員のうち1名は観光振興課と兼務）
<b>舞鶴引揚記念館</b> 業務内容：引揚げ関係資料等の収集、保存および展示並びにその調査および研究に関する事。引揚げの史実および平和の尊さの発信に関する事。 職員数：15名（うち専門職員3名、1名は文化振興課と兼務）

<b>地方文化財保護審議会等</b>
<p><b>舞鶴市文化財保護審議会</b> 権限：市長の諮問に応じて、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議し、ならびにこれらの事項に関して市長に建議する。 委員：12名（委員定数13名）</p> <p><b>舞鶴市文化振興審議会</b> 権限：市長の諮問に応じ、文化の振興に関する事項について、調査し、および審議するとともに、その結果を答申する。 委員：10名（委員定数10名）</p>
<b>文化財保護指導委員</b>
<p><b>京都府文化財保護指導委員</b> 職務内容：担当区域内の文化財等の保存管理に関する巡視、指導助言。 委員：2名（本市担当委員）</p>
<b>関係団体・個人等</b>
<p><b>一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO）</b> 活動内容：海の京都地域の連携とネットワークの強化、観光地域づくりの推進等。</p> <p><b>舞鶴観光ガイドボランティアけやきの会</b> 活動内容：赤れんが他舞鶴一円の観光ガイド。</p> <p><b>田辺城ガイドの会</b> 活動内容：田辺城および城下町のガイド。</p> <p><b>NPO 法人舞鶴・引揚語り部の会</b> 活動内容：引揚記念館の展示資料や引き揚げの史実、引揚者をあたたかく迎え入れたまちの歴史を語り継ぐ。</p> <p><b>青葉山レインジャー隊</b> 活動内容：若狭湾地域における生物・自然環境等の保全・普及教育。</p> <p><b>舞鶴ネイチャーガイドの会</b> 活動内容：舞鶴の豊かな自然を紹介するネイチャーガイド。</p> <p><b>冠島調査研究会</b> 活動内容：冠島のオオミズナギドリの生態調査・研究。</p> <p><b>舞鶴地方史研究会</b> 活動内容：舞鶴市の歴史の研究、例会・研究会の開催、会誌の発行等。</p> <p><b>舞鶴自治連・区長連協議会</b> <b>歴史文化遺産所有者（団体・個人）</b> <b>市内小・中・高等学校</b>                      <b>その他市内で活動している団体 ※</b></p>
<b>京都府関係機関</b>
<p><b>京都府文化財保護課</b> 業務内容：文化財保護法の施行に関する事務。府指定文化財、府登録文化財等の保存と活用に関すること。</p> <p><b>京都府立丹後郷土資料館</b> 業務内容：歴史資料等の収集、整理および保存、調査および研究、展示および利用に関すること。</p> <p><b>京都府文化政策室</b> 業務内容：文化行政の企画に関すること。未指定文化財の保護のための補助事業。</p> <p><b>京都府立京都学・歴彩館</b> 業務内容：京都府関係資料の収集・保存・調査研究・公開。</p>
<b>広域団体</b>
<p><b>旧軍港市日本遺産活用推進協議会</b> <b>全国近代化遺産活用連絡協議会</b> <b>京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会 等</b></p>

※ 関係団体・個人等については、今後の計画の進捗状況を踏まえ、適宜追加を行う。



## 2. 推進体制の構築

### (1) 庁内体制の整備・連携の推進

歴史文化遺産の適切な保存と活用の推進のため、学芸員等専門知識をもつ職員を配置するとともに、日本遺産を中心とした近代化遺産の魅力発信と観光振興、赤れんが倉庫群の整備活用、海辺の漁業集落や城下町など舞鶴らしい景観の保全、歴史文化遺産の次世代への継承や担い手の育成等、市内の歴史文化遺産の保存と活用を効果的に進めていくためには、観光、まちづくり、景観、教育といった関連する各分野との連携が不可欠である。本計画の作成にあたっては、これらの関係部署が現在取り組む事業の内容や今後の動向、予定する事業展開を踏まえ、具体的な保存・活用に関する措置を定めている。今後はさらに、地域づくり・生涯学習、農林水産、産業振興、広報等、庁内連携の輪を広げ、これら関係部署と目標を共有しつつ、相互の連携を強化していく。その他、防災・消防部署とも協力し、地域防災計画に基づき歴史文化遺産の防災に努めていく。

### (2) 市民・団体との連携の推進

#### ア. 所有者との連携

歴史文化遺産の所有者の大半は、市内の個人・団体である。これらの歴史文化遺産が現在まで保存・継承されてきたのは、行政から一定の財政支援はあるものの、各所有者の不断の努力によるところが大きい。本計画の基本方針3「歴史文化の魅力を引き継ぐ」実現のため、今後も所有者と連携し、歴史文化遺産の適切な保存を進めるとともに、活用に取り組む場合においても、活用する側と所有者、相互に有意義な事業となるよう十分な調整を図る。

#### イ. 地域住民との連携

個人・団体のほか、自治会・区や氏子・檀家組織・講等、地域住民を構成員とする団体により、歴史文化遺産の保存・継承が担われている場合も多い。基本方針4「歴史文化の魅力を保全・活用するための仕組みをつくりだす」実現のためには、これらの地域に根差した歴史文化遺産についての掘り起しや防犯・防災のための見守り活動等、地域住民自身がその価値を見出し、主体となって保存と活用に取り組むことが不可欠である。今後、地域住民との一層の連携・協働のもと歴史文化遺産の保存・活用を進める。

#### ウ. 学校との連携

基本方針1-2「歴史文化の魅力を学ぶ」の実現、および3「歴史文化の魅力を引き継ぐ」主体を育成するため、学校教育におけるふるさと学習等を通じ、舞鶴市の歴史文化遺産の魅力をわかりやすく伝え、子どもたちを中心とした次世代が本市の歴史文化に興味をもち、誇りと愛着を醸成し、住み続けたいと感じることができる機会を充実するため、市内の学校・教員との連携を推進する。

#### エ. 団体との連携

基本方針の2「歴史文化の魅力を活かす・発信する」ためにも、今後も観光情報の共有・発信および観光客の誘致・案内・誘導、地域資源の発掘および開発と着地型・体験型旅行商品の開発および販売促進等において、京都府北部地域全体の観光地域づくりに取り組む（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社との連携が不可欠である。また、市内では市民自らが学び・発信する観光ボランティア団体が活動しており、これらの観光ボランティア団体の協力のもと今後の事業展開を目指す。

また、自然環境の保全・普及啓発活動に取り組むボランティア団体や有志の研究者グループの活動や後継者の育成を支援する。

さらに、今後は、関係部署を通じ、まちづくりに取り組むNPOや企業・事業者との連携や、ライオンズクラブやロータリークラブなどの社会貢献を目的とする団体とも連携したうえで、歴史文化遺産の保存・活用への支援を得るとともに団体相互の連携体制の構築を目指す。

### (3) 外部の専門家との連携の推進

これまでも文化財保護審議会の委員や大学・研究機関等に所属する研究者による調査や資料保存・修理に係る指導・助言のほか、京都府文化財保護課・京都府立丹後郷土資料館・(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター等関連機関による調査、京都府立大学の地域貢献型特別研究(ACTR)を活用した共同研究やフィールドワークを実施してきた。また、市内には舞鶴工業高等専門学校等の高等教育機関があり、人文科学・建築学・工学等幅広い専門的人材を有している。市内の歴史文化遺産の価値の発見・再認識のためにも、これらの外部の専門家と連携・協働し、本計画の基本方針1「歴史文化の魅力を探る・学ぶ」の実現を目指す。

### (4) 広域連携の推進

旧海軍鎮守府が置かれた横須賀・呉・佐世保・舞鶴の4市には、海軍ゆかりの近代化遺産が多く残り、日本遺産「日本近代化の躍動を体感できるまち」のストーリーを活用した観光振興による地域経済の活性化を図るため、旧軍港4市による「旧軍港市日本遺産活用推進協議会」を組織しており、今後も日本遺産をはじめとして、4市の歴史文化の魅力を発信するため連携して事業展開を進める。

また、赤れんが倉庫群に代表される近代化遺産の保存・活用と伝統産業等を活かした地域振興、歴史的町並みの保存、地域資源を活かした新たな観光の創出に資することを目的とした「全国近代化遺産活用連絡協議会」と連携し、国内外に舞鶴市の近代化遺産の魅力を発信する取り組みを進めていく。

舞鶴市は、歴史的・文化的背景や、近年における交通アクセスの整備により、年々京阪神や日本海沿岸地域からの移動も格段に良くなっており、今後の交流人口の拡大や観光施策などの面で連携が期待されている。これまでも、京都府北部地域の5市2町と「京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会」を構成し、連携して歴史・文化・自然などの地域資源や観光振興など広域的なまちづくりへの取り組みを進めており、今後も域内で連携・協働した取り組みを進めていく。

その他にも、国や京都府、姉妹都市をはじめとした海外の個人・団体・機関等と幅広く連携し、本市の歴史文化遺産の保存と活用に係る取り組みを進めていく。

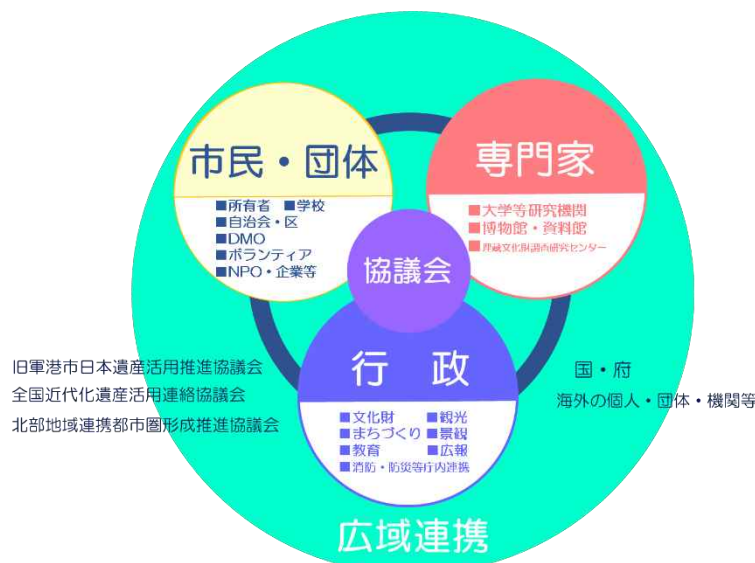


図6-1 舞鶴市の推進体制

### 3. 計画の推進・進捗管理

本計画の推進および進捗管理にあたっては、現在設置する「舞鶴市文化財保存活用地域計画策定懇話会」に必要な団体・機関等を加え、文化財保護法第183条の9に定める「協議会」として、新たに「舞鶴市文化財保存活用地域計画協議会（仮称）」（以下、協議会）を設置し、本計画の推進組織として位置づける。

協議会は、年1回程度開催し、本計画が定める措置について、年度ごとの実施計画や実施状況の報告を受け、自己評価を実施して進捗状況等の管理を行う。

なお、本計画の計画期間は10年間とするが、計画期間を各5年の前・後期に分け、前期5年の経過時に協議会において自己評価や見直しを実施し、後期5年の事業計画について、必要な更新・修正を加え、文化庁長官の認定を受けるものとする。

また、計画期間10年の経過時に計画全体の総括評価を行ったうえで、協議会において次期計画を作成する。

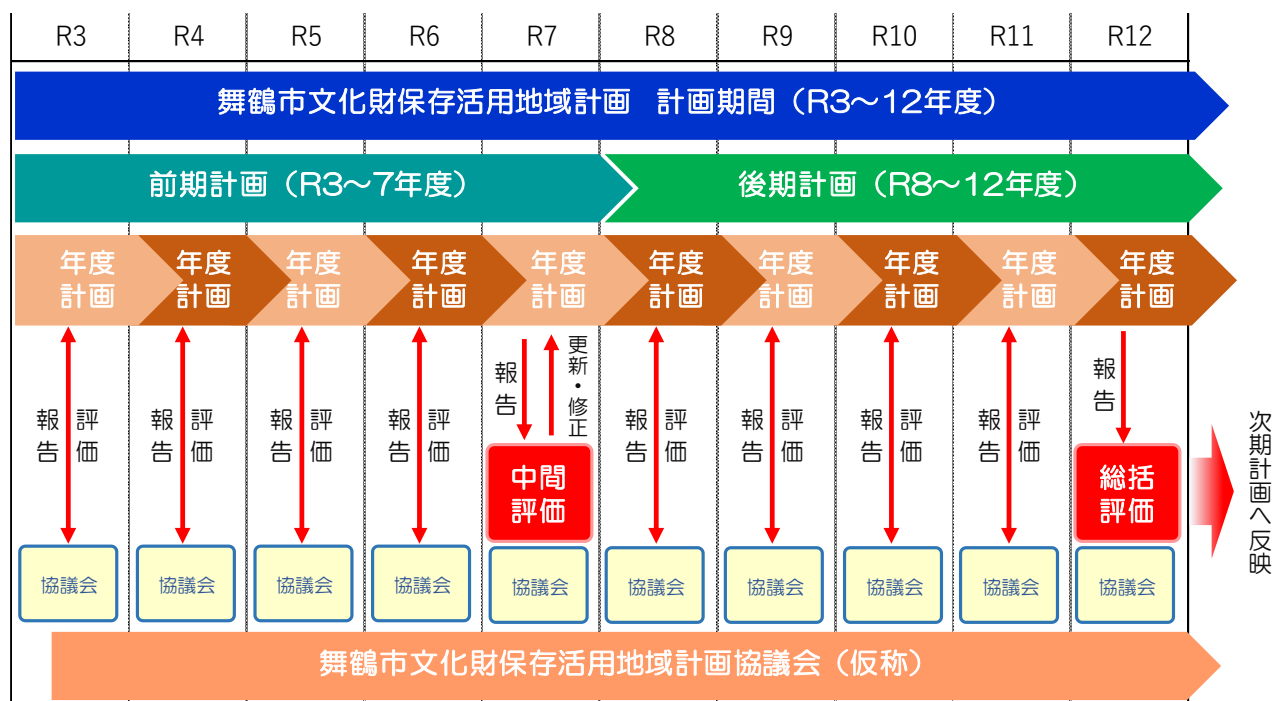


図6-2 計画期間と進捗管理イメージ